

官報

号外 昭和三十六年六月七日

○第三十八回 参議院會議録第三十六号

昭和三十六年六月七日(水曜日)

午後七時五十七分開議

議事日程 第三十五号

昭和三十六年六月七日

午前一時開議

第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 魚佃安定基金法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 漁業生産調整組合法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 機械類賦払信用保険特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 原子力損害の賠償に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 原子力損害賠償補償契約に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案(野木品吉君外十五名発議)

第二三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二四 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二五 スポーツ振興法案(衆議院提出)

第二六 オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二七 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二八 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二九 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三〇 本日會議に付した案件

一、日程第二十二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二十三 学校教育法の一部を改正する法律案

一、日程第二十四 学校教育法の一部を改正する法律案

第三一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三三 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三四 魚佃安定基金法案(内閣提出、衆議院送付)

第三五 漁業生産調整組合法案(内閣提出、衆議院送付)

第三六 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三七 機械類賦払信用保険特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

第三八 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三九 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四〇 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案

一、日程第六 魚佃安定基金法案

一、日程第七 漁業生産調整組合法案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大和 与一君
地方行政委員 千葉 信君
大蔵委員 阿部 竹松君
文教委員 野上 進君
同 小柳 牧衛君
社会労働委員 江藤 智君
農林水産委員 戸叶 武君
運輸委員 最上 英子君

一、日程第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案

一、日程第六 魚佃安定基金法案

一、日程第七 漁業生産調整組合法案

一、日程第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案

一、日程第六 魚佃安定基金法案

一、日程第七 漁業生産調整組合法案

一、日程第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案

一、日程第六 魚佃安定基金法案

一、日程第七 漁業生産調整組合法案

一、日程第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案

一、日程第六 魚佃安定基金法案

一、日程第七 漁業生産調整組合法案

一、日程第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 愛知用水公団法の一部を改正する法律案

一、日程第六 魚佃安定基金法案

一、日程第七 漁業生産調整組合法案

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 議長の報告 會議 議事日程変更の件 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案外二件

同 二見 甚郷君

同 江田 三郎君

通信委員 植竹 春彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 千葉 信君

地方行政委員 江田 三郎君

大蔵委員 戸叶 武君

文教委員 最上 英子君

同 植竹 春彦君

同 二見 甚郷君

同 阿部 竹松君

同 野上 進君

同 江藤 智君

同 大和 与一君

通信委員 小柳 牧衛君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会

理事 鍋島 直紹君 (鍋島直紹君の補欠)

農林水産委員会

理事 北村 暢君 (亀田得治君の補欠)

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

女子教育職員

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案 (野本品吉君外十五名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議

案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案(小笠八公昭君外十名提出)

内閣委員会に付託

国民年金法の一部を改正する法律案 (田中正巳君外二十五名提出)

社会労働委員会に付託

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

農林水産委員会に付託

同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案(野本品吉君外十五名発議)

同日左の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

魚佃安定基金法案可決報告書

漁業生産調整組合法案可決報告書

学校教育法の一部を改正する法律案可決報告書

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案可決報告書

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に關する法律案可決報告書

スポーツ振興法案可決報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案可決報告書

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件議決報告書

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めの件議決報告書

国際電気通信条約の締結について承認を求めの件議決報告書

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案可決報告書

機械類賦払信用保険特別会計法案可決報告書

鉄道敷設法の一部を改正する法律案可決報告書

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

税理士法の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案可決報告書

海上保安庁法の一部を改正する法律案可決報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員山本伊三郎君提出林野特産物(林野雑産物を含む)補償の未払い状況に關する質問に対する答弁書

同日、去る四月八日予備審査のため衆議院に送付した左の議案は、発議者から撤回の申出があり、昨六日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業基本法案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 農業基本法

議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、日程の順序を変更して、

日程第二十二、女子教育職員

産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案(野本品吉君外十五名発議)

日程第二十三、学校教育法の一部を改正する法律案、

日程第二十四、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上三案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長平林剛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案

右の議案を發議する。

昭和三十六年六月六日

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案外二件 八三三

参議者

- 野本 品吉 豊瀬 禎一
- 近藤 鶴代 北畠 教真
- 安部 清美 杉浦 武雄
- 下條 康麿 鍋島 直紹
- 米田 勲 矢嶋 三義
- 平林 剛 井川 伊平
- 千葉千代世 野上 進
- 高橋進太郎 山本 杉
- 賛成者
- 青木 一男 青田源太郎
- 青柳 秀夫 赤間 文三
- 秋山俊一郎 天竺 良吉
- 井野 碩哉 井上 清一
- 石谷 憲男 石原幹市郎
- 泉山 三六 稲浦 鹿蔵
- 岩沢 忠恭 植垣弥一郎
- 植竹 春彦 上原 正吉
- 小沢久太郎 小幡 治和
- 大泉 寛三 大川 光三
- 太田 正孝 大谷藤之助
- 大谷 賢雄 大野木秀次郎
- 岡崎 真一 岡村文四郎
- 加藤 武徳 鹿島 俊雄
- 鹿島守之助 梶原 茂嘉
- 勝俣 稔 金丸 富夫
- 川上 為治 上林 忠次
- 木内 四郎 木島 義夫
- 木村篤太郎 岸田 幸雄
- 草葉 隆圓 黒川 武雄
- 柳木 亨弘 古池 信三
- 小林 英三 小林 武治
- 小柳 牧衛 小山邦太郎

- 後藤 義隆 河野 謙三
- 紅露 みつ 那 祐一
- 佐藤 芳男 佐野 廣
- 西郷吉之助 斎藤 昇
- 櫻井 志郎 笹森 順造
- 堀見 俊二 重政 庸徳
- 重宗 雄三 下村 定
- 白井 勇 新谷寅三郎
- 杉原 荒太 鈴木 恭一
- 鈴木 万平 田中 啓一
- 田中 清一 高野 一夫
- 高橋 衛 館 哲二
- 谷口 慶吉 谷口弥三郎
- 津島 壽一 手島 栄
- 寺尾 豊 徳永 正利
- 苦米地英俊 鳥嶋徳次郎
- 中野 文門 仲原 善一
- 永野 護 西川甚五郎
- 西田 隆男 野田 俊作
- 野村吉三郎 林屋亀次郎
- 一松 定吉 平島 敏夫
- 藤野 繁雄 二見 甚郷
- 堀 末治 堀木 謙三
- 堀本 宜実 前田佳都男
- 前田 久吉 増原 恵吉
- 松平 勇雄 松野 孝一
- 松村 秀逸 三木與吉郎
- 宮澤 喜一 武藤 常介
- 村上 春蔵 村松 久義
- 村山 道雄 最上 英子
- 谷村 貞治 山本 利壽
- 山本 米治 湯澤三千男
- 横山 フク 吉江 勝保

- 吉武 恵市 米田 正文
- 阿具根 登 阿部 竹松
- 相澤 重明 秋山 長造
- 荒木正三郎 伊藤 顕道
- 内村 清次 占部 秀男
- 江田 三郎 小笠原三三男
- 大河原一次 大倉 精一
- 大森 創造 大矢 正
- 阿 三郎 加瀬 完
- 加藤ソツエ 亀田 得治
- 木村禧八郎 木下 友敬
- 北村 暢 清澤 俊英
- 久保 等 小酒井義男
- 小林 孝平 小柳 勇
- 近藤 信一 佐多 忠隆
- 坂本 昭 重盛 壽治
- 鈴木 強 鈴木 壽
- 田中 一 高田なほ子
- 武内 五郎 千葉 信
- 格 繁夫 鶴園 哲夫
- 戸叶 武 中田 吉雄
- 中村 順造 永岡 光治
- 成瀬 精治 野上 元
- 野濤 勝 羽生 三七
- 藤田 進 藤田藤太郎
- 藤原 道子 松澤 兼人
- 松永 忠二 松本治一郎
- 光村 甚助 森 元治郎
- 森中 守義 大和 与一
- 安田 敏雄 山口 重彦
- 山本伊三郎 横川 正市
- 吉田 法晴

参議院議長松野鶴平殿

女子教育職員の出産に際しての
補助教育職員の出産に際しての
法律

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案外二件 八二四

合においては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間前の日から産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を任用するよう努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第二号を次のように改める。
二 女子教育職員の出席に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二号を次ように改める。

二 女子教育職員の出席に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される者
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

案

学校教育法の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第四条中「並びに大学の学部及び大学院」を、「大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 高等専門学校
第七十条の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
第七十条の三 高等専門学校には、工業に関する学科を置く。
前項の学科に關し必要な事項は、監督庁が、これを定める。
第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。
第七十条の五 高等専門学校に入学することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。
第七十条の六 高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。
高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
教授及び助教授は、学生を教授する。
助手は、教授又は助教授の職務を助ける。
講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第七十条の七 高等専門学校の設置の認可に關しては、監督庁は、高等専門学校審議会に諮問しなければならない。

高等専門学校審議会に關する事項は、政令でこれを定める。
第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、大学に編入することができる。
第七十条の九 第二十八条第六項、第四十九条、第五十条第三項、第六十四条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(高等専門学校の設置)

第二条 高等専門学校は、昭和三十一年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。
(名称)

第三条 この法律の施行の際、現にその名称中に高等専門学校という文字を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同法第八十三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律

(装師師法の一部改正)

第一条 装師師法(昭和十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第二号中「又ハ大学」を、「大学又ハ高等専門学校」に改める。

(日本育英会法の一部改正)

第二条 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第十六条ノ四第二項中「大学ニ於テシテ」を「大学又ハ高等専門学校ニ

(教育職員免許法の一部改正)

第十四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「修得しない者」の下に「又は高等専門学校を卒業しない者」を加える。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「認定した大学」の下に「(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)」に改める。

第五十一条第一号中「認定した大学」の下に「(短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。)」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第十六条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第一号中「六十二単位以上を修得し」を「六十二単位を卒業し」に改める。

以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。

第四十七条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第四十八条第二項中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とを

あわせて設置する学校法人

第五条第一項第一号中「大学院、盲学校」を、「大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校」に改める。

第七条中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第八条の見出し中「又は私立大学審議会を」と、私立大学審議会又は高等専門学校審議会に改め、

同条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、

同条に次の一項を加える。

3 文部大臣は、私立高等専門学校について、第五条各号に掲げる事項を行なう場合において

は、あらかじめ、学校教育法第七十条の七第一項の高等専門学校審議会(以下高等専門学校審議会という。)の意見を聞かなければならない。

第九条第二項及び第十一条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「又は私立大学審議会」を、「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改める。

第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「学科」を加える。

第五十九条第六項中「又は私立大学審議会」を、「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改める。

第六十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四条中「前号に掲げる私立学校以外の学校」若しくは「第二号に掲げる私立学校」とあり、又は第八条第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

(図書館法の一部改正)

第十八条 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「大学」の下に「又は高等専門学校」を加え、

同項第三号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加え、同条第二項第二号中「卒業した者」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了した者」を加える。

第十三条第三項中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建築士法の一部改正)

第十九条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「短期大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十五条第一号中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正)

第二十条 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十七号中「又は」を「」による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

(産業教育振興法の一部改正)

第二十一条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は大学」を、「大学又は高等専門学校」に改める。

第十五条第二項第一号中「又は短期大学」を、「短期大学又は高等専門学校」に改め、「短期大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

(税理士法の一部改正)

第二十三条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第九号中「規定による大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

第二十四條 特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二十五條 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第九号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第二十六條 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号中「若しくは大学を」と、大学若しくは高等専門学校学校に改め、同条第三項中「又は大学」の下に「若しくは高等専門学校」を、「その者が引き継ぎ大

学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四條第七号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十條の二第一項第二号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校」に改める。

第二十七條 渥田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

第二十八條 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)

第二十九條 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

(青年学級振興法の一部改正)

第三十條 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第二十條第二項第一号中「卒業し」の下に、「又は高等専門学校第三学年を修了し」を加える。

第三十一條 技術士法(昭和三十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「(短期大学を除く。）」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第三十二條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

項中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第三十三條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第八号にハとして次のように加える。

ハ 学校教育法第七十條の二に規定する高等専門学校及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの。

附則 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第号)の施行の日から施行する。

〔平林剛君登壇、拍手〕 ○平林剛君 ただいま上程されました三法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

最初に、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。去る昭和三十年の第二十二回国会において、本院各党各派の共同提案にか

かるこの法律が成立して以来、女子教育職員の産前産後の休業中における補助教員の配置状況は漸次充実して参りましたが、いまだ大部分の府県においては、財政上の理由等により、労働基準法による十二週間の休業が完全に実施されず、特に、産前における休業の短縮により、産婦の過労、異常出産等が高い比率となりまして、このことがひいては学校教育の正常な実施を阻害する大きな要因となっております。

改正案は、このような現状にかんがみ、女子教育職員が出産する場合、産前の六週間と産後の六週間、または産前産後を通じての十二週間のいずれかの期間を任用の期間として、補助教員を臨時に任用すべきことを、任命権者に義務づける規定を設けるとともに、新たに、幼稚園に勤務する園長以下の教育職員をもこの法律の適用対象とすること、及び私立の学校においても国立諸学校と同様の措置を講ずるよう努力すべき旨の規定を加えております。

なお、今回の趣旨に合致させるため、法律の題名を、「女子教育職員の産前産後に係る補助教育職員の確保に関する法律」と改めることといたしております。

以上が本改正案の趣旨並びに内容の主要点であります。本法案提出に至るまでの経緯について若干御説明いたします。

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案外二件 八二七

去る四月八日に、本院の議員提案として、豊瀬嶺一君外四名より提出の「女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第一五号)が文教委員会に付託されて以来、委員会において慎重な審議と懇談を重ねました結果、昨六月六日に至り、発議者より右法案を撤回されることとなり、委員会はこれを許可することとなり、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる本改正案が審議されることとなったのであります。

委員会におきましては、まず、発議者を代表して近藤鶴代委員より提案理由を聴取した後、質疑に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに討論に移り、千葉千代世委員より、法の公正な運用を要望して賛成の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本改正案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、学校教育法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の両案について申し上げます。

まず、学校教育法の改正法案について申し上げます。

本案は、わが国における産業経済の飛躍的發展に伴って、科学技術者、特

に工業に関する中堅技術者の不足が痛感される情勢に即応するため、新たに高等専門学校を設けて、工業に関する中堅技術者を養成し、産業の発展に寄与する目的をもって、学校教育法に所要の改正を行なうとするものであります。

以下、法案の内容についてその概略を申し上げます。第一に、高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とした高等の職業専門教育機関であること。第二に、高等専門学校には、工業に関する学科を置くこと。第三に、入学資格は中学校卒業程度とし、修業年限五カ年の一貫教育とすること。第四に、その設置について認可の適正を期するため、文部大臣の諮問機関として高等専門学校審議会を設けること等を規定いたしております。なお、高等専門学校卒業者は、大学への編入学が可能であること等についても規定を設けております。

次に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は、高等専門学校の制度の創設に伴い、文部省設置法、私立学校法、建築法その他の関係法律に所要の改正を加えて、これらを整備することを中心とするものであります。

委員会におきましては、各委員からきわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その主要なものは、中央教育審議

会に対する諮問及びその答申と本案提出に至るまでの経緯、従来考えられていたいわゆる専科大学と高等専門学校との制度的差異、学制改革に対する世論の動向、諸外国における教育制度特に複線型教育の現状、人間形成に必要な一般教育と基礎教育の欠除した教科内容の問題、既設の国立短期大学の今後の取り扱い方針、短期大学の制度の恒久化の問題、高等専門学校審議会の性格と私立高等専門学校との関係、工業関係技術者の充足についての国の長期計画及び国の長期文教政策の樹立、設置基準の予定内容及び教科書検定の問題等でありましたが、これら内容の詳細については会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して豊瀬委員より、政府の科学技術振興の根本政策の欠除していること、一般教育、職業教育の無視、現行の学校制度を破壊するものであること、今日この法案を出す文部行政の怠慢を指摘して反対、自由民主党を代表して安部委員より、科学技術振興の世界的機運に適合した措置であり、学校の制度も時代の要求や事情に応じて変化すべきものであるから賛成、参議院同志会を代表して常岡委員より、わが国の現状において妥当な措置であるから賛成の意見がそれぞれ開陳されました。

次いで、両法案を一括して採決の結果、両案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告いたします。(拍手)

議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

議長(松野鶴平君) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

議長(松野鶴平君) この際、日程の順序を変更して、日程第十一を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

日程第十一、建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月二日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長松野鶴平殿

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建設省所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務等をつかさどらせるため、本省に計画局を設置し、現在の計画局を都市局と改めるとともに、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月二日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長松野鶴平殿

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建設省所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務等をつかさどらせるため、本省に計画局を設置し、現在の計画局を都市局と改めるとともに、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

なお、委員会は施行期日について別紙のごとき修正を加えた。

二、費用

本法律案に伴う費用は、約四百四十七万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 建設省の所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

第三条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。

第三条第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並びに」の下に「測量に関する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 地震工学に関する研究修生(外国人研究修生を含む)の研究修を行なうこと。

第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「建設局」に改め、同

条第二項中「第二十五号から第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二を」第三十五号の四、第二十八号」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に、「同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設工用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同

条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務」を「規定する事務」に、「関するもの、」を「関する

もの並びに」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建設局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務、同条第二十五号に規定する事務(建設業法の規定による建設工用機械に係る技術検定に関する事務を除く)並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの(附属機関の所掌に属するものを除く)並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

第八条第一項中「河川工作物」を「土木」に改める。

第九条第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、「指導に関するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九条の二第二項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に関する技術者及び」を、「幹部の下に」及び「職員」を加える。

第十条第一項の表中央建設業審議会

の項中「(昭和二十四年法律第百号)」を削る。

第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとし」を加え、「総務部」を「総務部」に改める。

附則

この法律中第三条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に一号を加える改正規定並びに第四条及び第十条第一項の改正規定は昭和三十六年六月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

「吉江勝保君登壇、拍手」

○吉江勝保君 たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本省に計画局を設置するとともに、現在の計画局を都市局に改める等の措置を講じようとするものであります。

去る二日の委員会において、施行期日についての修正案及び修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決せられました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めめるの件、

日程第二、日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めめるの件、

日程第三、国際電気通信条約の締結について承認を求めめるの件(いずれも衆議院送付)、

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるとの件外二件 八三〇

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるとの件

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、両国の間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とオーストラリア連邦との間に郵便為替を常時交換する。

第二条

郵便為替の交換は、各郵政庁がこのために指定した局を経て行なわれ

第三条

1 郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

2 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第四条

1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

2 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第五条

1 各郵政庁は、この協定に基づき業務に対して自己が徴収する諸料金を定める権能を有する。

2 各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の現行の規則に、払渡しについては払渡国の現行の規則に従う。

第七条

郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後十二箇月以内に、その為替の払渡済通知を請求することができる。

第八条

1 郵便為替は、振出しの月の末日の後十二箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた為替の金額は、振出国の現行の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった為替の金額についても、同様とする。

2 郵便為替の払いもどしは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第九条

各郵政庁は、自己が郵便為替の直接交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、両郵政庁間の合意により定める条件で、かつ、当該他方の郵政庁の仲介により、その国との間に郵便為替を交換することができる。

第十条

1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて作成され、かつ、決済される。

2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月が満了した時に支払未済である金額については、その時から年五分の割合で利子を附する。

第十一条

いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部を一時停止しなければならないときは、その事実を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第十二条

この協定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第十三条

1 この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を廃棄する意思を通告した後十日

二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百六十二年二月七日に東京で署名した。

日本国政府のために

小坂善太郎

小金 義照

オーストラリア連邦政府のために

L・R・マッキンタイヤー

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるとの件

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結

について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定

日本国政府及びパキスタン政府は、両国間の国際郵便為替の交換に関する約定を締結することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条 日本国とパキスタンとの間に郵便為替を常時交換する。この交換は、郵便及び電信により行なう。

第二条 郵便により交換する為替(以下「通常為替」という。)の業務は、もつぱら交換局を経て行なう。各郵政庁は、このために指定した自国の交換局を他方の郵政庁に通知する。

第三条 郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

第四条 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第五条 1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの

場合に依り、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

2 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。この割合は、他方の郵政庁に通知しなければならない。

第六条

各郵政庁は、以下この約定に掲げる諸種の業務に対して自己が徴収する諸料金を定める権能を有する。各郵政庁は、これらの料金及びその変更を他方の郵政庁に通知しなければならない。

第七条

各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第八条

郵便為替を振り出す方法及び条件は、振出国の現行の規則に従う。

第九条

1 各交換局は、他方の国で払い渡すため自国で振り出す通常為替の細目を目録により他方の交換局に通知する。

2 受取人の住所氏名は、払渡郵政庁が受取人への郵便為替証書の正確な交付を確保することができる

ように、完全かつ正確に記載しなければならない。

第十条

1 各交換局から発送される目録には、毎年の初めに第一号から始まる連続番号を附する。
2 この目録に記載された郵便為替にも、毎年の初めに第一号から始まる連続番号を附する。

第十一条

1 目録が相当の期間内に受領されない場合において、発送交換局は、その旨の通知を受けたときは、正当に証明されたその目録の原本を遅滞なく受入交換局に送付する。

第十二条

2 受入交換局は、目録を慎重に検査し、単純な誤りについては、直ちにこれを訂正し、発送交換局にその訂正を通知する。
3 発送交換局に照会しなければ訂正することができない誤りが目録中にあるときは、受入交換局は、直ちにその照会を行ない、回答を受領するまでは、誤りのある記載に基づく通常為替の払渡しを停止する。

第十三条

各交換局は、自国で払い渡すため通知を受けた通常為替に対する内国の郵便為替証書を作成し、払渡国の現行の規則に従つて受取人への払渡しの手続を行なう。

第十四条

郵便為替は、振出しの月の末日の後六箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替の金額は、振出国の現行の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

郵便為替証書を亡失し、又は損傷した場合において、払渡郵政庁は、受取人が必要な細目を記載した請求書を差し出すときは、為替証書を再交付する。

第十五条

1 郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後十二箇月以内に、その為替の払渡済通知を請求することができる。
2 払渡済通知の請求が郵便為替の振出しの際に行なわれるときは、「A.P.F.」の文字を目録に記載された為替に対応して記入する。払渡済通知書は、払渡局が作成し、払渡局又は目録の受入交換局が差出人に直接に送付する。

第十六条

払渡済通知の請求が郵便為替の振出しの後に行なわれるときは、発送交換局は、為替及び通知のすべての細目を記入した払渡済通知書の式紙を目録の受入交換局に送

第十七条

付し、受入交換局は、これを完成した上、差出人に送付する。
4 仲介為替に関する払渡済通知書は、両国の交換局を経て送付する。

第十八条

受取人の住所氏名の訂正若しくは変更又は為替金額の差出人への払い渡しについては、差出人が振出郵政庁にその請求を行なうものとす

る。

郵便為替の払いもどしは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第十九条

各郵政庁は、自己が郵便為替の直接交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、両郵政庁間の合意により定める条件で、かつ、当該他方の郵政庁の仲介により、その国との間に郵便為替を交換することができる。

第二十条

電信により交換する為替(以下「電信為替」という。)は、次の規定を除き、通常為替と同一の一般的条件に従う。
(1) 電信為替は、各郵政庁がそれぞれのために指定した局の間で、

第二十一条

電信により交換する為替(以下「電信為替」という。)は、次の規定を除き、通常為替と同一の一般的条件に従う。

第二十二条

電信により交換する為替(以下「電信為替」という。)は、次の規定を除き、通常為替と同一の一般的条件に従う。

第二十三条

電信により交換する為替(以下「電信為替」という。)は、次の規定を除き、通常為替と同一の一般的条件に従う。

電信により交換する為替(以下「電信為替」という。)は、次の規定を除き、通常為替と同一の一般的条件に従う。

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件

八三二

為替電報により送達する。各郵政庁は、この為替の交換を認められる局を他方の郵政庁に通知する。

(2) 為替電報は、両郵政庁が合意する取極に従つて作成する。

(3) 為替電報は、国際電気通信条約附属電信規則の規定に従ふ。

(4) 電信為替の差出人は、受取人に送付することを希望する通信文を為替電報に附加することを許される。

(5) 各交換局は、自国から他方の国にあてて通知した為替電報を確認するため「Advised by telegraph」の表題を有する別葉の目録を作成し、他方の交換局に送付する。

(6) 振出しの際に請求された電信為替の承認を求める。

替の払渡済通知書は、振出国の交換局を経て差出人に送付する。

(7) 詐欺がいずれの国において行なわれたかを決定することができない偽造の電信為替の場合又は中継国若しくは中継電信会社の電信業務における為替電報の伝送上の詐欺若しくは誤りの場合には、これによつて生じた損失に対する責任は、電報料金の損失を除き、両郵政庁が平等に負担する。

第二十条
1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて作成され、かつ、決済される。

2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月が満了した時に支払未済である金額については、その時から年五分の割合で利子を附する。

第二十一条
いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部を一時停止しなければならないときは、その事実を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第二十二条
この協定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第二十三条
1 この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

2 この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を廢棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

英語により本書二通を作成し、千九百六十一年二月七日に東京で、及び千九百六十一年三月七日にラワルピンディで署名した。

日本国のために
小坂善太郎
小金 義照

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

パキスタンのために
F・M・カーン

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月三十日
参議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

国際電気通信条約

前文

一 締約政府の全権委員は、各国に対しその電気通信を規律する主権を十分に承認して、電気通信の良好な運用によつて諸国民の間の関係及び協力を円滑にする目的をもつて、この条約を締結することを合意した。

二 この条約の当事者となる国及び領域の集合は、国際電気通信連合を構成する。

第一章 連合の構成、目的及び組織
第一条 連合の構成

三 1 国際電気通信連合は、連合員及び準連合員からなる。

四 2 連合員とは、次のものをいう。

(a) 第一附属書に掲げる国又は領域の集合で、みずから又は代理されて、この条約に署名し、かつ、これを批准し、又はこれに加入したもの

(b) 第一附属書に掲げられていない国で、国際連合加盟国となり、かつ、第十八条の規定に従つてこの条約に加入したものを

六 (c) 第一附属書に掲げられず、かつ、国際連合加盟国でもない主権国で、連合員としての加入の申請が連合員の三分の二によつて承認された後、第十八条の規定に従つてこの条約に加入したもの

七 3 準連合員とは、次のものをいう。
(a) 第二附属書に掲げる国、領域又は領域の集合で、みずから又は代理されて、この条約に署名し、かつ、これを批准し、又はこれに加入したもの

(b) 第四号から第六号までの規定による連合員でない国で、準連合員としての連合への加入の申請が連合員の過半数によつて承認され、かつ、第十八条の規定に従つてこの条約に加入したもの

(c) 国際関係について完全な責任を有しない領域又は領域の集合で、連合員がこれに代わつてこの条約に署名し、かつ、これを批准し、又は第十八条若しくは第十九条の規定に従つてこの条約に加入したもの。ただし、責任を有する連合員が提出した準連合員としての加入の申請が連合員の過半数によつて承認された場合に限り、かつ、国際連合がこれに代わつて第二十条の規定に従つてこの条約に加入したもの

(d) 信託統治地域で、準連合員としての加入の申請が国際連合によつて提出され、かつ、国際連合がこれに代わつて第二十条の規定に従つてこの条約に加入したもの

一〇 4 一連合員を構成する領域の集合の一部をなす領域又は領域の集合が、第七号又は第九号の規定に従つて準連合員となつたときは、この条約に基づくその権利及び義務は、準連合員としての権利及び義務に限られる。

二五 第六号、第八号及び第九号の規定の適用上、連合員又は準連合員としての加入の申請が、全権委員会議から全権委員会議までの間において、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の仲介によつて提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなす。

第二条 連合員及び準連合員の権利及び義務
一三 一(1) すべての連合員は、連合の会議に参加する権利を有し、かつ、連合のすべての機関に対する被選挙資格を有する。
一四 (2) 各連合員は、連合のすべての会議、当該連合員が参加する国際諮問委員会のすべての会合及び、当該連合員が管理理事会の構成員であるときは、理事会のすべての会期において、一個の投票権を有する。
一五 (3) 各連合員は、また、通信によつて行なうすべての協議において、一個の投票権を有する。

一六 二 準連合員は、連合員と同一の権利及び義務を有する。ただし、準連合員は、連合の会議又は他の機関においては、投票権を有せず、また、国際周波数登録委員会に対する候補者を指名する権利を有しない。準連合員は、管理理事会に対する被選挙資格を有しない。
第三条 連合の所在地
一七 連合の所在地は、ジュネーブとする。
第四条 連合の目的
一八 一 連合は、次の目的を有する。
(a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、国際協力を維持し、かつ、増進すること。
一九 (b) 電気通信業務の能率を増進し、その利用を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
二〇 (c) これらの共通の目的に対する諸国の努力を調和させること。
二一 二 このため、連合は、特に次のことを行なう。
(a) 各国の無線通信局の間の有害な混信を避けるため、周波数スペクトルの分配及び周波数割当ての登録を行なうこと。
二二 (b) 各国の無線通信局の間の有害な混信を除去し、かつ、周波数スペクトルの利用を改善するための努力を調整すること。
二三 (c) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員及び準連合員の間における協力を促進すること。
二四 (d) 新しい国又は発展の途上にある国における電気通信設備及び電気通信網の開設、発達及び改良を、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて、促進すること。
二五 (e) 電気通信業務の協力によつて人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。

二六 (f) すべての連合員及び準連合員の利益のため、電気通信に関し、研究を行ない、勧告及び希望を作成し、並びに情報を集めて発表すること。
第五条 連合の組織

二七 連合の組織は、次のとおりとする。
二八 一 全権委員会議(連合の最高機関)
二九 二 主幹庁会議
三〇 三 管理理事会
三一 四 次に掲げる常設機関

三二 (a) 事務総局
三三 (b) 国際周波数登録委員会(I. F. R. B.)
三四 (c) 国際無線通信諮問委員会(C. C. I. R.)
三五 (d) 国際電信電話諮問委員会(C. C. I. T. F.)
三六 第六条 全権委員会議
三七 一 全権委員会議は、次のことを行なう。
三八 (a) 第四条に定める連合の目的を達成するための一般政策を決定すること。
三九 (b) 前回の全権委員会議以後の管理理事会及び連合の活動に関する管理理事会の報告を審査すること。
四〇 (c) 次回の全権委員会議までの期間について連合の予算の基準及び経費の最高限を定めること。
四一 (d) 連合のすべての職員の基本俸給、基準俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。
四二 (e) 連合の会計計算書を最終的に承認すること。
四三 (f) 管理理事会を構成する連合員を選挙すること。
四四 (g) 事務総局長及び事務総局次長を選挙し、並びにこれらの者が職につく日を定めること。

四五 (h) 必要と認めるときは、この条約を改正すること。
四六 (i) 必要があるときは、連合と他の国際機関との間の協定を締結し、又は改正し、管理理事会が連合に代わつてこれらの機関と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに關して適当と認める措置を執ること。
四七 (j) 必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。
四八 二 全権委員会議は、通常、前回の全権委員会議が定めた場所で、かつ、その会議が定めた期日に会合する。
四九 三 (1) 次回の全権委員会議の期日及び場所又はこれらのいずれかは、次の場合には、変更することができる。
五〇 (a) 少なくとも二十の連合員及び準連合員が事務総局長に対して個別に請求する場合
五一 (b) 管理理事会が提議する場合
五二 (2) 前記のいずれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのいずれかは、連合員の過半数の同意を得て定める。

第七条 主管庁会議

- 四九 1 連合の主管庁会議は、次のものからなる。
 - (a) 通常主管庁会議
 - (b) 臨時主管庁会議
 - (c) 特別会議 特別会議は、次のものからなる。
 - 地域特別会議
- 五〇
- 五一
- 五二 2 (1) 通常主管庁会議は、次のことを行なう。
 - (a) 各会議の開催する範囲内で、第一九三号に掲げる規則を改正すること。
 - (b) この条約及び一般規則並びに全権委員会議が与える指示の範囲内で、必要と認める他のすべての問題を処理すること。
- 五三
- 五四 (2) さらに、通常無線通信主管庁会議は、次のことを行なう。
 - (a) 国際周波数登録委員会の委員を選挙すること。
- 五五 3 (1) 前記の委員会の活動に関して委員会に指示を与え、及びその活動を審査すること。
- 五六 (2) 前回の主管庁会議がみずから決定することを適当と認める場合
- 五七 (b) 少なくとも二十の連合員及び準連合員が事務総局長に対して個別に請求する場合
- 五八 合
- 五九 (c) 管理理事会が提議する場合
- 六〇 (2) 第五七号又は第五八号に掲げる場合には、期日及び場所は、連合員の過半数の同意を得て定める。
- 六一 4 (1) 臨時主管庁会議は、特定の電気通信の問題を処理するため招集する。この会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討論することができる。
- 六一 (2) 臨時主管庁会議は、その関係する範囲内で、業務規則の規定を改正することができる。ただし、この規定の改正が第六五号の規定に従つて連合員の過半数の承認を得た議事日程に掲げられている場合に限る。
- 六二 5 (1) 臨時主管庁会議は、次の場合に招集することができる。
 - (a) 全権委員会議が決定する場合。全権委員会議は、議事日程並びに会合の期日及び場所を定める。
 - (b) 少なくとも二十の連合員及び準連合員が、その提議に係る議事日程を審議するための臨時主管庁会議の開催の希望を事務総局長に個別に通知する場合
 - (c) 管理理事会が提議する場合
- 六三 6 (2) 第六三号及び第六四号に掲げる場合には、会議の期日及び場所並びに議事日程は、連合員の過半数の同意を得て定める。
- 六四
- 六五
- 六六 6 特別会議は、その議事日程に掲げる問題を処理するため招集する。この会議の決定は、いかなる場合にも、この条約及び業務規則の規定に従うものでなければならぬ。

第六七 7 (1) 特別会議は、次の場合に招集することができる。

- 六八 (a) 全権委員会議、通常主管庁会議又は臨時主管庁会議が決定する場合。これらの会議は、特別会議の議事日程並びに会合すべき期日及び場所を定める。
- 六八 (b) 業務に関する世界特別会議の場合には少なくとも二十の連合員及び準連合員が、地域特別会議又は業務に関する地域特別会議の場合には関係地域の連合員及び準連合員の少なくとも四分の一が、その提議に係る議事日程を審議するための特別会議の開催の希望を事務総局長に個別に通知する場合
- 六九 (c) 管理理事会が提議する場合
- 七〇 (2) 第六八号及び第六九号に掲げる場合には、会議の期日及び場所並びに議事日程は、業務に関する世界特別会議については連合員の過半数、地域特別会議又は業務に関する地域特別会議については関係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。
- 七一 8 (1) 通常主管庁会議、臨時主管庁会議又は業務に関する世界特別会議の期日及び場所又はこれらのいずれかは、次の場合には、変更することができる。
 - (a) 少なくとも二十の連合員及び準連合員が事務総局長に対して個別に請求する場合
 - (b) 管理理事会が提議する場合
- 七二 (2) 前記のいずれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのいずれかは、連合員の過半数の同意を得て定める。
- 七三 9 (1) 地域特別会議又は業務に関する地域特別会議の期日及び場所又はこれらのいずれかは、次の場合には、変更することができる。
 - (a) 関係地域の連合員及び準連合員の少なくとも四分の一が請求する場合
 - (b) 管理理事会が提議する場合
- 七四 (2) 前記のいずれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのいずれかは、関係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。
- 七五 第八条 会議の内部規則
- 七六 会議は、その業務の組織化及び討論の進行について、この条約に附属する一般規則に掲げる会議の内部規則を適用する。もつとも、各会議は、不可欠と認める補足規定を採択することができる。
- 七七 第九条 管理理事会
- 七八 A 組織及び運営
- 七八 1 (1) 管理理事会は、全権委員会議が、世界のすべての地域が公平に代表されることの必要性を考慮して選挙した二十五の連合員で構成する。理事会に選挙された連合員は、全権委員会議が新たな理事会の選挙を行なう日までその任務を行なう。これらの連合員は、再選されることができる。
- 七九 (2) 全権委員会議から全権委員会議までの間において管理理事会に欠員を生じたときは、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかつたものうち最大の投票数を得たものが、権利として理事会の構成員となる。

八〇 2 管理理事会の構成員たる各連合員は、理事会に参加するため、電気通信業務に経験のある適任者を任命し、かつ、当該理事会がその任務を行なう期間中は、できる限りその交代を避けるよう努力する。

八一 3 管理理事会の構成員たる各連合員は、一個の投票権を有する。

八二 4 管理理事会は、その内部規則を定める。

八三 5 管理理事会は、各年次会期の初めに、その議長及び副議長を選挙する。議長及び副議長は、次の年次会期の開会までその職にとどまるものとし、かつ、再選されることのできる。議長がいなくば、副議長がこれに代わる。

八四 6 (1) 管理理事会は、連合の所在地において、年次会期として会合する。

八五 (2) この会期中、管理理事会は、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。

八六 (3) 通常会期から通常会期までの間において、管理理事会の構成員たる連合員の過半数の請求があつたときは、議長は、理事会を原則として連合の所在地に招集することができる。

八七 7 事務総局長及び事務総局次長、国際開放登録委員会の議長及び副議長並びに国際諮問委員会の委員長は、権利として管理理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、理事会は、その構成員のみに限定した会合を行なうことができる。

八八 8 連合の事務総局長は、管理理事会の書記局長の職務を行なう。

八九 9 (1) 全権委員会から全権委員会までの間においては、管理理事会は、全権委員会議によつて委任された権限の範囲内で、全権委員会議の代理者として行動する。

九〇 (2) 管理理事会は、正式の会期においてのみ行動する。

九一 10 管理理事会の構成員たる各連合員の代表者は、第二二号、第三二号及び第三三号に掲げる連合の常設機関のすべての会合にオブザーヴァーとして出席する権利を有する。

九二 11 管理理事会の構成員たる各連合員の代表者が理事会の会期においてその職務を行なうために要する旅費及び滞在費に限り、連合が負担する。

B 任務

九三 12 (1) 管理理事会は、連合員及び準連合員がこの条約の規定、規則、全権委員会議の決定並びに必要があるときは連合の他の会議及び会合の決定を実施することを容易にするため、すべての措置を執ることを任務とする。

九四 (2) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保する。

九五 13 管理理事会は、特に次のことを行なう。

(a) 全権委員会議によつて課されるすべての任務を行なうこと。

九六 (b) 全権委員会議から全権委員会議までの間において、第二八条及び第二九条に掲げるすべての国際機関との調整を確保すること。

このため、

九七

1 管理理事会は、第二九条に掲げる国際機関と、また、第六附属書の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を連合に代わつて締結する。これらの暫定的協定は、第四二号の規定に従つて次回の全権委員会議に提出しなければならぬ。

九八

2 管理理事会は、前記の機関の会議に又は必要があるときはそれらの機関との合意の上開催される調整会議に参加するため、一人又は二人以上の代表者を連合に代わつて指名する。

九九

(c) 全権委員会議によつて与えられた一般的指示を考慮して、事務総局及び連合の常設機関の専門事務局の職員の数及び等級を決定すること。

一〇〇

(d) 連合の事務及び会計の活動に必要なすべての規則並びに俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮した事務規則を作成すること。

一〇一

(e) 連合の事務の運営を監督すること。

一〇二

(f) できる限りの節減を行なうことを旨として連合の年次予算を審査して決定すること。

一〇三

(g) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するため必要なすべての措置を執り、かつ、次回の全権委員会議に提出するためこの計算書を決定すること。

一〇四

(h) 必要があるときは、次のことを行なう。
1 専門職及び管理職の職員の基準俸給表を、これらに相当する職員の職種について国際連合が共通制度において定める基準俸給表に一致させるように調整すること。ただし、選挙によつて任命される職員の俸給を除く。

一〇五

2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所在地について適用する俸給に一致させるように調整すること。

一〇六

3 専門職及びこれより上位の職の職務手当(選挙によつて任命される職の職務手当を含む)を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依つて調整すること。

一〇七

4 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行なわれるすべての修正に応じて調整すること。

一〇八

5 連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛け金を同基金の合同委員会の決定に応じて調整すること。

一〇九

(i) 第六条及び第七条の規定に従つて、連合の全権委員会議及び主管庁会議の招集のため必要な措置を執ること。
(j) 有用と認める意見を連合の全権委員会議に提出すること。
(k) 連合の常設機関の活動を調整し、これらの機関の請求又は報告に応ずるため適当な措置を執り、及びこれらの機関の年次報告を審査すること。

一一二

(1) 事務総局長が欠けた場合において必要と認めるときは、臨時にこれを補充する。

- 一一三 (m) 国際諮問委員会の委員長が欠けたときは、臨時にこれを補充すること。
- 一一四 (n) この条約に定めるその他の職務並びに、この条約及び規則の範囲内において、連合の良好な管理に必要な認められるすべての職務を行なうこと。
- 一一五 (o) この条約及びその附属書に規定されず、かつ、解決のため次回の特権のある会議まで待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置を執ること。
- 一一六 (p) 管理理事会及び連合の活動に関する報告を全権委員会議の審査のため提出すること。
- 一一七 (q) 電気通信の発達をすべての可能な手段によつて促進する連合の目的に従い、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて新しい国又は発展の途上にある国に対して技術援助を供与するため、国際協力を促進すること。
- 第十條 事務総局
- 一一八 1 (1) 事務総局長は、事務総局長が統括する。事務総局長は、事務総局次長によつて補佐される。
- 一一九 (2) 事務総局長及び事務総局次長は、その選挙の際に定める日に職につく。事務総局長及び事務総局次長は、通常、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、かつ、再選されることが出来る。
- 一二〇 (3) 事務総局長は、事務総局に属する任務の全部並びに連合の事務及び会計の業務の全体について、全権委員会議に対して、かつ、全権委員会議から全権委員会議までの間は管理理事会に対して、責任を負う。事務総局次長は、事務総局長に対して責任を負う。
- 一二一 (4) 事務総局長が欠けたときは、事務総局次長が臨時にその職務を行なう。
- 一二二 2 事務総局長は、次のことを行なう。
- 一二三 (a) 事務総局長が主宰し、かつ、事務総局次長及び連合の常設機関の長で構成する調整委員会を通じて、常設機関の活動を調整すること。この調整は、管理的事項、技術援助、対外関係、広報その他管理理事会が特に定めるすべての重要な事項について行なう。
- 一二四 (b) 全権委員会議が与える指示及び管理理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織化し、及び事務総局の職員を任命すること。
- 一二五 (c) 常設機関の専門事務局の設置に関する事務的措置を執り、及び各常設機関の長の選定に基づいてこれと合意の上専門事務局の職員を任命すること。任免の最終的決定は、事務総局長が行なう。
- 一二六 (d) 国際連合及び専門機関の決定で、共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを管理理事会に報告すること。
- 一二七 (e) 管理理事会が承認する事務規則及び会計規則の専門事務局における適用を監視すること。
- 一二七 (f) 連合の常設機関の長の直接の指揮の下に執務する専門事務局の職員に対してもつばら管理上の監督を行なうこと。

- 一二八 (g) 連合の会議の前後において書記局としての事務を行なうこと。
- 一二九 (h) 必要があるときは招請政府と協力して、連合のすべての会議の書記局を設置し、及び、請求があるとき、又はこの条約に附属する規則に規定があるときは、連合の常設機関の会合又は連合が主催する会合の書記局を設置すること。また、請求があるときは、契約によつて電気通信に関する他のすべての会合の書記局を設置することができる。
- 一三〇 (i) 連合の常設機関又は主管庁が提供する資料によつて作成する正式の記録を整備しておくこと。ただし、登録簿その他国際周波数登録委員会の任務に関係のある不可欠な記録を除く。
- 一三一 (j) 連合の常設機関の意見及び主要な報告を公表すること。
- 一三二 (k) 当事者から通報される電気通信に関する国際協定及び地域的協定を公表し、かつ、それらに関する書類を整備しておくこと。
- 一三三 (l) 国際周波数登録委員会の技術基準並びに同委員会がその任務として作成する周波数の割当て及び利用に関する他の資料を公表すること。
- 一三四 (m) 必要があるときは連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び整備しておくこと。
- 一三五 1 連合の構成及び組織を示す書類
- 一三六 2 この条約に附属する規則に掲げる連合の一般統計及び正式の業務書類
- 一三七 3 会議又は管理理事会の指示によつて作成するその他のすべての書類
- 一三八 (n) 発表された書類を配付すること。
- 一三九 (o) 全世界における電気通信に関する国内及び国際の資料を集めて適当な形式によつて発表すること。
- 一四〇 (p) 連合の他の常設機関と協力して、新しい国又は発展の途上にある国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとつて特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を集めて発表すること。また、国際連合の主権する国際的計画が提供する手段によつてこれらの国の注意を促すこと。
- 一四一 (q) 電気通信業務の最高の能率、特に、混信を減少するための無線周波数の最良の利用を確保する目的をもつて、技術的手段の実施に関して連合員及び準連合員にとつて有用なすべての資料を集めて発表すること。
- 一四二 (r) 集められた資料又は利用することができる資料(他の国際機関から集めることができるものを含む。)によつて、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期的に刊行すること。
- 一四三 (s) 年次予算案を作成して管理理事会に提出すること。この予算案は、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員及び準連合員に情報として送付する。
- 一四四 (t) 管理理事会に毎年提出する会計報告及び各全権委員会議直前までの総括的計算書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員及び準連合員に通報し、並びに審査及び最終的承認を受けるため次回回の全権委員会議に提出する。

一四五 (u) 連合の活動に関する年次報告を作成し、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員及び準連合員にこれを送付すること。

一四六 (v) その他連合のすべての事務局的職務を行なうこと。

一四七 3 事務総局長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、かつ、事務総局長から委任される特定の任務を行なう。事務総局長がいなるときは、事務総局長が事務総局長の職務を行なう。

一四八 4 事務総局長又は事務総局長次長は、国際諮問委員会の総会及び連合のすべての会議に顧問の資格で出席することができる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての会合に顧問の資格で参加することができる。

第十一条 連合の役員及び職員

一四九 1 事務総局長、事務総局長次長及び国際諮問委員会の委員長は、それぞれ、連合員たる異なる国の国民でなければならない。

一五〇 2 (1) 事務総局長、事務総局長次長、国際周波数登録委員会の委員、国際諮問委員会の委員長及び連合の職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、国際的職員としての地位と両立しないすべての行為を慎まなければならない。

一五一 (2) 各連合員及び準連合員は、第一五〇号に掲げる役員及び連合の職員の仕事のもつばら国際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの者が任務を遂行するに当たつて、これらの者を左右しようとすることを慎まなければならない。

一五二 3 職員の採用及び雇用条件の決定に当たつて最も考慮すべきことは、最高水準の能力及び誠実を有する職員の勤務を連合のために確保しなければならないことである。職員をできる限り広い地理的基礎に基づいて採用することの重要性については、妥当な考慮を払わなければならない。

第十二条 国際周波数登録委員会

一五三 1 国際周波数登録委員会の本来の任務は、次のとおりとする。

(a) 各国が行なう周波数割当ての正式の国際的承認を確保する目的をもつて、各周波数割当ての日付、目的及び技術的特性を無線通信規則に掲げる手続及び必要があるときは連合の権限のある会議の決定に従つて確定するように、これらの割当ての秩序ある記録を行なうこと。

(b) 有害な混信を生ずるおそれがある周波数スペクトルの部分においてできる限り多数の無線通信路を運用するため、連合員及び準連合員に対して意見を提出すること。

(c) 周波数の割当て及び利用に関して、連合の権限ある会議が定め、又はこのようない会議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定める追加の任務を行なうこと。

一五六 (d) 委員会の任務の遂行に関して欠くことのできない記録を整備しておくこと。

一五七 2 (1) 国際周波数登録委員会は、第一六〇号から第一九九号までの規定に従つて選任された十一人の独立の委員で構成する機関とする。

一五八 (2) 委員は、無線通信の分野において十分な技術的能力を有し、かつ、周波数の割当て及び利用について実際の経験を有する者でなければならない。

一五九 (3) 各委員は、また、第一五四号の規定によつて委員会が取り扱う問題を一層理解することができるよう、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口的事情に精通していなければならない。

一六〇 3 (1) 通常無線通信主管庁会議は、会議の都度、委員会の十一人の委員を選挙する。これらの委員は、連合員たる国が指名する候補者の中から選出する。各連合員は、自国民である候補者を一人に限り指名することができる。各候補者は、第一五八号及び第一五九号に定める資格を有していなければならない。

(2) 前記の選挙の手続は、世界の各地域が衡平に代表されることを確保するように、前記の会議のみから定める。

一六一 (3) 在任中の委員は、各選挙において、自己の属する国により候補者として再び指名されることができる。

一六二 (4) 委員は、委員を選挙した通常無線通信主管庁会議が定める日に職につく。委員は、通常、次の会議がその後任者の就任について定める日までその職にとどまる。

一六四 (5) 通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間において、選挙された委員が辞職し、又は正当な理由がなく三箇月をこえる期間その職務を放棄するときは、委員会の議長は、その委員の属する連合員たる国に対し、その国の国民である後任者をできる限りすみやかに指名するよう要請する。

一六五 (6) 前記の連合員たる国は、前記の要請の日から三箇月の期間内に後任者を指名しないときは、委員会の残りの期間中委員となるべき者を指名する権利を失う。

一六六 (7) 通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間において、さらに後任者が辞職し、又は正当な理由がなく三箇月をこえる期間その職務を放棄するときは、その後任者の属する連合員たる国は、再び後任者を指名する権利を有しない。

一六七 (8) 第一六五号及び第一六六号に定める場合には、委員会の議長は、前回の選挙において関係地域で当選しなかつた候補者のうち最大の投票数を得た候補者の属する連合員たる国に対し、当該候補者を委員会の残りの期間中委員となるべき者として指名するよう要請する。当該候補者が職につくことができないときは、その国は、自国民でこれに代わるものを指名するよう要請される。

一六八 (9) 通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間において、選挙された委員又はその後任者が死亡したときは、その者の属していた連合員たる国は、自国民である後任者を指名する権利を有する。

一六九 (10) 委員会の能率的な運営を確保するため、自国民が委員に選任されている国は、通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間において、自国民である委員を召還することができる限り慎まなければならない。

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件外二件

八三八

- 一七〇 4 (1) 委員会の運営方法は、無線通信規則で定める。
 - 一七一 (2) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行なう。その後は、一年ごとに副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選挙される。
 - 一七二 (3) 委員会は、専門事務局によつて補佐される。
 - 一七三 5 (1) 委員は、その所属国又は一地域の代表者としてではなく、国際的委任を受けた公平な機関として、その任務を行なう。
 - 一七四 (2) 委員は、職務の遂行に關し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機関若しくは人からも指示を求め、又は受けてはならない。さらに、各連合員又は準連合員は、委員会及びその委員の職務の国際的性質を尊重しなければならず、また、いかなる場合にも、これらの委員がその職務を遂行するに当たつて、これらの者を左右しようとはならない。
 - 一七五 (3) 委員会の委員又は職員は、その職務以外において、方法のいかんを問わず、電気通信を営むいかなる企業にも積極的に参加してはならず、また、これと金銭的關係をもつてはならない。もつとも、「金銭的關係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。
- 第十三条 国際諮問委員会
- 一七六 1 (1) 国際無線通信諮問委員会(International Radio Communication Commission)は、特に無線通信に關する技術及び運用の問題について研究し、及び意見を表明することを任務とする。
 - 一七七 (2) 国際電信電話諮問委員会(International Telegraph and Telephone Commission)は、電信及び電話に關する技術、運用及び料金の問題について研究し、及び意見を表明することを任務とする。
 - 一七八 (3) 各国際諮問委員会は、その任務の遂行に当たつて、新しい国又は発展の途上にある国における地域的及び国際的分野にわたる電気通信の創設、発達及び改善に直接關連のある問題について研究し、及び意見を作成するように妥當な注意を払わなければならない。
 - 一七九 (4) 各国際諮問委員会は、また、關係国の請求に基づき、その国内電気通信の問題について研究し、かつ、勸告を行なうことができる。
 - 一八〇 2 (1) 各国際諮問委員会が研究する問題で意見を表明すべきものは、全権委員會議、主管庁會議、管理理事會、他の諮問委員会又は國際周波数登録委員会によつて付託される。各諮問委員会は、さらに、その總會がみずから研究に付することを決定した問題又は總會から總會までの間において少なくとも十二の連合員若しくは準連合員が研究に付することを通信によつて請求し、若しくは承認した問題についても、意見を表明する。
 - 一八一 (2) 國際諮問委員会の總會は、その意見又は研究中の問題の結論から直接生ずる提案を主管庁會議に提出する権限を有する。
 - 一八二 3 國際諮問委員会は、次のものを構成員とする。
 - (a) すべての連合員及び準連合員の主管庁(権利として構成員となるもの)
 - (b) 認められた私企業で、その私企業を認めた連合員又は準連合員の承認を得て委員会の業務への参加を請求するもの
 - 一八三

- 一八四 4 各国際諮問委員会の運営は、次のものによつて行なう。
 - (a) 總會は、通常三年ごとに會合する。總會は、關係通常主管庁會議が招請されたときは、可能な限り、この會議の少なくとも八箇月前に會合する。
 - 一八五 (b) 研究委員会 研究委員会は、検討すべき問題を取り扱うため總會が設ける。
 - 一八六 (c) 委員長 委員長は、總會により選挙される。委員長の身分は、常任の役員とする。ただし、その勤務条件は、特別の規則によることができ。
 - 一八七 (d) 専門事務局 専門事務局は、委員長が補佐する。
 - 一八八 (e) 研究所又は技術的施設 これらは、連合が設ける。
 - 一八九 5 (1) 國際諮問委員会は、適用することができる限り、この条約に附屬する一般規則に掲げる會議の内部規則に従う。
 - 一九〇 (2) 各總會は、國際諮問委員会の業務を容易にするため、會議の内部規則の規定に反しない限り、補足規定を採用することができる。
 - 一九一 6 國際諮問委員会の運営方法は、この条約に附屬する一般規則第二部で定める。
- 第十四条 規則
- 一九二 1 第八条の規定に従うことを条件として、第五附屬書に掲げる一般規則は、この条約と同一の効力及び有効期間を有する。
 - 一九三 2 (1) この条約の規定は、次の業務規則により補充する。これらの規則は、すべての連合員及び準連合員を拘束する。
 - 無線通信規則
 - 追加無線通信規則
 - 一九四 (2) 連合員及び準連合員は、主管庁會議が行なつた前記の規則の改正についての承認を事務總局長に通知しなければならない。事務總局長は、この承認の通知を受領することにより、これを連合員及び準連合員に通告する。
 - 一九五 3 この条約の規定と規則の規定との間に矛盾があるときは、この条約が優先する。
 - 第十五条 連合の會計
 - 一九六 1 連合の経費は、次のものに関する費用からなる。
 - (a) 管理理事會、事務總局、國際周波数登録委員会、國際諮問委員会並びに連合が設ける研究所及び技術的施設
 - 一九七 (b) 第六条及び第七条の規定に従つて開催される會議で、決定により又は連合員の過半数の同意を得て招集されるもの
 - 一九八 (c) 國際諮問委員会のすべての會合
 - 一九九 2 第五一号に掲げる特別會議で、第一九七号に含まれず、かつ、管理理事會があらかじめ關係地域の連合員及び準連合員の過半数の意見を確かめた後地域的性質を有すると決定したものの経費は、その地域のすべての連合員及び準連合員並びにこれらの特別會議に参加した他の地域の連合員及び準連合員がその分担等級に従つて負担する。

二〇〇 3 第一九七号及び第一九九号に含まれない特別会議の経費は、この会議に参加することを受諾し、又は参加した連合員及び準連合員がその分担等級に従つて負担する。

二〇一 4 管理理事会は、全権委員会議が定める経費の限度を考慮して、連合の年次予算を審査して決定する。

二〇二 5 連合の経費は、連合員及び準連合員の分担金によつてまかなう。各連合員及び準連合員は、次の区分から選定した分担等級の単位数に応じ決定される金額を支払う。

- 三十単位等級
- 二十五単位等級
- 二十単位等級
- 十八単位等級
- 十五単位等級
- 十三単位等級
- 十単位等級
- 八単位等級
- 五単位等級
- 四単位等級
- 三単位等級
- 二単位等級
- 一単位等級
- 二分の一単位等級

二〇三 6 連合員及び準連合員は、連合の経費を負担すべき分担等級を任意に選定する。

二〇四 7 (1) 各連合員及び準連合員は、選定した分担等級をこの条約の効力発生の日の少なくとも六箇月前に事務総局長に通知する。

二〇五 (2) 事務総局長は、この決定を連合員及び準連合員に通告する。

二〇六 (3) 第二〇四号に定める期日前に決定を通知しない連合員及び準連合員は、国際電気通信条約(千九百五十二年ブエノス・アイレス)の制度の下で選定した分担等級に従つて経費を分担しなければならない。

二〇七 (4) 連合員及び準連合員は、すでに選定した等級より高い分担等級をいつでも選定することができる。

二〇八 (5) 第二〇四号から第二〇六号までの規定に従つて選定した分担単位数の減少は、この条約の有効期間中においては、行なうことができない。

二〇九 8 連合員及び準連合員は、管理理事会が決定した予算に基づいて計算した毎年の分担金額を前払する。

二一〇 9 債務額に対しては、連合の各会計年度の初めから利子を附する。この利子は、最初の六箇月間は年三分(百分の三)、第七月以降は年六分(百分の六)の率で定める。

二一一 10 (1) 認められた私企業及び学術団体又は工業団体は、当該私企業及び当該団体が参加することを受諾し、又は参加した会議又は会合の経費を分担する。

二一二 (2) 国際機関も、同様に、その参加を認められた会議又は会合の経費を分担する。ただし、管理理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合は、この限りでない。

二一三 (3) 前記の分担金額は、管理理事会が定め、かつ、連合の収入とする。この金額に対しては、管理理事会が定める規則に従つて利子を附する。

二一四 11 連合員、準連合員、連合員又は準連合員の集合、地域的機関その他の者のために行なう測定、試験又は特別な調査のため連合の研究所及び技術的施設が要する経費は、これらの連合員、準連合員、集合、機関その他の者が負担する。

二一五 12 主管庁、認められた私企業又は個人に販売する圖書の価格は、原則としてその販売によつて印刷及び配布の経費をまかなうことを考慮して、事務総局長が管理理事会と協力して決定する。

第十六条 用語

二一六 1 (1) 連合の公用語は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

二一七 (2) 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。

二一八 (3) 紛議がある場合には、フランス語の本文による。

二一九 2 (1) 全権委員会議及び主管庁会議の決定書類、最終文書、議定書、決議、勧告及び希望は、連合の公用語により、形式においても内容においても同様の編集方法で作成する。

二二〇 (2) 前記の会議のその他のすべての書類は、連合の業務用語で記載する。

二二一 3 (1) 業務規則に掲げる連合の正式の業務書類は、五の公用語で刊行する。

二二二 (2) 事務総局長がその任務に従つて一般に配付すべきその他のすべての書類は、三の業務用語で作成する。

二二三 4 第二一九号から第二二二号までに掲げるすべての書類は、これらの号に定める言語以外の言語で刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合国又は準連合員がその翻訳費及び刊行費の全部の負担を約束する場合は限る。

二二四 5 (1) 連合の会議の討議並びに必要があるときは管理理事会及び常設機関の会合においては、三の業務用語及びロシア語を相互に通訳する有効な方式を使用しなければならない。

二二五 (2) 討議は、会合のすべての参加者が同意するときは、前記の四の言語より少ない数の言語で行なうことができる。

二二六 6 (1) 連合の会議並びに管理理事会及び常設機関の会合においては、次の場合には、第二一七号及び第二二四号に掲げる言語以外の言語を使用することができる。

二二七 (a) 事務総局長又は関係常設機関の長に対し、一又は二以上の他の言語を討議に又は文書に使用することの請求があつた場合。ただし、この請求を行ない、又はこれを支持する連合員又は準連合員がこれに要する追加の経費を負担する場合に限る。

二二八 (b) 代表団が、その使用する言語を自己の費用で第二二四号に掲げる言語の一に通訳するため、みずからすべての措置を執る場合

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件外二件 八四〇

二二九 (2) 第二十七号に定める場合には、事務総局長又は関係常設機関の長は、関係連合員又は準連合員からその経費を連合員に対し正当に支払うことの約束を得た上、できる限りその請求に応ずる。

二三〇 (3) 第二十八号に定める場合には、さらに、関係代表団は、希望するときは、自己の費用で、第二十四号に掲げる言語の一をその使用する言語に通訳することができる。

第二章 条約及び規則の適用

第十七条 条約の批准

二三一 1 この条約は、各署名政府によつて批准されなければならない。批准書は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長にできる限りすみやかに送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

二三二 2 (1) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名政府は、第二三一号に定める条件に従つて批准書を寄託しない場合にも、第一三号から第一五号までの規定において連合員に与えられる権利を有する。

二三三 (2) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第二三一号に定める条件に従つて批准書を寄託しない署名政府は、批准書を寄託しない限り、連合のいかなる会議、管理理事会のいかなる会期又は常設機関のいかなる会合においても、投票する資格を有しない。

二三四 3 第五十二条の規定に従つてこの条約が効力を生じた後は、各批准書は、事務総局に寄託した日に効力を生ずる。

二三五 4 一又は二以上の署名政府がこの条約を批准しない場合にも、この条約は、批准した政府については、その効力を妨げられない。

第十八条 条約への加入

二三六 1 この条約に署名しなかつた国の政府は、第一条の規定に従つていつでもこれに加入することができる。

二三七 2 加入書は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長に送付し、事務総局長は、連合員及び準連合員に対し、その加入を通告し、かつ、加入書の認証謄本を送付する。加入書は、別段の表示がない限り、その寄託の日に効力を生ずる。

第十九条 対外関係が連合員によつて処理される国又は領域に対する条約の適用

二三八 1 連合員は、自己が対外関係を処理する国又は領域の全部、集合又は一にこの条約を適用することをいつでも宣言することができる。

二三九 2 第二三八号の規定に従つて行なう宣言は、事務総局長に送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

二四〇 3 第二三八号及び第二三九号の規定は、第一附属書に掲げる国、領域又は領域の集合については、義務的でない。

二四一 第二十條 国際連合の信託統治地域に対する条約の適用

国際連合は、国際連合憲章第七十五条の規定に従つてその施政の下におかれ、かつ、信託統治協定の対象となつていない地域又は地域の集合に代わつて、この条約に加入することができる。

第二十一条 条約及び規則の実施

二四二 1 連合員及び準連合員は、その設置し、又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行なうもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるものについて、この条約及び附属規則の規定に従つて義務を負う。ただし、第五十条の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。

二四三 2 連合員及び準連合員は、また、電気通信の設置及び運用を許可された企業で、国際業務を行なうもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある局を運用するものにこの条約及び附属規則の規定を遵守させるため、必要な措置を執らなければならない。

第二十二条 条約の廃棄

二四四 1 この条約を批准し、又はこれに加入した連合員又は準連合員は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長にあつては通告によつてこの条約を廃棄する権利を有する。事務総局長は、これを他の連合員及び準連合員に通知する。

二四五 2 廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第二十三条 対外関係が連合員によつて処理される国又は領域についての条約の廃棄

二四六 1 この条約が第十九条の規定に従つて国、領域又は領域の集合に適用されるときは、その適用は、いつでも終止させることができる。これらの国、領域又は領域の集合が準連合員であるときは、これらは、その終止と同時に準連合員としての資格を失う。

二四七 2 1の廃棄は、第二四四号に定める条件に従つて通告され、かつ、第二四五号に定める条件に従つて効力を生ずる。

第二十四条 前条約の廃止

二四八 この条約は、締約政府の間の関係においては、千九百五十二年のプエノス・アイレス国際電気通信条約を廃止し、かつ、これに代わる。

第二十五条 現行の業務規則の効力

二四九 第一九三号に掲げる業務規則は、この条約に附属するものとみなされ、かつ、権限のある通常主管庁会議又は場合により臨時主管庁会議が作成する新規規則の効力発生の時まで効力を有する。

第二十六条 非締約国との関係

二五〇 1 すべての連合員及び準連合員は、この条約の当事国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、連合員及び準連合員並びに認められた私企業のために留保する。

二五一 2 非締約国から発する電気通信が連合員又は準連合員によつて受理されたときは、その通信は、伝送されなければならないが、また、その通信が連合員又は準連合員の通信路を經由する限り、この条約及び規則の義務の規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第二十七条 紛争の解決

二五二 1 連合員及び準連合員は、この条約又は第十四条に掲げる規則の適用に関する問題の紛争を、外交上の手続、国際紛争の解決のため締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続又は合意により定めるその他の方法によつて解決することができる。

二五三 2 前記のいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者たる連合員又は準連合員は、第四附属書に定める手続に従つて、その紛争を仲裁に付することができる。

第三章 国際連合及び国際機関との関係

第二十八条 国際連合との関係

二五四 1 国際連合と国際電気通信連合との関係は、第六附属書に掲げる協定で定める。

二五五 2 国際連合の電気通信運用機関は、前記の協定第十六条の規定に従い、この条約及び附属業務規則に定める権利を有し、かつ、義務を負ふ。したがつて、この機関は、連合のすべての会議及び国際諮問委員会の会合に顧問的資格で出席する権利を有する。

第二十九条 国際機関との関係

二五六 連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、その利益及び活動に關係がある国際機関と協力する。

第四章 電気通信に関する一般規定

第三十条 電気通信の国際業務を利用する公衆の権利

二五七 連合員及び準連合員は、公衆に対し、公衆通信の国際業務によつて通信する権利を承認する。業務、料金及び保障は、いかなる優先権又は特惠をも与へることなく、各種種類の通信において、すべての利用者に対して同一とする。

第三十一条 電気通信の停止

二五八 1 連合員及び準連合員は、国の安全を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。ただし、国の安全を害すると認められる場合を除くほか、その電報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知しなければならない。

二五九 2 連合員及び準連合員は、また、国の安全を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私用の電信通信又は電話通信を切斷する権利を留保する。

第三十二条 業務の停止

二六〇 各連合員及び準連合員は、期限を定めることなく、国際電気通信業務を、一般的に、又は単に一定の關係において及び若しくは発信、着信若しくは中継の通信の一定の種

類を限つて、停止する権利を留保する。ただし、停止する旨を事務総局を經由して直ちに他の連合員及び準連合員に通知しなければならない。

第三十三条 責任

二六一 連合員及び準連合員は、電気通信の国際業務の利用者に対して、特に損害賠償の請求に關しては、いかなる責任をも負わない。

第三十四条 電気通信の秘密

二六二 1 連合員及び準連合員は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の方式に適合するすべての措置を執ることを約束する。

二六三 2 もつとも、連合員及び準連合員は、その国内法令の適用又はそれらが当事国である国際条約の実施を確保するため、前記の通信を権限のある当局に通報する権利を留保する。

第三十五条 電気通信設備及び電気通信路の設置、運用及び保護

二六四 1 連合員及び準連合員は、国際電気通信の迅速かつ不斷の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件において設置するため、有用な措置を執る。

二六五 2 前記の通信路及び設備は、できる限り、実地の経験から得た最良の方法及び手段によつて運用し、良好な使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うように保持しなければならない。

二六六 3 連合員及び準連合員は、その管轄の範囲内において、前記の通信路及び設備の保護を確保する。

二六七 4 すべての連合員及び準連合員は、他の条件を定める特別の取極がない限り、その管理の範囲内にある国際電気通信の回路の部分の維持を確保するため、有用な措置を執る。

第三十六条 違反の通告

二六八 連合員及び準連合員は、第二十一条の規定の適用を容易にするため、この条約及び附属規則の規定の違反に關し、相互に通報することを約束する。

第三十七条 料金及び料金の免除

二六九 電気通信の料金に関する規定及び料金の免除を行なう諸種の場合は、附属規則で定める。

第三十八条 人命の安全に關する電気通信の先順位

二七〇 国際電気通信業務は、海上、陸上又は空中における人命の安全に關する電気通信及び世界保健機關の伝染病に關する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的先順位を与へなければならない。

第三十九条 官報並びに公用電話の呼出し及び通話の先順位

二七一 第三十八条及び第四十条の規定に従ふことを条件として、官報は、発信人が請求したときは、他の電報に対して先順位を有する。同様に、公用電話の呼出し及び通話は、明示の請求があつたときは、可能な範囲で、他の電話の呼出し及び通話に対して先順位を与えられる。

第四十条 暗語

- 二七二 1 官報及び局報は、すべての関係において暗語で記載することができる。
- 二七三 2 暗語の私報は、すべての国の間において認められる。ただし、この種類の通信に対して暗語を認めないことを事務総局を經由してあらかじめ通告した国については、この限りでない。

二七四 3 連合員及び準連合員で、その領域から発し、又はこれに着する暗語の私報を認めないものは、第三十二条に掲げる業務の停止の場合を除くほか、暗語の私報を中継において受理しなければならない。

第四十一条 計算書の作成及び決済

二七五 1 連合員及び準連合員の主管庁並びに認められた私企業で、電気通信の国際業務を行なうものは、その貸方及び借方の額について協定しなければならない。

二七六 2 第二七五号の借方及び貸方に關する計算書は、附屬規則の規定に従つて作成する。ただし、關係当事者の間に特別の取極がある場合は、この限りでない。

二七七 3 国際計算の決済は、これに關して關係国政府が取極を締結した場合には、一般の取引とみなし、かつ、關係国の一般の国際的義務に従つて行なう。この種の取極がないとき、又は第四十三条に定める条件に従つて締結した特別協定がないときは、この計算の決済は、附屬規則に従つて行なう。

第四十二条 貨幣單位

二七八 國際電気通信の料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣單位は、量目三十一分の十グラムであつて純分千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第四十三条 特別協定

二七九 連合員及び準連合員は、自己のため並びに認められた私企業及び正当に許可された他の企業のため、連合員及び準連合員全般に關係しない電気通信の問題について特別協定を締結する権能を留保する。ただし、この特別協定は、その実施によつて他国の無線通信業務に生じさせるおそれがある有害な混信に關する限り、この条約又は附屬規則の規定に抵触してはならない。

第四十四条 地域會議、地域的協定及び地域的機關

二八〇 連合員及び準連合員は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域會議を開催し、地域的協定を締結し、及び地域的機關を設置する権利を留保する。ただし、地域的協定は、この条約に抵触してはならない。

第五章 無線通信に關する特別規定

第四十五条 周波数及びスペクトル幅の合理的使用

二八一 連合員及び準連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を必要業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最少限度にとどめることが望ましいことを認める。

第四十六条 相互通信

二八二 1 移動業務の無線通信を行なう局は、その通常の取極範圍においては、採用する無線方式のいかんを問はず、相互に無線通信を交換しなければならない。

二八三 2 もつとも、科学の進歩を妨げないため、第二八二号の規定は、他の方式と通信することが不可能な無線方式を使用することを妨げるものではない。ただし、この不可能は、その無線方式の特質によるものでなければならず、単に相互通信を妨げるため採用する装置の結果であつてはならない。

二八四 3 第二八二号の規定にかかわらず、局は、その業務の目的によつて又は使用方式に關係のない他の事情によつて決定される電気通信の制限国際業務に充てることができ。

第四十七条 有害な混信

二八五 1 すべての局は、その目的のいかんを問はず、他の連合員又は準連合員及び認められた私企業並びに無線通信業務を行なうことを正当に許可され、かつ、無線通信規則の規定に従つて運用される他の企業の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し、かつ、運用しなければならない。

二八六 2 各連合員及び準連合員は、認められた私企業及び正当に許可された他の企業に第二八五号の規定を遵守させることを約束する。

二八七 3 さらに、連合員及び準連合員は、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第二八五号に掲げる無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、實際上可能な措置を執ることが望ましいことを認める。

第四十八条 遭難の呼出し及び通報

二八八 無線通信局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問はず、絶対的優先位において受理し、同様にこの通報に回答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。

第四十九条 虚偽の遭難信号、安全信号又は識別信号

二八九 連合員及び準連合員は、虚偽の遭難信号、安全信号又は識別信号を伝送し、又は流布することを防ぐため有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する局を自国から探知し、及び識別するため協力することを約束する。

第五十条 国防機關の設備

二九〇 1 連合員及び準連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

二九一 2 もつとも、これらの設備は、遭難の場合において行なり救助及び有害な混信を防ぐため執る措置に關する規定並びにその行なり業務の性質に従つて使用する発射の型式及び周波数に關する附屬規則の規定をできる限り遵守しなければならない。

二九二 3 さらに、前記の設備は、公衆通信業務その他附屬規則によつて規律される業務に従事するときは、原則として、これらの業務の実施に關する規定に従わなければならない。

第六章 定義

第五十一条 定義

二九三 文脈に矛盾を生じない限り、
(a) 第三附屬書で定義する語は、同附屬書において与えられる意義を有する。

二九四

(b) 第十四条に掲げる規則で定義するその他の語は、その規則において与えられる意義を有する。

第七章 最終規定

第五十二条 条約の効力発生

この条約は、千九百六十一年一月一日に、批准書又は加入書を同日前に寄託した国、領域又は領域の集合の間において効力を生ずる。

二九五

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの条約に署名した。紛議がある場合には、フランス語の本文による。この原本は、国際電気通信連合の記録に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に交付する。

千九百五十九年十二月二十一日にジュネーヴで作成した。

アフガニスタンのために

M・A・グラシ

M・M・アスガール

アルバニア人民共和国のために

D・ラマニ

サウディ・アラビア王国のために

A・ザイダン

M・ミルダード

アルゼンティン共和国のために

M・R・ピコ

O・N・カルリ

J・A・アウテリ

P・E・コミノ

A・J・セネストラリー

M・E・イトリオーズ

オーストラリア連邦のために

J・L・スカールレット

オーストリアのために

N・ヴェニンガー

M・クラッサー

ベルギーのために

R・ヴァンデンホーヴ

J・エティエンヌ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・V・アフアナシエフ

ビルマ連邦のために

チヨウ・ウイン

ミン・ルイン

ポリヴィアのために

J・クワドロス・キローガ

ブラジルのために

L・O・デ・ミランダ

ブルガリア人民共和国のために

I・M・トリフォノフ

I・ペトロフ

カナダのために

M・H・ワーシロフ

セイロンのために

D・P・ジャヤセカラ

C・A・R・アンケテル

中華民国のために

千煥吉

柳克述

陳樹人

繆超鳳

ヴァチカン市国のために

A・ステファニツィ

J・ド・リードマッテン

コロンビア共和国のために

S・キハーノ・C・

R・アルシニエーガス

L・ラミレス・アラリーナ

M・G・ヴェガ

S・アルボルノス・ブラダ

V・ヒメネス・スワレス

S・セガル

J・エティエンヌ

ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディ地域のために

J・エティエンヌ

J・エティエンヌ

J・エティエンヌ

大韓民国のために

金溶植

林南秀

朴照昱

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便物の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件外二件

八四四

- コスタ・リカのために
A・P・ドンナデイエウ
- キューバのために
M・R・ポフィール・アギラール
C・エストラーダ・カストロ
M・ゴンサレス・ロンゴリーア
- デンマークのために
G・ペデルセン
B・ニールセン
C・B・ニールセン
- ドミニカ共和国のために
S・E・パラダス
- エル・サルヴァドル共和国のために
A・アミ
- スペインのために
L・G・リセラ
- J・ガリド
- フランス共同体の海外諸国及びフランスの海外領土のために
H・フアラ
J・メイエ
E・スキナズイ
M・エスツイバ
J・アゴ
C・ラマニトラ
M・ブーカン
- アメリカ合衆国のために
F・コルト・ディ・ウルフ
R・H・ハイド
- エチオピアのために
G・テドロス
B・アドマシエ
- フィンランドのために
S・J・アホラ
- U・A・タルヴィテイエ
E・ヘイノ
- フランスのために
A・ドルヴェ
G・テラス
- L・A・ラモワテイエ
J・P・ガスケル
- ガーナのために
E・M・コラム
- ギリシャのために
A・レタキス
A・マラングーダキス
- ハンガリー人民共和国のために
J・イヴァニ
- インド共和国のために
M・B・サルワテ
M・K・バスター
- インドネシア共和国のために
A・スバルジロ・ジョヨアディスリ
- イランのために
H・サミイ
- イラク共和国のために
M・A・バグダーディ
- I・エルワリー
- アイルランドのために
J・A・スキヤネル
G・E・エンライト
T・P・ショイ
- アイスランドのために
G・プリエム
S・トルケルソン
- イスラエルのために
M・E・ベルマン
D・ハレヴェン
M・カハニ
- イタリアのために
A・ペリーオ
F・ニコテラ
- 日本国のために
奥村勝蔵
松田英一
八藤東緒

ジョルダン・ハシエミット王国のために

A・M・モルタダー

クウェートのために

K・A・ラッザーク

F・ゲイト

M・A・アブウ・アル・アイナイン

ラオス王国のために

T・チャンタランシイ

G・H・サンジエ

レバノンのために

H・オセイラーン

リビア連合王国のために

K・エル・アトラシユ

ルクセンブルグのために

E・ラウス

マラヤ連邦のために

B・H・ジュビール・サルドン

W・スタップス

モロッコ王国のために

C・W・リ

M・アウアド

M・H・ナッサル

メキシコのために

A・ペラード

モナコのために

C・ヌニエス・A・

ネパールのために

R・ピッケール

ニカラグアのために

J・N・シンハ

ノールウェーのために

A・A・ムリヤアウプト

S・リニング・トンネセン

L・ラルセン

A・ストランド

ニュー・ジールランドのために

J・B・ダーネル

E・S・ドウク

パキスタンのために

M・N・ミルザ

パラグアイのために

S・グワネス

B・グワネス

オランダ王国のために

W・ガルシニア

J・D・H・ファン・デル・トールン

A・J・エーレンス

ベルギーのために

H・J・スヒッペルス

フィリピン共和国のために

M・デ・ラ・フェンテ・ロタケル

J・S・アルフォンソ

G・カノン

ポロニアのために

F・トリニダード

ポロニア人民共和国のために

A・P・B・フラゴ

ポルトガルのために

H・バチコ

ポルトガルのために

K・コズロフスキー

H・M・ペレイラ

M・A・ヴィエイラ

F・エロイ

A・デ・ソウザ

A・オリヴェイラ・バプティスタ

L・ゴイス・フィゲイラ

ポルトガルの海外諸州のために

A・J・マダロ

J・A・ロガド・キンティノ

A・A・ドス・サントス

アラブ連合共和国のために

M・M・リアード

G・M・メフレズ

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件外二件 八四六

- A・バルガイ
- A・S・サフワト
- ドイツ連邦共和国のために
- R・ティールフェルダ
- O・キルヒナー
- ユーゴスラヴィア連邦人民共和国のために
- V・シェンク
- ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
- L・P・リクソ
- ルーマニア人民共和国のために
- M・グリゴール
- B・イオニダ
- P・ポステルニク
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(英仏海峡諸島及びマン島を含む)のために
- T・C・ラップ
- W・A・ウルヴァスン
- H・A・ダニエルズ
- エリザベス・M・ペリー
- スーダン共和国のために
- S・フセイン
- H・I・ベシール
- スウェーデンのために
- H・ステルキイ
- B・オルテルス
- S・フルターレ
- スイス連邦のために
- E・ウエーバー
- A・ヴェットシュタイン
- A・ランゲンベルガー
- F・ロシュ
- C・シャビユイ
- チュッコスロヴァキアのために
- J・マナク
- G・ウォドナニスキ
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際關係を処理する海外領土のために
- A・H・シェフィールド

- J・バーン
- L・W・ダドリ
- タイのために
- M・チュンラケート
- M・L・O・シリウオング
- テュニジアのために
- M・ミリ
- トルコのために
- G・イエナル
- I・ビルグチ
- A・リザ・フザル
- 南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域のために
- J・E・メロン
- ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
- I・クロコフ
- ウルグアイ東方共和国のために
- V・ボメス
- A・ガリンベルティ
- B・バレイロ
- ヴェネズエラ共和国のために
- J・A・ロベス
- ヴィエトナム共和国のために
- グエン・カク・タム
- グエン・クワン・ツァン
- 英領東アフリカのために
- 英領東アフリカに關してグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために
- M・W・マンソン
- R・ボルトン
- 第一附屬書(第四号参照)
- アフガニスタン
- アルバニア人民共和国
- サウディ・アラビア王国
- アルゼンティン共和国
- オーストラリア連邦
- オーストリア
- ベルギー
- 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国

ビルマ連邦
 ボリヴィア
 ブラジル
 ブルガリア人民共和国
 カンボディア王国
 カナダ
 セイロン
 チリ
 中華民国
 ヴァチカン市国
 コロンビア共和国
 ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディ地域
 大韓民国
 コスタ・リカ
 キューバ
 デンマーク
 ドミニカ共和国
 エル・サルヴァドル共和国
 エクアドル
 スペイン
 フランス共同体の海外諸国及びフランスの海外領土
 アメリカ合衆国
 エチオピア
 フィンランド
 フランス
 ガーナ
 ギリシャ
 グアテマラ
 ギニア共和国
 ハイチ共和国
 ホンデュラス共和国
 ハンガリー人民共和国
 インド共和国
 インドネシア共和国
 イラン
 イラク共和国
 アイルランド

アイスランド
 イスラエル
 イタリア
 日本国
 ジョルダン・ハシェミット王国
 クウェート
 ラオス王国
 レバノン
 リベリア
 リビア連合王国
 ルクセンブルグ
 マラヤ連邦
 モロッコ王国
 メキシコ
 モナコ
 ネパール
 ニカラグア
 ノールウエー
 ニュー・ジブラント
 パキスタン
 パナマ
 パラグアイ
 オランダ王国
 ペルー
 フィリピン共和国
 ポーランド人民共和国
 ポルトガル
 アフリカにおけるスペインの諸州
 ポルトガルの海外諸州
 アラブ連合共和国
 ドイツ連邦共和国
 ニューギニア連邦人民共和国
 ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国
 ロードシア・ニアサランド連邦
 ルーマニア人民共和国
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件

スーダン共和国

スウェーデン

スイス連邦

チェコスロヴァキア

アメリカ合衆国の属領

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土

タイ

テニジア

トルコ

南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域

ソヴィエト社会主義共和国連邦

ウルグアイ東方共和国

ヴェネズエラ共和国

ワイエトナム共和国

イエメン

第二附屬書(第七号参照)

英領西アフリカ

英領東アフリカ

ベルムダール英領カリブ海諸島の集合

シンガポール英領ボルネオの集合

イタリヤの施政下にあるソマリランド信託統治地域

第三附屬書(第五十一号参照)

三〇〇 国際電気通信条約及びその附屬書において使用する語の定義
主管庁 国際電気通信条約及び附屬規則の義務を履行するため執るべき措置について責任を有する政府の機関

三〇一 私企業 政府の施設又は機関以外の個人又は団体で、国際電気通信業務を行なうための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある電気通信設備を運用するもの

三〇二 認められた私企業 前記の定義に適合する私企業のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する私企業で、その主たる事務所の所在地がある連合員若しくは準連合員又は自己の領域において電気通信業務を設置し、かつ、運用することをその私企業に許可した連合員若しくは準連合員によつて条約第二十一条に定める義務を課されたもの

三〇三 代表 全権委員會議に対して連合員若しくは準連合員の政府が派遣する者又は主管庁會議若しくは国際諮問委員會議の會合において連合員若しくは準連合員の政府若しくは主管庁を代表する者

三〇四 代表者 主管庁會議又は国際諮問委員會議の會合に対して認められた私企業が派遣する者
三〇五 専門家 国際諮問委員會議の研究委員會議の會合に出席することを自国の政府又は主管庁によつて許可された国内の學術団体又は工業団体が派遣する者
三〇六 オブザーヴァー 次に掲げる者
条約第二十八条の規定に従つて国際連合が派遣する者
一般規則の規定に従つて會議に招請され、又は會議の業務に参加することを認められた国際機關の一派派遣する者
条約第七条の規定に従つて開催される地域的性質を有する特別會議に投票権なしで参加する連合員又は準連合員の政府が派遣する者

三〇七 代表團 代表及び場合により同一の國が派遣する代表者、隨員又は通訳の全体
各連合員及び準連合員は、任意にその代表團を構成することができる。特に、認められた私企業に属する者又は電気通信の分野に関係があるその他の私企業に属する者を代表又は隨員の資格で代表團に含めることができる。

三〇八 電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文書、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信
三〇九 電信 筆記され若しくは印刷された物若しくは静止影像のような記録物件の内容を伝送して遠隔地において再現し、又はすべての種類の情報をそのままの形式で遠隔地において再現するための操作に要する電気通信方式。無線通信規則の適用上、「電信」とは、別段の定めがない限り、「字号の使用によつて文言の伝送を行なう電気通信方式」をいう。

三一〇 電話 言語又は場合により他の音響の伝送のため設けられる電気通信方式
三一一 無線通信 電波による電気通信
三一二 無線 電波の使用を示す一般的語
三二三 有害な混信 無線航行業務その他の安全業務(注)の運用を妨害し、又は無線通信規則に従つて運用する無線通信業務に重大な悪影響を与え、この業務を妨害し、若しくは反復的に中断する発射、輻射又は誘導
(注) 無線通信業務で人命の安全及び財産の保護を確保するため恒久的に又は一時的に運用されるものは、安全業務とみなす。

三二四 国際業務 異なつた國にあり、又は異なつた國に属するすべての種類の電気通信の局の間に於ける電気通信業務
三二五 移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務
三二六 放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行なう無線通信業務。この業務は、音響の発射、テレビジョンの発射その他の型式による発射を含むことができる。
三二七 公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受理しなればならない電気通信
三二八 電報 受信人に配達するため電信によつて伝送されるための文言。この語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。

三一九 官報並びに官用電話の呼出し及び通話 次に掲げる当局の一から発する電報並びに電話の呼出し及び通話

国の元首

政府の首長及び政府の一員たる者

連合員又は準連合員たる領域又は領域の集合に含まれる領域の長

国際連合又は連合員若しくは準連合員の信託統治又は委任統治の下にある地域の長

陸軍、海軍又は空軍の司令長官

外交官又は領事官

国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長

ヘーグ国際司法裁判所

三二〇 以上に定める官報の返信は、同様に官報とみなす。

三二一 私報 局報又は官報以外の電報

三二二 局報 次の者の間に交換される電報で、国際公衆電気通信に関するもの

(a) 主管庁相互の間

(b) 認められた私企業相互の間

(c) 主管庁と認められた私企業との間

(d) 一方において主管庁及び認められた私企業と他方において事務総局長との間

第四附属書(第二十七条参照)

仲裁

四〇〇 1 仲裁を求めらるる当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

四〇一 2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によつて決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかつたときは、仲裁は、政府に付託するものとする。

四〇二 3 仲裁が人に付託されるときは、仲裁者は、紛争当事者の国民でなく、その国に住所を有しておらず、かつ、紛争当事者の機関に雇用されていない者でなければならぬ。

四〇三 4 仲裁が政府又はその主管庁に付託されるときは、その政府又は主管庁は、紛争には関係がないが、適用についてその紛争を生じた協定の当事国である連合員又は準連合員の中から選定しなければならない。

四〇四 5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指定する。

四〇五 6 二をこえる当事者が紛争に関係するときは、紛争について共通の利害を有する当事者の各集合は、第四〇三号及び第四〇四号に定める手続に従い、それぞれ一の仲裁者を指定する。

四〇六 7 このようにして指定された二仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二仲裁者が人であつて政府又は主管庁でないときは、第三仲裁者は、第四〇二

号に定める条件に適合しなければならず、さらに、他の二仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならぬ。二仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しないときは、各仲裁者は、紛争に全く関係がない一の第三仲裁者を提議する。ついで、事務総局長は、第三仲裁者を定めるためくじびきを行なう。

四〇七 8 紛争当事者は、合意によつて指定する単一の仲裁者をその紛争を解決させるように合意することができる。紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、かつ、そのいずれかを単一の仲裁者として指定するためくじびきを行なうことを事務総局長に請求することができる。

四〇八 9 仲裁者は、従うべき手続を任意に決定する。

四〇九 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的であり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁が二以上の仲裁者に付託されたときは、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的であり、かつ、当事者を拘束する。

四一〇 11 各紛争当事者は、仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

四一一 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての資料を供給する。

第五附属書

国際電気通信条約附属一般規則

第一部 会議に関する総則

五〇〇 1 招請政府は、管理理事会と合意の上、会議の確定期日及び正確な場所を定める。

五〇一 2 (1) 招請政府は、この期日の一年前に、連合員たる各国の政府及び各準連合員に招請状を発する。

五〇二 (2) 前記の招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により発することができぬ。

五〇三 3 事務総局長は、条約第二十八条の規定に従つて国際連合に招請状を発する。

五〇四 4 招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提議により、国際連合と關係を有する専門機関で、その会合への連合の代表者の参加を相互主義に基づいて認めるものに対し、顧問的資格で会議に参加するためオブザーヴァーを派遣するより招請することができる。

五〇五 5 連合員及び準連合員の回答は、会議の開会のおそくとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示さなければならない。

五〇六 6 連合の常設機関は、その機関の権限内の問題を会議が取り扱うときは、顧問的資格で会議に代表者を出す権利を有する。必要がある場合には、会議は、これに代表者を出すことを必要と認めなかつた機関を招請することができる。

五〇七 7 次のものは、全権委員会議に参加することを認められる。

五〇七 7 次のものは、全権委員会議に参加することを認められる。

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるとの件外二件 八五〇

- 五〇八 (a) 第三附屬書第三〇七号に定義する代表団
- 五〇九 (b) 国際連合のオブザーヴァー
- 五〇九 (c) 第五〇四号の規定に従つて招請される専門機関のオブザーヴァー
- 五一〇 第二章 招請政府のある主管庁会議への招請及び参加の承認
- 五一〇 1 (1) 前記の第五〇〇号から第五〇五号までの規定は、主管庁会議に準用する。
- 五一〇 2 (2) もつとも、臨時主管庁会議及び特別会議に関しては、招請状の発送に関する期間を六箇月に短縮することができる。
- 五一一 (3) 連合員及び準連合員は、自己が受領した招請を認められた私企業に通知することができる。
- 五二二 2 (1) 招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提議により、会議の業務に顧問的資格で参加するためオブザーヴァーを派遣することについて関心を有する国際機関に通告を発することができる。
- 五二二 2 (2) 前記の国際機関は、招請政府に対し、通告の日付の日から二箇月の期間内に参加の承認を請求する。
- 五二五 (3) 招請政府は、前記の請求を集める。参加の承認の決定は、会議がみずから行なふ。
- 五二六 3 (1) 次のものは、主管庁会議に参加することを認められる。
 - (a) 第三附屬書第三〇七号に定義する代表団
 - (b) 国際連合のオブザーヴァー
 - (c) 第五〇四号の規定に従つて招請される専門機関のオブザーヴァー
 - (d) 第五一三号から第五一五号までの規定に従つて認められる国際機関のオブザーヴァー
 - (e) 認められた私企業の代表者で、その属する連合員たる国によつて正当に許可されるもの
 - (f) 第五〇六号に定める条件に従つて招請される連合の常設機関
- 五二二 (2) さらに、地域的性質を有する特別会議には、関係地域に属さない連合員及び準連合員のオブザーヴァーが参加することを認められる。
- 五二三 第三章 招請政府のない会議に関する特別規定
- 五二四 1 事務総局長は、招請状が発送された後直ちに、連合員及び準連合員に対し、会議の業務に関する提案を四箇月以内に事務総局長に送付するよう要請する。
- 五二五 2 提出される提案でその採用が条約又は規則の本文の改正をもたらすものには、その改正を必要とする本文の部分の章、条又は項の番号によつて表示する参照を附さなければならぬ。

- 五二六 3 事務総局長は、主管庁及び国際諮問委員会から受領した提案を集めて整理し、会議の閉会の少なくとも三箇月前にすべての連合員及び準連合員に通知する。
- 五二七 第五章 会議に対する委任状
- 五二七 1 (1) 会議に参加するため連合員が派遣する代表団は、投票権を行使するためには、正当に委任されていなければならず、また、最終文書に署名するためには、必要な委任状を有しなくてはならない。
- 五二八 (2) 準連合員が会議に派遣する代表団は、第一六号の規定に従つてその業務に参加するためには、正当に委任されていなければならない。
- 五二九 2 全権委員会議については、
 - (1) (a) 代表団は、国の元首、政府の首長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。
 - (b) もつとも、代表団は、会議が開催される国の政府に対して派遣されている外交使節団の長によつて臨時に委任されることができる。
 - (c) 国際連合が条約第二十号の規定に従い信託統治地域に代わつてこの条約に加入している場合には、その信託統治地域を代表する代表団は、国際連合事務総長によつて委任されていなければならない。
- 五三〇 (2) 代表団は、会議の最終文書に署名するためには、第五二九号に掲げる当局の署名のある全権委任状を有しなくてはならない。電報による委任状は、認めない。
- 五三三 3 主管庁会議については、
 - (1) 第五二九号から第五三三号までの規定を準用する。
 - (2) 第五二九号に掲げる当局のほか、会議において取り扱われる問題に関して権限を有する大臣は、代表団を派遣し、かつ、これに対し、業務に参加し、及び最終文書に署名する権限を与えることができる。
- 五三四 (2) 各代表団の委任状の審査は、特別の委員会に付託する。この委員会は、総会が定める期間内にその決定を行なう。
- 五三五 4 連合員の代表団は、会議の業務への参加の当初から投票権を行使する。
- 五三七 (2) もつとも、総会が代表団の委任状を正規のものでないと認められた後は、その代表団は、その状態が是正されない限り、投票権を有しない。
- 五三八 6 連合員たる国は、原則として、連合の会議にその代表団を派遣するよう努めなければならない。ただし、例外的理由によつて連合員がその代表団を派遣することができないときは、他の連合員の代表団に委任し、及びこれに対し自己に代わつて行動し、かつ、署名する権限を与えることができる。
- 五三九 7 正当に委任されている代表団は、自己が出席することができない場合における投票権の行使を、正当に委任されている他の代表団に委任することができる。この場合には、この代表団は、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

五四〇 8 第五三八号及び第五三九号に定めるいずれの場合にも、代表団は、一個をこえる代
理投票権を行使することができない。

第六章 連合員の請求又は管理理事会の提議による臨時主管庁会議の招集に關す
る手續

五四一 1 臨時主管庁会議の招集を希望する連合員は、その旨を、招集に關して提議する議事
日程、場所及び期日を示して事務総局長に通知する。

五四二 2 事務総局長は、二十の一致する請求を受けたときは、その請求を電報によつてすべ
ての連合員及び準連合員に通知し、かつ、連合員に対してこの提議を受諾するかどう
かを六週間以内に表明するよう要請する。

五四三 3 連合員の過半数がこの提議に全体として賛成することを表明するとき、すなわち、
提議された会合の議事日程、期日及び場所をすべて受諾するときは、事務総局長は、
その旨を電報回章によつてすべての連合員及び準連合員に通知する。

五四四 4 (1) 受諾された提議が連合の所在地以外において会議を開催しようとするものである
ときは、事務総局長は、關係国の政府に対し、招請政府となることを受諾するかど
うかを照会する。

五四五 (2) 受諾された場合には、事務総局長は、前記の政府と合意の上、会議の会合のため
必要な措置を執る。

五四六 (3) 受諾されなかつた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に対
し、会合の場所について新たな提議を行なうよう要請する。

五四七 5 受諾された提議が連合の所在地において会議を開催しようとするものであるとき
は、第三章の規定を準用する。

五四八 6 (1) 提議(議事日程、場所及び期日)が連合員の過半数によつて全体としては受諾され
ないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員及び準連合員に通知し、かつ、連
合員に対して異議が生じた事項につき最終的に意思を表明するよう要請する。

五四九 (2) 前記の事項は、連合員の過半数が承認したときは、採用されたものとみなす。

五五〇 7 前記の手續は、管理理事会が臨時主管庁会議の招集の提議を提出した場合に準用す
る。

第七章 連合員の請求又は管理理事会の提議による特別主管庁会議の招集に關す
る手續

五五一 1 第六章の規定は、全面的に、世界特別会議に準用する。
五五二 2 地域的特別会議の場合には、第六章に定める手續は、關係地域の連合員に対しての
み準用する。会議の招集が当該地域の連合員の発議によつて行なわれるときは、事務
総局長がこの地域の連合員の四分の一から一致する請求を受けることで足りる。
第八章 すべての会議に共通な規定(会議の期日及び場所の変更)
五五三 1 第六章及び第七章の規定は、連合員の請求又は管理理事会の提議によつて会議の会
合の期日又は場所を変更する場合に準用する。ただし、この変更は、關係連合員の過
半数が賛成の意思を表明した場合に限り行なわれる。

五五四 2 会議の期日又は場所の変更を提議する連合員又は準連合員は、必要な数の他の連合
員及び準連合員の支持を得なければならない。

五五五 3 事務総局長は、必要があるときは、場所又は期日の変更から生ずることがある財政
的影響(たとえば、当初定められた場所における会議の会合を準備するため支出が行
なわれた場合における影響)を第五四二号に定める通知で通報する。

第九章 会議の内部規則
第一条 席順
五五六 会議の会合における代表団の席順は、代表する国のフランス語による名称のアルファ
ベット順による。

第二条 会議の開会
五五七 1 (1) 会議の開会に先立ち、代表団の長の会合において、第一回総会の議事日程を作成
する。

五五八 (2) 代表団の長の会合の議長は、第五五九号及び第五六〇号の規定に従つて指名され
る。

五五九 2 (1) 会議は、招請政府が指名する者が開会する。
五六〇 (2) 招請政府がない場合には、会議は、最年長の代表団の長が開会する。

五六一 3 (1) 総会の第一回会合においては、会議の議長の選挙を行なう。議長は、原則とし
て、招請政府が指名する者とする。

五六二 (2) 招請政府がない場合には、第五五七号にいう会合において代表団の長が行なつた
提議を考慮して、議長を選挙する。

五六三 4 第一回総会においては、また、次のことを行なう。
(a) 会議の副議長の選挙
(b) 会議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙
(c) 会議の書記局の設置。書記局は、事務総局長の職員及び必要があるときは招請政府
の主管庁の職員で構成する。

第三条 会議の議長の権限
五六六 1 議長は、この内部規則によつて与えられる他のすべての権限を行使するほか、総会
の各会合の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、内部規則の適用を確保し、発言を
許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表する。

五六七 2 議長は、会議の業務を統括し、かつ、総会の会合における秩序の維持を確保する。
議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行ない、並びに特に討論の延期若し
くは終止又は会合の閉会若しくは中止を提議する権限を有する。議長は、また、必要
と認めるときは、総会又は総会の会合の招集を延期することを決定することができる。

五六八 3 議長は、すべての代表団が討論中の問題に關し自由にかつ十分に意見を表明する権
利を保護する。

五六九 4 議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保する。議長は、また、討論中
の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意
するため、その発言を中斷することができる。

第四条 委員会の設置

五七〇 1 総会は、會議に付託される問題を審査するため、委員会を設置することができる。この委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ分科会を設けることができる。

五七一 2 委員会及び小委員会は、絶対に必要がある場合に限り、小委員会及び分科会を設ける。

第五条 予算統制委員会

五七二 1 総会は、各會議又は会合の閉会に際して、その組織化及び代表に提供する便宜を検討すること並びに會議又は会合の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し、かつ、承認することを任務とする予算統制委員会を設置する。この委員会は、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長の代理及び招聘政府がある場合にはその代表者を含む。

五七三 2 管理理事會が承認した會議又は会合の予算が使用し尽される前に、予算統制委員会は、會議又は会合の書記局と協力して、すでに要した経費の中間報告を總會に提出する。總會は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽される日をごえて會議又は会合を延長することが妥当であるかどうかを決定するため、この報告を考慮する。

五七四 3 予算統制委員会は、各會議又は会合の閉会までの使用経費の見積額をできる限り正確に示す報告を、會議又は会合の終りに、總會に提出する。

五七五 4 總會は、前記の報告を審査し、かつ、承認した後、總會の意見を附して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを管理理事會の次回の年次會期に提出する。

第六条 委員会の構成

五七六 1 全權委員會議 委員会は、連合員及び準連合員の代表並びに第五〇八号及び第五〇九号に掲げるオブザーヴァーで、参加を請求し、又は總會が指名するもので構成する。

五七七 2 主管庁會議 委員会は、連合員及び準連合員の代表並びに第五一七号から第五二〇号までに掲げるオブザーヴァー及び代表者で、参加を請求し、又は總會が指名するもので構成する。

第七条 報告者並びに小委員会の議長及び副議長

五七八 各委員会の議長は、報告者の指名並びに委員会が設置する小委員会の議長、副議長及び報告者の選任について委員会に提議する。

第八条 会合の招集

五七九 總會、委員会、小委員会及び分科会の会合は、十分な余裕をもつて會議の場所で告知する。

第九条 會議の開会前に提出される提案

五八〇 會議の開会前に提出される提案は、第四条の規定に従つて設置される關係委員会に總會が割り当てる。もつとも、總會は、いかなる提案も直接に取り扱うことができる。

第十条 會議中に提出される提案又は修正案

五八一 1 會議の開会後提出される提案又は修正案は、場合に依り、會議の議長又は關係委員の議長に交付する。これらの提案又は修正案は、また、會議の文書として印刷して配付するため、會議の書記局に交付することができる。

五八二 2 文書によるいかなる提案又は修正案も、關係代表団の長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

五八三 3 會議又は委員会の議長は、討論の進行の促進に役だつ提議をいつでも行なうことができる。

五八四 4 提案又は修正案の審議すべき本文は、具体的にかつ正確に記載しなければならない。

五八五 (1) 會議の議長又は關係委員の議長は、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第五八一号の規定に従つて印刷して配付するため文書により提出すべきかを各場合において決定する。

五八六 (2) 一般に、總會の表決に付すべき重要な提案の本文は、會議の業務用語によるものとし、かつ、討論前に研究することができるように、十分な余裕をもつて配付しなければならない。

五八七 (3) さらに、第五八一号に定める提案又は修正案を受領した會議の議長は、場合に依り、これを關係委員会又は總會に送付しなければならない。

五八八 6 會議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、總會の会合においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

五八九 11 提案又は修正案の審議及び表決に必要な条件 十一條 提案又は修正案は、會議中に提出される提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一代表団によつて支持されない限り、討論に付することができない。

五九〇 2 正当に支持された提案又は修正案は、討論の後、表決に付さなければならない。

五九一 十二條 看過され、又は延期された提案又は修正案 十二條 看過され、又は延期された提案又は修正案は、これを提出した代表団は、その提案又は修正案がその後放置されないように注意しなければならない。

五九二 1 定足数 十三條 總會における討論の方法 十三條 總會の会合において表決が有効に行なわれるためには、會議に派遣され、かつ、投票権を有する代表団の二分の一をこえる代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。

五九三 2 討論の順序 十四條 發言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、發言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で發言するかを明らかにして發言を開始する。

五九四 (2) 發言を行なう者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるように、各語を区切り、かつ、必要な間を置いて、ゆるやかに、かつ、はっきりと述べなければならない。

五九五 3 議事進行の動議及び発言

(1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行なうことができる。この動議又は発言は、この規則に従つて議長が直ちに決定する。代表団は、議長の決定に対し異議を申し立てることができる。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数によつて取り消されない限り、全面的に有効とする。

五九六 (2) 議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討論中の問題の内容を取り扱つてはならない。

五九七 4 議事進行の動議及び発言の先順位

第五九五号及び第五九六号に定める議事進行の動議及び発言に与える先順位は、次のとおりとする。

(a) この規則の適用に関する議事進行の発言

(b) 会合の中止

(c) 会合の閉会

(d) 討論中の問題に関する討論の延期

(e) 討論中の問題に関する討論の終結

(f) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、議長がその先順位を定めるもの

六〇三 5 会合の中止又は閉会の動議

代表団は、問題の討論中に、理由を明らかにして、会合を中止し、又は閉会することを提議することができる。この提議が支持されたときは、中止又は閉会に反対を表明する二人の発言者にこの問題についてのみ発言を許した後、動議を表決に付する。

六〇四 6 討論の延期の動議

代表団は、問題の討論中に、討論を一定の期間延期することを提議することができる。この動議について討論が行なわれる場合には、動議の提出者のほか、三人に限り、これに参加することができる。そのうち、一人はこの動議に賛成する者、二人はこれに反対する者とする。

六〇五 7 討論の終結の動議

代表団は、討論中の問題の討論を終結することをいつでも提議することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、動議を表決に付する。

六〇六 8 発言の制限

(1) 総会は、必要があるときは、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数に制限することができる。

六〇七 (2) もつとも、手続の問題に関しては、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。

六〇八 (3) 発言者が許された発言の時間をこえるときは、議長は、総会にその旨を通知し、かつ、発言者にその説明を短い時間に終了するよう要請する。

六〇九 9 発言者の表の締切り

(1) 議長は、討論中に、発言者の名を記載した表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をその表に加え、また、総会の同意を得て、表を締め切ることが宣言することができる。もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、表の締切りの後においても、陳述された演説に対する答弁の権利を与えることができる。

六一〇 (2) 前記の表の発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論の終結を宣言する。

六一一 10 権限の問題

権限の問題が生じたときは、討論中の問題の内容及び表決を行なう前に、これを解決しなければならぬ。

六一二 11 動議の撤回及び再提出

動議の発言者は、その動議が表決に付される前に、これを撤回することができる。撤回された動議は、修正を加え、又は加えないで、修正案の発議者たる代表団又は他の代表団が再提出することができる。

第六四条 投票権

第六三 1 会議の業務に参加するため連合員によつて正当に委任されたその代表団は、会議のすべての会合において、条約第二条の規定に従つて一個の投票権を有する。

第六四 2 連合員の代表団は、第五章に定める条件に従つて投票権を行使する。

第六五条 表決

六一五 1 過半数の定義

(1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一をこえる数とする。

六一六 (2) 棄権は、過半数を構成するために必要な投票数の計算においては、考慮に入れな

六一七 (3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。

六一八 (4) この規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。

六一九 2 表決への不参加

出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又はその表決に参加しない旨を明らかに宣言するものは、第五九二号に定める定足数の決定上、欠席したものとみなされず、また、第六二〇号の規定の適用上、棄権したものとみなされない。

六二〇 3 特別過半数

連合員の加入に関しては、必要とする過半数は、条約第一条に定める。

六二一 4 百分の五十をこえる棄権

棄権の数が行使された投票(賛成、反対、棄権)の数の二分の一をこえるときは、討論中の問題の審議は、その後の会合に延期する。その会合においては、棄権は、計算に入れぬ。

六二二 5 表決の手続

(1) 第六二五号に定める場合を除くほか、表決の手続は、次のとおりとする。

- 六三三 (a) 原則として、挙手
- (b) 前記の手續による表決で過半数が明らかにならないとき、又は少なくとも二の代表団が請求するときは、指名点呼
- 六三四 (2) 指名点呼による表決は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順に行なり。
- 六二五 6 秘密投票
 - 出席し、かつ、投票する資格を有する少なくとも五の代表団が請求するときは、秘密投票を行なり。この場合には、書記局は、直ちに、投票の秘密を確保するため必要な措置を執る。
- 六二六 7 表決を中断させることの禁止
 - 表決が開始されたときは、いかなる代表団も、その表決の方法に関する議事進行の発言の場合を除くほか、これを中断させることができない。
- 六二七 8 投票の説明
 - 議長は、表決が行なわれた後、代表団が自己の投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。
- 六二八 9 提案の分割表決
 - (1) 提案の発議者が請求するとき、総会が適当と認めるとき、又は議長が発議者の承認を得て提議するときは、その提案を分割し、各部分を個別的に表決に付する。ついで、提案の採択された各部分は、一体として表決に付する。
 - (2) 提案のすべての部分が否決されたときは、その提案は、否決されたものとみなす。
- 六三〇 10 同一の問題に関する提案の表決の順序
 - (1) 同一の問題に関して二以上の提案があるときは、それらの提案は、総会が別の決定を行なわない限り、提案の提出の順序に従つて表決に付する。
 - (2) 各表決の後、総会は、次の提案を表決に付する必要があるかどうかを決定する。
- 六三一 11 修正案
 - (1) 原提案の一部の削除、追加又は改正のみからなる変更の提案は、修正案とする。
 - (2) 提案に対する修正案は、その提案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案の本文に編入する。
 - (3) いかなる変更の提案も、総会が原提案と矛盾すると認めるときは、修正案と認めない。
- 六三五 12 修正案の表決
 - (1) 提案に対して修正案が提出されるときは、表決は、まず、この修正案について行なり。
 - (2) 提案に対して二以上の修正案が提出されるときは、表決は、まず、原提案に最も近い修正案について行なり、ついで、残余の修正案のうち原提案に最も近いものについて行なり、以下すべての修正案の審議が終了するまで、同様の手續によつて行なり。
 - (3) 一又は二以上の修正案が採択されたときは、これによつて修正された提案を表決に付する。
- 六三七

- 六三八 (4) いかなる修正案も採択されなかつたときは、表決は、原提案について行なり。
- 六三九 1 委員会及び小委員会の議長は、第三条の規定によつて会議の議長に与えられる任務と同様の任務を有する。
- 六四〇 2 総会における討議の方法に関する第十三条の規定は、定足数に関するものを除くほか、委員会及び小委員会の討議に準用する。
- 六四一 3 第十五条の規定は、第六二〇号の場合を除くほか、委員会及び小委員会における表決に準用する。
- 六四二 1 原則として、代表団は、自己の意見に他の代表団を賛同させることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するように努めなければならない。
- 六四三 2 もつとも、代表団は、決定がその政府による条約の批准又は規則の改正の承認を妨げる性質のものであると認めるときは、この決定に関し、暫定的又は確定的に留保を行なうことができる。
- 六四四 1 総会の議事録は、会議の書記局が作成する。書記局は、議事録が審査される期日前にできる限りすみやかに、代表団にこれを配付するように努める。
- 六四五 2 議事録が配付されたときは、関係代表団は、正当と認める訂正を、できる限り短い期間内に、文書で会議の書記局に提出することができる。もつとも、議事録が承認される会合において代表団が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。
- 六四六 3 (1) 原則として、議事録には、単に、提案及び結論並びにこれらの論拠をできる限り簡潔に記載する。
- (2) もつとも、代表団は、討議において行なつたその陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、原則として、報告者の任務を容易にするため、発言の初めにその旨を表明しなければならない。代表団は、また、会合の終了後二時間以内に、その陳述文を会議の書記局にみずから提出しなければならない。
- 六四七 (2) もつとも、代表団は、討議において行なつたその陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、原則として、報告者の任務を容易にするため、発言の初めにその旨を表明しなければならない。代表団は、また、会合の終了後二時間以内に、その陳述文を会議の書記局にみずから提出しなければならない。
- 六四八 4 陳述の記載に関しては、第六四七号の規定によつて与えられる権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。
- 六四九 1 (1) 委員会及び小委員会の討議は、会合ごとに概要記録にとりまとめる。この記録には、討議の要点、記録することを適当とする諸種の意見並びに討議から生ずる提案及び結論を特記する。
- (2) もつとも、代表団は、第六四七号に定める権利を行使することができる。
- 六五〇 (3) (2)にいう権利は、慎重に行使しなければならない。
- 六五一 2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができる。必要があるときは、その業務の終了に際し、付託された研究から生ずる提案及び結論を簡潔な形式でとりまとめた最終報告を提出することができる。
- 六五二

六五三 1 (1) 議長は、原則として、総会の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録に關して意見があるかどうかを尋ねる。いかなる訂正も書記局に通知されず、また、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの文書は、承認されたものとする。これと反対の場合には、議事録又は概要記録に必要な訂正を行なう。

六五四 (2) 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は小委員会によつて承認されなければならない。

六五五 2 (1) 総会の最終の議事録は、この総会の議長が審査し、かつ、承認する。

六五六 (2) 委員会又は小委員会の最終の会合の概要記録は、この委員会又は小委員会の議長が審査し、かつ、承認する。

第二十一条 編集委員会

六五七 1 条約、規則その他の会議の最終文書の本文は、諸種の委員会が表明された意見を考慮してできる限り最終的案文の形式で作成した上、編集委員会に送付する。編集委員会は、意味を変更しないで本文の形式を完全にし、かつ、修正されない従前の本文とあわせて編集することを任務とする。

六五八 2 編集委員会は、前記の本文を会議の総会に提出する。総会は、これを承認し、又は再審査のため関係委員会に差しもどす。

第二十二条 番号整理

六五九 1 改正される本文の章、条及び項の番号は、総会の第一就会まで存置する。追加する本文には、関係原本本文の項の番号に「a」、「b」等を附した番号を暫定的に附する。

六六〇 2 章、条及び項の最終的番号整理は、第一就会で採択した後、編集委員会に付託する。

第二十三条 最終的承認

六六一 条約、規則その他の最終文書の本文は、総会の第二就会で承認されたときは、最終的なものとする。

第二十四条 署名

六六二 会議が最終的に承認した本文は、代表される国のフランス語による名称のアルファベット順に従つて、第五章に定める全権委任状を有する代表の署名に付する。

第二十五条 新聞発表

六六三 会議の業務についての正式の発表は、議長又は一人の副議長の許可がなければ、新聞に伝達することができない。

第二十六条 料金の免除

六六四 会議の期間中、代表団の構成員、管理理事会の構成員、連合の常設機関の役員及び会議に派遣された連合の事務総局の職員は、会議が開催される国の政府が関係のある他の政府及び認められた私企業と合意した範囲内で、郵便、電信及び電話の料金の免除を受ける権利を有する。

第二部 国際諮問委員会

第十章 総則

六六五 1 第二部の規定は、国際諮問委員会の任務及び組織を定める条約第十三条の規定を補充する。

六六六 2 (1) 国際諮問委員会は、また、適用することができる限り、第一部に掲げる会議の内部規則を遵守しなければならない。

六六七 (2) 各総会は、国際諮問委員会の業務を容易にするため、会議の内部規則の規定に反しない限り、補足規定を採用することができる。この補足規定は、総会の文書により、決議の形式で公表する。

第十一章 参加の条件

六六八 1 (1) 各国際諮問委員会の構成員は、次のものとする。

(a) すべての連合員及び準連合員の主管庁(権利として構成員となるもの)

六六九 (b) 認められた私企業で、その私企業を認められた連合員又は準連合員の承認を得て、かつ、次の手続の適用を条件として、委員会の業務への参加を請求するもの

六七〇 (2) 認められた私企業が行なう諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長に於て行なうものとし、事務総局長は、これをすべての連合員及び準連合員並びに当該諮問委員会の委員長に通報する。認められた私企業が行なう請求は、その私企業を認められた連合員及び準連合員が承認したものでなければならぬ。

六七二 (1) 国際機関で、その事業を国際電気通信連合の事業と調整し、かつ、これと関係がある活動を行なうものに対しては、顧問的資格で諮問委員会の業務に参加することを認めることができる。

六七三 (2) 国際機関が行なう諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長に於て行なうものとし、事務総局長は、これを電信によつてすべての連合員及び準連合員に通報し、かつ、連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成のときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、協議の結果をすべての連合員及び準連合員並びに当該諮問委員会の委員長に通報する。

六七四 (1) 学術団体又は工業団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用の器材の研究若しくは製作に従事するものに対しては、関係国の主管庁の承認を条件として、諮問委員会の研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認めることができる。

六七五 (2) 学術団体又は工業団体が行なう諮問委員会の研究委員会の会合への参加の最初の請求は、当該諮問委員会の委員長に於て行なうものとする。この請求は、関係国の主管庁が承認したものでなければならない。

第十二章 総会の任務

六七五 (a) 研究委員会の報告を審査し、及びこれらの報告中の意見案を承認し、修正し、又は否決すること。

六七六 (b) 第一八〇号の規定に従い、研究に付する新たな問題の項目を定め、及び必要があるときは研究の計画を作成すること。

六七七 (c) 必要に応じ、現在の研究委員会を存置し、及び新たに研究委員会を設置すること。

六七八 (d) 研究すべき問題を研究委員会に割り当てること。

六七九 (e) 前回の総会の会合以後の委員会の業務に關する委員長の報告を審査し、かつ、承認すること。

六八〇 (f) 管理理事会に提出すべき次回の総会までの委員会の会計上の要求に關する報告を承認すること。

六八一 (g) 条約第十三条及び第二部の規定の範囲内で必要と認めるその他の問題を審査すること。

第十三章 総会の会合

六八二 1 総会は、通常三年ごとに、前回の総会が定めた期日及び場所において、会合する。

六八三 2 総会の会合の期日は、前回の総会に参加した連合員及びその総会には参加しなかつたが国際諮問委員会の業務に積極的に参加する意思を事務総局長に通報した連合員の過半数の承認を得た上、変更することができる。

六八四 3 国際諮問委員会の各総会においては、会合が開催される国の代表団の長又は、会合が連合の所在地において開催されるときは、総会で選挙された者が議長となる。議長は、総会で選挙された副議長によつて補佐される。

六八五 4 国際諮問委員会の総会の書記局は、その委員会の専門事務局がこれに当たる。必要があるときは、招聘政府の主管庁及び事務総局長の協力を得るものとする。

第十四章 総会における用語及び投票の方法

六八六 1 (1) 総会の用語は、条約第十六条に定める用語とする。

六八七 (2) 研究委員会の準備文書、総会の文書及び議事録並びに総会の閉会后に国際諮問委員会が公表する文書は、連合の三の業務用語で作成する。

六八八 2 国際諮問委員会の総会の会合において投票を許される連合員は、第一四号及び第二三二号に掲げる連合員とする。もつとも、連合員たる国が主管庁によつて代表されていないときは、その国の認められた私企業の代表者は、その数を問わず全体で単に一個の投票権を有する。

第十五章 研究委員会の設置

六八九 1 総会は、研究すべき問題を取り扱うため必要な研究委員会を設ける。主管庁、認められた私企業並びに第六七一号及び第六七二号の規定に従つて認められる国際機関で、研究委員会の業務への参加を希望するものは、総会の会合に対し、又は総会の閉会后において関係国際諮問委員会の委員長に対し、その名称を通知する。

六九〇 2 さらに、第六七三号及び第六七四号の規定に従ふことを条件として、學術団体又は工業団体の専門家に對し、研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認めることができる。

六九一 3 総会は、各研究委員会を主宰すべき主任報告者及び副主任報告者を任命する。総会の会合から総会の会合までの間において主任報告者とその職務を行なうことができなくなつたときは、副主任報告者とその地位につくものとし、その研究委員会は、次回

の会合において、構成員の中から新たな副主任報告者を選挙する。研究委員会は、同様に、この期間中に副主任報告者とその職務を行なうことができなくなつたときは、新たな副主任報告者を選挙する。

第十六章 研究委員会の業務の処理

六九二 1 研究委員会に付託された問題は、通常、通信によつて処理する。

六九三 2 (1) もつとも、総会は、重要な問題を取り扱うため必要と認められる研究委員会の会合に關し、有用な指示を与えることができる。

六九四 (2) さらに、研究委員会の主任報告者は、総会の閉会后、通信によつて処理することができなかつた問題を口頭で討議するため、総会で定められなかつた研究委員会の会合が必要であると認るときは、自国の主管庁の承認を得て、かつ、関係委員長及び当該研究委員会の構成員と協議した後、経費を最少限にとどめることが必要であることを考慮して、便宜な場所における会合を提議することができる。

六九五 3 もつとも、無用の旅行及び長期の不在を避けるため、国際諮問委員会の委員長は、各種の関係研究委員会を主宰する主任報告者と合意の上、同一の場所で、かつ、同一の期間中に開催すべき一群の研究委員会の会合に關する一般的計画を作成する。

六九六 4 委員長は、参加した主管庁、国際諮問委員会の認められた私企業及び必要があるときは参加した国際機関に對し、研究委員会の最終報告を送付する。これらの報告は、できる限りすみやかに、かつ、いかなる場合にも次回の総会の期日の少なくとも一箇月前に到着するように、送付する。この規定は、研究委員会の会合を総会の会合の直前に行なう場合に限り、適用しない。この条件に従つて送付される報告の対象とならなかつた問題は、総会の議事日程に掲げることができない。

第十七章 委員長の任務及び専門事務局

六九七 1 (1) 国際諮問委員会の委員長は、総会及び研究委員会の業務を調整する。委員長は、国際諮問委員会の業務の組織化について責任を負う。

六九八 (2) 委員長は、国際諮問委員会の記録を保管する。

六九九 (3) 委員長は、その直接の指揮の下に委員会の業務を組織化するため執務する専門職員からなる事務局によつて補佐される。

七〇〇 (4) 国際諮問委員会の専門事務局、研究所及び技術的施設の職員は、事務総局長の管理上の監督に服する。

七〇一 2 委員長は、全権委員会議又は管理理事会が承認した予算の範囲内で、前記の事務局の技術職員及び事務職員を選定する。技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が委員長と合意の上行なう。任免の最終の決定は、事務総局長が行なう。

七〇二 3 委員長は、総会及び研究委員会の討議に権利として顧問的資格で参加する。委員長は、総会及び研究委員会の会合の準備に關するすべての措置を執る。

七〇三 4 委員長は、総会に提出する報告において、前回の総会の会合以後の国際諮問委員会の活動を報告する。この報告は、承認を得た後、管理理事会に提出するため、事務総局長に送付する。

七〇四 5 委員長は、前年中の国際諮問委員会の活動に關する報告を、管理理事会、連合員及び準連合員に知らせるため、管理理事会の年次会期に提出する。

七〇五 6 委員長は、次回の総会までの国際諮問委員会の会計上の要求に関する報告について、総会の承認を求める。この報告は、総会の承認を得た後、事務総局長に送付する。事務総局長は、これを管理理事会に提出する。

七〇六 7 委員長は、翌年度の国際諮問委員会の経費の見積書を、事務総局長が連合の年次予算案に含めるように、総会が承認した国際諮問委員会の会計上の要求に関する報告に基づいて作成する。

七〇七 8 委員長は、条約の規定の範囲内で、できる限り連合の技術援助活動に参加する。

第十八章 主管庁会議に対する提案

七〇八 1 国際諮問委員会は、第一八一号の規定に従い、第一九三号に掲げる規則の修正提案を作成することができる。

七〇九 2 前記の提案は、第五二六号に定める条件で集め、整理し、及び通知するため、十分な余裕をもつて事務総局長に送付する。

第十九章 国際諮問委員会相互の関係及び国際諮問委員会と他の国際機関との関係

第六附属書(第二十八号参照)

国際連合と国際電気通信連合との間の協定

前文

国際連合憲章第五十七条及び千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約第二十六条の規定にかんがみ、国際連合及び国際電気通信連合は、次のとおり協定する。

第一条

国際連合は、国際電気通信連合(以下「連合」といふ。)がその基本的文書で定める目的を達成するためにその文書に基づいて適当なすべての措置を執ることを任務とする専門機関であることを認める。

第二条 相互の代表者の派遣

1 国際連合は、連合のすべての全権委員会及び主管庁会議の討議に投票権なしで参加する代表者を送るよう招請される。国際連合は、また、連合との正当な協議の

後、国際連合に関係のある問題の討議に投票権なしで参加する権利をもつて国際諮問委員会の会合その他連合が招集するすべての会合に出席する代表者を送るよう招請される。

2 連合は、電気通信の問題の協議のため、国際連合総会の会合に出席する代表者を送るよう招請される。

3 連合は、国際連合の経済社会理事会及び信託統治理事会並びにそれらの委員会及び小委員会の会合に出席する代表者を送る、かつ、これらの会合の議事日程のうち連合が利害関係を有する項目の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4 連合は、その権限内にある問題が討議されるべき国際連合総会の主要な委員会の会合に出席する代表者を送り、かつ、この討議に投票権なしで参加するよう招請される。

5 国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による報告を、場合に依り、総会、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会の構成員に配付する。同様

に、連合は、国際連合が提出する文書による報告をその構成員に配付する。

第三条 議事日程への問題の記載

連合は、必要があるときは事前の協議を行なった上、国際連合が連合に提案する問題を全権委員会若しくは主管庁会議又は連合の他の機関の会合の議事日程に記載する。同様

に、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会は、連合の会議又はその他の機関が提案する問題をその議事日程に記載する。

第四条 国際連合の勧告

1 連合は、国際連合が、憲章第十五条に定める目的の実現を促進しなればならないこと並びに経済社会理事会が憲章第六十二条

七〇一 1 (1) 国際諮問委員会の総会は、共通の利益に関する問題について研究を行ない、かつ、意見を表明するため、合同委員会を設けることができる。

七一一 (2) 国際諮問委員会の委員長は、共通の利益に関する問題について研究を行ない、かつ、意見案を作成するため、主任報告者と協力して、両国際諮問委員会の研究委員会の合同の会合を組織することができる。これらの意見案は、各諮問委員会の次回の総会の会合に提出する。

七二二 2 国際諮問委員会の総会又は委員長は、その国際諮問委員会の代表者に対し、その国際諮問委員会が招請を受けた他の国際諮問委員会の会合又は他の国際機関の会合に顧問の資格で出席するよう要請することができる。

七二三 3 事務総局長、事務総局次長、国際周波数登録委員会の議長及び他の国際諮問委員会の委員長又はこれらの者の代理は、国際諮問委員会の会合に顧問の資格で出席することができる。必要があるときは、国際諮問委員会は、委員会の会合に代表者を出席させることを必要と認めなかつた連合の常設機関の代表者をその会合に顧問の資格で出席させるよう招請することができる。

の規定によつて与えられた任務及び権限の行使として経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項その他関係国際事項に関する研究及び報告を行ない、又は発議し、並びにこれらすべての事項に関して関係専門機関に勧告をするに依り、同理事會に援助を与えなければならないことを考慮し、さらに、国際連合がこれらの専門機関の政策及び活動を調整するために勧告をすべきことを憲章第五十八条及び第六十三条が定めていることを考慮して、国際連合が連合に対して行なうすべての正式の勧告を有用な目的のため連合の適当な機関にできる限りすみやかに付託するため、必要な措置を執ることに同意する。

2 連合は、国際連合の請求があつたときは、前記の勧告に依りしてこれと協議し、及びこの勧告を実施するため連合若しくはその構成員が執つた措置又はこの勧告を考慮

した他の結果について適当な期間内に国際連合に通報することに同意する。

3 連合は、専門機関の活動と国際連合の活動との十分に効果的な調整を確保するため、必要なその他の措置について協力する。特に、連合は、経済社会理事会がこの調整を容易にするため設置する機関と協力し、及びこの目的を達成するため必要な資料を提供することに同意する。

第五条 資料及び書類の交換

1 一定の書類の秘密の保持に必要な措置に従うことを条件として、国際連合及び連合は、それぞれの必要を満たすため、資料及び書類をできる限り完全に、かつ、迅速に交換する。

2 1の規定の一般性を害することなく、

(a) 連合は、その活動に関する年次報告を国際連合に提出する。

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるとの件外二件 八五八

(b) 連合は、国際連合から特別報告、研究又は資料の請求を受けたときは、できる限りこれに応ずる。

(c) 国際連合事務総長は、連合の権限のある当局の請求があつたときは、連合に特別の利害関係のある資料を連合に提供するため、その当局と意見の交換を行なう。

第六条 国際連合に対する援助

連合は、その構成員で国際連合加盟国でないもの特殊な地位を十分に考慮して、国際連合憲章及び国際電気通信条約に従い、国際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力し、かつ、これらに対してできる限りの援助を与えることに同意する。

第七条 国際司法裁判所との関係

1 連合は、国際司法裁判所が国際司法裁判所規程第三十四条の規定に従つて請求するすべての資料をこれに提供することに同意する。

2 国際連合総会は、連合と国際連合又は他の専門機関との間の相互関係に関する問題を除くほか、連合の権限の範囲内において生ずる法律問題について、連合が国際司法裁判所の勧告的意見を請求することを許可する。

3 前記の請求は、全権委員會議又はその許可に基づいて行動する管理理事会が国際司法裁判所に対して行なうことができる。

4 連合は、国際司法裁判所に対して勧告的意見を請求するときは、

この請求を経済社会理事會に通報する。

第八条 職員に関する規定

1 国際連合及び連合は、職員について、雇用条件の重大な差異及び募集上の競争を避け、並びにその勤務を最もよく利用するために双方が望ましいと認める人事の交流を容易にするため、できる限り共通の基準、方式及び規定を定めることに同意する。

2 国際連合及び連合は、前記の目的を達成するため、できる限り協力することに同意する。

第九条 統計業務

1 国際連合及び連合は、統計資料の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布に関して、できる限り緊密な協力、活動の重複の回避及び技術職員のもも効果的な利用の実現に努めることに同意する。国際連合及び連合は、統計資料を最も良く利用し、及びこの資料を供給する政府その他の機関の業務を軽減するため協力することに同意する。

2 連合は、国際連合が諸国際機関の一般的目的に役だつ統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機関であることを認める。

3 国際連合は、連合がその固有の分野における統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機関であることを認める。ただし、この統計が国際連合自体の目的の実現又は全世界の統計の改良のために必要である限り、国際連合がこの統計に関与す

る権利を侵害するものではない。連合の業務書類を作成する形式に関するすべての決定は、連合が行なう。

4 一般的利用に供するための統計資料のセンターを設ける目的をもつて、連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため連合に提供された資料を、国際連合の請求があつたときは、できる限りこれに利用させることが合意される。

5 国際連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため国際連合に提供された資料を、連合の請求があつたときは、できる限り、かつ、適当な範囲でこれに利用させることが合意される。

第十条 事務的及び技術的業務

1 国際連合及び連合は、職員及び利用することができる資源を最も効果的に使用するため、競合し、又は重複する業務の創設をできる限り避け、かつ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

2 国際連合及び連合は、正式の文書の登録及び保管に関し、共同して措置を執る。

第十一条 予算及び会計の規定

1 連合の予算又は予算案は、その構成員に送付すると同時に、国際連合に送付する。国際連合総会は、これに関して連合に勧告を行なうことができる。

2 連合は、その予算が討議されるときはいつでも、国際連合総会又はそのすべての委員会の討議に投票権なしで参加する代表者を送る権利を有する。

第十二条 特別業務の会計

1 国際連合が第六条又はこの協定の他の規定に従つて援助、特別報告又は研究を請求した結果、連合が多額の追加経費を負担しなければならぬときは、両当事者は、この経費をできる限り衡平に負担する方法を定めるため協議する。

2 国際連合及び連合は、また、連合の請求によつて国際連合が提供した事務上、技術上又は会計上の業務及びすべての特別の便宜又は援助の費用の負担について、衡平と認める措置を執るため協議する。

第十三条 国際連合通行証

連合の役員は、国際連合事務総長と連合の権限のある当局との間に締結される特別の協定に従つて国際連合通行証を使用する権利を有する。

第十四条 諸機関の間の協定

1 連合は、連合と他の専門機関、政府間機関又は非政府間国際機関との間に計画される正式の協定の性質及び範囲を経済社会理事會に通報することに同意し、さらに、協定が締結されたときは、その細目を経済社会理事會に通報する。

2 国際連合は、連合に関係のある問題について他のすべての専門機関が計画する正式の協定の性質及び範囲を連合に通報することに同意し、さらに、協定が締結されたときは、その細目を連合に通報する。

第十五条 連絡

1 国際連合及び連合は、前記の諸規定が両機関の間の効果的な連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意する。国際連合及び連合は、このために必要な措置を執る意思を有することを確認する。

2 この協定に掲げる連絡に関する規定は、連合と国際連合(地域的又は補助的事務局を含む)との間の関係に適當な範囲で適用する。

第十六条 国際連合の電気通信業務

1 連合は、国際連合が電気通信業務の運用について連合の構成員と同一の権利を有することが重要であると認める。

2 国際連合は、その管理下にある電気通信業務を国際電気通信条約及び附属規則の規定に従つて運用することを約束する。

3 この条の規定の実施に関する細目は、別の取極で定める。

第十七条 協定の実施

国際連合事務総長及び連合の権限のある当局は、この協定の実施上望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

第十八条 改正

この協定は、いずれか一方の当事者からの六箇月の予告を条件として、国際連合と連合との間の合意により改正することができる。

第十九条 効力発生

1 この協定は、国際連合総会及び千九百四十七年のアトランティック・シティにおける電気通信全権

委員會議の承認を得た後、暫定的に効力を生ずる。

2 1に定める承認を条件として、この協定は、千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約と同時に、又は連合の決定によつてそれ以前の日、正式に効力を生ずる。

国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)の最終議定書

下名の全権委員は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)に署名するに際し、千九百五十九年のジュネーヴの全権委員會議の最終文書の一部をなす次の宣言を了承する。

I アルゼンティン共和国のためにアルゼンティンの代表團は、次のとおり宣言する。

国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)は、その第四号において、同条約第一附屬書に掲げる国又は領域の集合が連合員であると規定している。第一附屬書には、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土」が、この意味で掲げられている。

前記の政府は、「フオークランド諸島及びその属地」と称する領土を常に前記の領土の中に含めており、かつこの慣行は、国際電気通信連合が発表する正式の書類の中にも現われている。よつて、アルゼンティンの代表團は、この事実が当該諸島に關するアルゼンティンの主権を害するものではないことを正式に宣言す

る。連合王国は、アルゼンティン政府が決して承認したことがない実力行為によつて、これらの諸島を占拠している。アルゼンティン共和国は、その永久的かつ固有の権利を再確認し、また、マルヴィナス諸島、南サンドウィッチ諸島、南ジョージア諸島及び南極のアルゼンティン区域に含まれる諸島が、他のいかなる国の植民地又は領土でもないこと並びにこれらの諸島が、アルゼンティンの領域の不可分の一部をなすものとして、その国土に属し、かつ、その主権の下に置かれることを宣言する。

この宣言は、この条約又はその附屬書に含められるべきこの種の他のいかなる引用についても有効である。

II カナダのためにカナダは、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)に署名するに際し、同条約第一九三号の規定を受諾しない権利を留保する。カナダは、同条約に附屬する無線通信規則、電信規則及び留保を行なうことを条件として追加無線通信規則の義務を承認するが、電話規則によつて拘束されることを受諾しない。

III 中国のためにアトランティック・シティ及びブエノス・アイレスにおけると同様に、千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信連合全権委員會議に對する中華民國の代表團は、この會議における中国の唯一の適法な代表であり、かつ、この會議によつてそのとおり認められた。連合員がこの条

約に關連して行ない、又はこれに附するすべての宣言又は留保で前記の中華民國の地位と兩立しないものは、違法であり、したがつて、無効である。中華民國は、この条約への署名によつて、これらの連合員に對し、ジュネーヴ条約又はこれに附屬する議定書から生ずるいかなる義務をも受諾しない。

IV ベルギー領コンゴ及びビルアンダ・ウルンディ地域のためにベルギー領コンゴ及びビルアンダ・ウルンディ地域は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)に署名するに際し、無線通信規則(千九百五十九年ジュネーヴ)第三條の規定の適用が自国の国内放送の不可欠の要請に合致する場合においてのみ、同條の規定を適用する権利を留保することを正式に宣言する。

V コスタ・リカのためにコスタ・リカ共和国の代表團は、この會議に出席している他の政府が行なつた留保の結果で連合の經費に對するコスタ・リカの分担金額の増加をもたらずものを受諾し、又は受諾しない権利を自国政府のために留保することを宣言する。

VI キューバのためにキューバ共和国の代表團は、自国政府のためにこの條約に署名するに際し、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)第十四條に掲げる電信規則、電話規則及び追加無線通信規則の受諾に關して正式の留保を行なう。

VII エル・サルヴァドル共和国のためにエル・サルヴァドル共和国政府は、連合員又は準連合員が、連合の經費を分担せず、又は連合の予算においてエル・サルヴァドルが分担する經費の増加をもたらずよる留保を行なう場合には、自国の利益を保護するため必要な又は有用なすべての措置を執る権利を留保する。

B 下名の代表は、エル・サルヴァドル共和国のためにこの條約に署名するに際し、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)第十四條に掲げる電話規則及び追加無線通信規則から生ずる義務を受諾し、又は受諾しない権利を自国政府のために留保する。

VIII アメリカ合衆国のためにアメリカ合衆国のために及びその名において行なわれたこの條約への署名は、アメリカ合衆国のすべての属領に對しても憲法上の手續に従つて効力を有する。

IX アメリカ合衆国は、その名において行なわれたこの條約への署名によつて国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)第十四條に掲げる電話規則又は追加無線通信規則に關するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

K ギリシャのためにギリシャの代表團は、自国政府に代わつて、連合の經費の分担金額の

増加をもたらず留保のいかなる結果をも受諾しないことを宣言する。

X インド共和国のために1 インド共和国は、千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信會議の最終文書に署名するに際し、この會議に参加した代表團によつて連合の予算の問題に關して行なわれることがある留保の結果生ずるいかなる財政的負担をも受諾しない。

2 インド共和国の代表團は、同代表團によるこの條約への署名が、また、同條約第十四條に掲げる電信規則及び電話規則(千九百五十八年ジュネーヴ)の一定の規定を受諾し、又は受諾しないことがある旨の留保を条件とするものであることを宣言する。

3 インド共和国の代表團は、さらに、いづれかの国が同條約及び同條約第十四條に掲げる諸規則の規定を留保し、及び(又は)受諾しない場合には、連合及びその常設機關の良好な運営並びに前記の諸規則の実施を確保するため、隨時適當な措置を執る権利を自国政府のために留保する。

XI インドネシア共和国のために千九百五十九年のジュネーヴの全権委員會議及び無線通信主管庁會議に對するインドネシアの代表團は、イリアン・パラット(西ニュー・ギニア)が自国の憲法上インドネシア共和国の不可分の一部であるので、同代表團によるこの條約及び無線通信規則への署名が、連合の書類及び

昭和三十六年六月七日 參議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便爲替の交換に關する約定の締結について承認を求めるとの件外二件 八五九

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるとの件外二件 八六〇

無線通信規則並びにそれらの附屬書及び(又は)附録において「イリアン・パラット」(ニュー・ギニア)という名称の前に「オランダ領」という語を附することの承認を意味するものではないことを正式に宣言する。

Ⅺ

イスラエルのために

イスラエルの代表団は、サウディ・アラビア王国、イラク共和国、ジョルダン・ハシムキッド王国、クウェート、レバノン、リビア連合王国、モロッコ王国、アラブ連合共和国、スーダン共和国及びテニジアの代表団がイスラエルに關して行なつた留保を受諾することができない。イスラエルの代表団は、これらの連合員に關する限り、この条約及びその附屬規則の適用に際し、イスラエルの利益を保護するため必要と認めるすべての適當な措置を執る自國政府の権利を留保する。

Ⅻ

日本国のために

日本国は、他國が行なつた留保が連合の経費の自國の分担金額の増加をもたらす場合には、自國の利益を保護するため必要と認める措置を執る権利を留保する。

Ⅼ

オランダ王国のために

オランダ王国の代表団は、インドネシア共和国の代表団が正式に行なつた宣言が、オランダ領ニュー・ギニアの非自治地域に対するオランダ政府の主権について異議を申し立てている限り、その宣言を承認しないことを宣言する。

「オランダ領ニュー・ギニア」という名称は、憲法上正確なものである。この名称は、国際連合事務局によつて正式にそのとおり認められ、また、適用されている。

Ⅾ

フィリピン共和国のために

フィリピン共和国は、この条約に署名するに際し、同条約第一九三号に掲げる電信規則及び電話規則によつて拘束されることを、現在においては、受諾することができないことを正式に宣言する。

Ⅿ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の代表団は、次のとおり宣言する。
アルゼンティンの代表団が行なつた宣言は、フォークランド諸島及びその属地に対する連合王国政府の主権について異議を申し立てている限り、この宣言を承認せず、かつ、この問題に關する連合王国政府の権利を留保することを正式に希望する。

ⅰ

トルコのために

トルコの代表団は、トルコ共和国政府が、この會議に参加している他の政府が行なう留保から生ずることがあるいかなる財政的負担をも受諾しないことを宣言する。

ⅱ

南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域ののために

南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域の代表団は、南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域によるこの条約への署名が、南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域が国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーブ)第十四条に掲げる電話規則によつて拘束されることを受諾しない旨の留保を条件とするものであることを宣言する。

ⅲ

ウエネズエラ共和国のために

ウエネズエラ共和国の代表団は、この条約に署名するに際し、自國政府に代わつて、ウエネズエラが電信

て「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際關係を処理する海外領土」として掲げられているものを構成する領域の不可分の一部である。

ⅳ

チュッコスロヴァキア共和国のために

チュッコスロヴァキアの代表団は、チュッコスロヴァキア共和国政府に代わつて、連合の経費の自國の分担金額の増加をもたらすようないかなる留保の結果をも受諾しないことを宣言する。

ⅴ

アルバニア人民共和国、ブルガリア人民共和国、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、チェッコスロヴァキア共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために

前記の諸國の代表団は、各自の政府に代わつて、連合の経費の各自の分担金額の増加をもたらす留保のいかなる結果をも受諾しないことを宣言する。

ⅵ

アルバニア人民共和国、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ルーマニア人民共和国、チュッコスロヴァキア共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦のために

前記の諸國の代表団は、中國の適法な代表が中華人民共和國中央人民政府によつて任命された代表のみであるので、蔣介石の代表がこの會議に出席し、かつ、中國に代わつてその最終文書に署名するための委任状を承認する旨の千九百五十九年のジュ

ⅶ

オーストラリア及びイタリアのために

オーストラリア及びイタリアの代表団は、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国及びチュッコスロヴァキア共和国のために
次の諸國の代表団は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーブ)に署名するに際し、無線通信規則の全部又は一部を受諾し、又は受諾しない権利を各自の政府のために留保することを宣言する。
アルバニア人民共和国、ブルガリア人民共和国、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、チェッコスロヴァキア共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために

規則及び電話規則(千九百五十八年ジュネーブ)並びに無線通信規則(千九百五十九年ジュネーブ)に關して行なつた留保を維持することを宣言する。

ⅷ

アフガニスタン、アルゼンティン共和国、ベルギー、コロンビア共和国、ベルギー領コンゴ及びブルアンダ、ウルンディ地域、デンマーク、スペイン、フランス共同体の海外諸國及びフランスの海外領土、フランス、メキシコ、モナコ、ノールウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ポルトガルの海外諸州、ドイツ連邦共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために

前記の諸國の代表団は、各自の政府に代わつて、連合の経費の各自の分担金額の増加をもたらす留保のいかなる結果をも受諾しないことを宣言する。

ⅸ

アルバニア人民共和国、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ルーマニア人民共和国、チュッコスロヴァキア共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦のために

前記の諸國の代表団は、中國の適法な代表が中華人民共和國中央人民政府によつて任命された代表のみであるので、蔣介石の代表がこの會議に出席し、かつ、中國に代わつてその最終文書に署名するための委任状を承認する旨の千九百五十九年のジュ

ⅹ

オーストラリア及びイタリアのために

オーストラリア及びイタリアの代表団は、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国及びチュッコスロヴァキア共和国のために
次の諸國の代表団は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーブ)に署名するに際し、無線通信規則の全部又は一部を受諾し、又は受諾しない権利を各自の政府のために留保することを宣言する。
アルバニア人民共和国、ブルガリア人民共和国、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、チェッコスロヴァキア共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために

ネーヴの国際電気通信連合全權委員會議の決定は違法であることを、各自の政府に代わつて、宣言する。

ⅺ

オーストラリア及びイタリアのために

オーストラリア及びイタリアの代表団は、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、チェッコスロヴァキア共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために
次の諸國の代表団は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーブ)に署名するに際し、無線通信規則の全部又は一部を受諾し、又は受諾しない権利を各自の政府のために留保することを宣言する。
アルバニア人民共和国、ブルガリア人民共和国、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、チェッコスロヴァキア共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために

前記の諸國の代表団は、國際電気通信條約(千九百五十九年ジュネーブ)への署名及び各自の政府が後日行なう批准が、イスラエルという名称で同條約第一附屬書に掲げられている連合員に対しては効力を有するものでなく、また、イスラエルの承認を意味するものでもないことを宣言する。

ⅽ

オーストラリア及びイタリアのために

オーストラリア及びイタリアの代表団は、ハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、チェッコスロヴァキア共和国、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国、スウェーデン及びスイスのために
次の諸國の代表団は、國際電気通信條約(千九百五十九年ジュネーブ)に署名するに際し、無線通信規則の全部又は一部を受諾し、又は受諾しない権利を各自の政府のために留保することを宣言する。
アルバニア人民共和國、ブルガリア人民共和國、ハンガリー人民共和國、ポーランド人民共和國、ルーマニア人民共和國、チェッコスロヴァキア共和國、ユーゴスラヴィア連邦人民共和國、スウェーデン及びスイスのために

オーストリア及びイタリヤは、連合員又は準連合員が国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)の規定が定める方法で連合の経費を分担しない場合及び他国の留保により自国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を確保するため必要と認めるすべての措置を執る権利を留保する。

XX

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦のために

前記の諸国の代表団は、連合員又は準連合員がなんらかの方法により国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)の規定を遵守しない場合又は他国の留保により自国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を確保するため必要と認めるすべての措置を執る権利を各自の政府のために留保する。

XXI

ガーナ、ギニア共和国及びイランのために

前記の諸国の代表団は、連合員又は準連合員がなんらかの方法により国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)の規定を遵守しない場合又は他国の留保により自国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を確保するため必要と認めるすべての措置を執る権利を各自の政府のために留保する。

XXII

ジョルダン・ハシエミット王国及びアラブ連合共和国のために
 ジョルダン・ハシエミット王国及びアラブ連合共和国の代表団は、各

自の政府に代わつて、連合に代わつて国際機関と協定を締結する権限を管理理事会に与えている第四二号及び第九七号の規定を承認しないことを宣言する。これらの諸国は、前記の協定で各自の利益に反するもの認めらるるものに拘束されない。

XXK

オーストラリア連邦、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びに南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域のために

前記の諸国の代表団は、一部の連合員若しくは準連合員が連合の経費を分担しないか、若しくは他のなんらかの方法で国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)の附属書若しくは同条約に附属する議定書の規定に従わない場合又は他国の留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を確保するため必要と認めるすべての措置を執る権利を各自の政府のために留保する。

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの最終議定書に署名した。この議定書は、国際電気通信連合の記録に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に交付する。

千九百五十九年十二月二十一日にジュネーヴで作成した。

アフガニスタンのために
 M・A・グラン
 M・M・アスガール

アルバニア人民共和国のために

D・ラマニ
 サウディ・アラビア王国のために
 A・ザイダン
 M・ミルダード
 アルゼンティン共和国のために
 M・R・ピコ
 O・N・カルリ
 J・A・アウテリ
 P・E・コミノ
 A・J・セネストラーリ
 M・E・イトリオ
 オーストラリア連邦のために
 J・L・スカレーット
 オーストリアのために
 N・ヴェニンガー
 M・クラッサー
 ベルギーのために
 R・ヴァンデンホーヴ
 J・エティエンヌ
 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
 P・V・アフアナシエフ
 ビルマ連邦のために
 チョウ・ウイン
 ミン・ルイン
 ポリヴィアのために
 J・クワドロス・キローガ
 ブラジルのために
 L・O・デ・ミランダ
 ブルガリア人民共和国のために
 I・M・トリフォノフ
 I・ペトロフ
 カナダのために
 M・H・ワシショフ
 セイロンのために
 D・P・ジャヤセカラ
 C・A・R・アンケテル
 中華民国のために
 于煥吉
 柳克述

陳樹人
 羅超鳳

ヴァチカン市国のために
 A・ステファニツウィ
 J・ド・リードマッテン
 コロンビア共和国のために
 S・キハニノ・C
 R・アルシニエーガス
 L・ラミレス・アラリーナ
 M・G・ヴェガ
 S・アルボルノス・ブラタ
 V・ヒメネス・スワレス
 ベルギー領コンゴ及びブルアンダ・ウルンディ地域のために
 S・セガル
 J・エティエンヌ
 大韓民国のために
 金溶植
 林南秀
 林照昱
 コスタリカのために
 A・P・ドンナデイエウ
 キューバのために
 M・R・ポフィール・アギラール
 C・エストラーダ・カストロ
 M・ゴンサレス・ロンゴリー

H・フアラ
 J・メイユ
 E・スキナズイ
 M・エヌツイバ
 J・アゴ
 C・ラマニトラ
 M・ブリーカン
 アメリカ合衆国のために
 F・コルト・デイ・ウルフ
 R・H・ハイド
 エチオピアのために
 G・テドロス
 B・アドマシエ
 フィンランドのために
 S・J・アホラ
 U・A・タルヴェイティエ
 E・ヘイノ
 フランスのために
 A・ドルヴェ
 G・テラス
 L・A・ラモワティエ
 J・P・ガスケル
 ガーナのために
 E・M・コラム
 G・リシャのために
 A・レラキス
 A・マラングーダキス
 ハンガリー人民共和国のために
 J・イヴァニ
 インド共和国のために
 M・B・サルワテ
 M・K・パスト
 インドネシア共和国のために
 A・スバルジョ・ジョヨア
 デイスリヨ
 イランのために
 H・サミイ
 イラク共和国のために
 M・A・バグダーディ
 I・エルワリー
 アイルランドのために
 J・A・スキャネル

デンマークのために
 G・ペデルセン
 B・ニールセン
 C・B・ニールセン
 ドミニカ共和国のために
 S・E・パラダス
 エル・サルヴァドル共和国のため
 A・アミ
 スペインのために
 L・G・リエラ
 J・ガリド
 フランス共同体の海外諸国及びフランスの海外領土のために

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本國とオーストラリア連邦との間の國際郵便爲替の交換に關する約定の締結について承認を求めるとの件外二件

八六二

G・E・エンライト
T・P・シヨイ
アイスランドのために
G・プリエム
S・トルケルソン
イスラエルのために
M・E・ペルマン
D・ハレヴェン
M・カハニ
イタリヤのために
A・ベリイオ
F・ニコテラ
日本國のために
奥村勝蔵
松田英一
入藤東禧
ジョルダン・ハシエミット王国のために
A・M・モルター
クウェートのために
K・A・ラウザーク
F・ゲイト
M・A・アブウ・アル・アイ
ナイン
ラオス王國のために
T・チャンタランシイ
G・H・サンジエ
レバノンのために
H・オセイライン
リビア連合王國のために
K・エル・アトラシエ
ルクセンブルグのために
E・ラウス
マラヤ連邦のために
B・H・ジュビール・サルド
ン
W・スタップス
C・W・リ
モロッコ王國のために
M・アウアド
M・H・ナツァール

A・ペラーダ
A・ペンキライン
メキシコのために
C・ヌニス・A
モナコのために
C・ソラミト
R・ビツケール
ネパールのために
J・N・シンハ
ニカラグアのために
A・A・ムリヤアウプト
ノールウエーのために
S・リニグ・トネセン
L・ラルセン
A・ストランド
ニユー・ジールランドのために
J・B・ダーネル
E・S・ドウク
パキスタンのために
M・N・ミルザ
パラグアイのために
S・グワネス
B・グワネス
W・ガルシア
オランダ王國のために
J・D・H・ファン・デル・トールン
A・J・エインスル
H・J・スヒッペルス
ペルーのために
M・デ・ラ・フエンテ・ロッケル
フィリピン共和国のために
J・S・アルフォンソ
G・カノン
F・トリニダード
A・P・B・フラゴ
ポランド人民共和国のために
H・パチコ
K・コズロフスキ
ポルトガルのために
H・M・ペレイラ

M・A・ワイエイラ
F・エロイ
A・デ・ソウザ
A・オリヴェイラ・パプティ
スタ
L・ゴイス・フィゲイラ
ポルトガルの海外諸州のために
A・J・マダロ
J・A・ロガド・キンテイ
A・A・ドス・サントス
アラブ連合共和国のために
M・M・リアード
G・M・メフレズ
A・バルダイ
A・S・サフワト
ドイツ連邦共和国のために
R・ティールフェルダ
O・キルヒナー
ユーゴスラヴィア連邦人民共和国のために
V・シエンク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
L・P・リタソ
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴール
B・イオニタ
P・ポステルニク
グレート・ブリテン及び北極アイ
ルランド連合王國(英仏海峡諸島及びマン島を含む)のために
T・C・ラップ
W・A・ウルヴァソン
H・A・ダニエルズ
エリザベス・M・ペリー
スーダン共和国のために
S・フセイン
H・I・ベシール
スウェーデンのために
H・ステルキイ

B・オルテルス
S・フトルタレ
スイス連邦のために
E・ウエーバー
A・ヴェットシュタイン
A・ランゲンベルガー
F・ロシエ
C・シャビエイ
チェッコスロヴァキアのために
J・マナク
G・ウオドナニスキ
グレート・ブリテン及び北極アイ
ルランド連合王國政府が國際關係を処理する海外領土のために
A・H・シェフィールド
J・バーン
L・W・グドリ
タイのために
M・チェンラケート
M・L・O・シリウオング
テュニジアのために
M・ミリ
トルコのために
G・イエナル
I・ビルグチ
A・リザ・フザル
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域ののために
J・E・メロン
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
I・クロコフ
ウルグアイ東方共和国のために
V・ボメス
A・ガリンベルティ
B・パレイロ
V・ネズエラ共和国のために
J・A・ロベス
V・エトナム共和国のために
グエン・カク・タム
グエン・クワン・ツァン

英領東アフリカのために
英領東アフリカに關してグ
レート・ブリテン及び北極ア
イルランド連合王國政府のた
めに
M・W・マンソン
R・ボルトン

國際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)の追加議定書
下名の全權委員は、國際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)に署名するに際し、千九百五十九年のジュネーヴの全權委員會議の最終文書の一部をなす次の追加議定書に署名した。

I 分担等級の選定のため連合員及び準連合員が従うべき手續に關する議定書
1 連合員及び準連合員は、國際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)第二〇二号に掲げる分担等級表から選定した分担等級を千九百六十年七月一日前に事務總局長に通告しなければならない。
2 1の規定に従つて千九百六十年七月一日前に決定を通告しない連合員及び準連合員は、ブエノス・アイレス條約の制度の下で選定した單位數に従つて分担しなければならない。

II 千九百六十一年から千九百六十五年までの期間の連合の經費に關する議定書

1 管理理事會は、
管理理事會
事務總局
國際周波數登錄委員會
國際諮問委員會の事務局
連合の研究所及び技術的施設

の年次経費が、千九百六十一年から次回の連合の全権委員会議までの年次について次の金額をこえないように連合の年次予算を定める権限を与えられる。

千九百六十一年

二、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十二年

二、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十三年

二、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十四年

二、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十五年

三、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十五年後の年次については、年次予算は、各年次につきその前年度について定められた金額の百分の三をこえて増加することができない。この金額には、連合の新庁舎の借料として支払われる額を含めなければならない。

2 もつとも、管理理事会は、特に例外的な場合には、1に定める限度の最高百分の三をこえない金額を使用する権限を与えられる。この場合には、管理理事会は、この措置を執る明確な理由を示す決議を行わなければならない。

3 管理理事会は、また、次のものを考慮するため、1に定める限度をこえる権限を与えられる。

3.1 俸給表、年金掛金又は手当

(国際連合がジュネーブにおいて勤務するその職員に適用することを認める職務手当を含む。)の増額

3.2 連合に追加の経費を必要とさせるようなスイス・フランと合衆国ドルとの間の為替相場の変動

4 管理理事会は、連合の事務所に予定されている新庁舎への移転のため、最高限七五、〇〇〇スイス・フランの特別の追加の経費を予算に計上することができ、連合員及び準連合員は、条約第十五条の規定に従って選定した分担等級に従って、この経費を分担しなければならない。

5 管理理事会は、条約第一九七号及び第一九八号に掲げる会議及び会合に関する経費を、千九百六十一年から千九百六十五年までの五年の期間について最高限二二、一八九、〇〇〇スイス・フランまで、承認することができる。

5.1 管理理事会は、この経費を、千九百六十一年から千九百六十五年までの期間について、場合により5.3の規定を考慮して、次の金額の範囲内に維持するよう努める。

千九百六十一年

七〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十二年

一、八四、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十三年

四、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十四年

三、三三、〇〇〇スイス・フラン

千九百六十五年

四、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

5.2 千九百六十五年の経費については、次の金額を差し引かれる。

全権委員会が千九百六十五年に開催されない場合には、一、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

通常無線通信主管庁会議が千九百六十五年に開催されない場合

合には、二、二二〇、〇〇〇スイス・フラン

全権委員会が千九百六十五年に開催されない場合には、管理理事会は、同年後の各年次に、条約第一九七号及び第一九八号に掲げる会議及び会合に関する経費として割り当てることを適当と認める金額を承認する。

5.3 管理理事会は、5.1及び5.2に定める各年次の経費の最高限をこえる経費が次に掲げる金額でまかなうことができる場合には、これを承認することができる。

前年度からの繰越金

次年度以降から控除することのできる金額

6 管理理事会は、できる限りの節減を行なう使命を有する。このため、管理理事会は、毎年、承認される経費を、1、4及び5に定められる範囲内で、連合の必要に應ずることができ、最低の水準に定める義務を有する。

7 管理理事会が1から5までの規定に従って使用することができる金額が連合の良好な運営を確保するため不十分であると認められた場合において、管理理事会は、連合員と正式に協議してその過半数の承認を得たときに限り、その金額をこえて使用することができる。連合員と協議する場合には、管理理事会は、このような措置を必要とする事実について十分な説明を行わなければならない。

8 主管庁会議及び諮問委員会の総会は、財政上の影響を生ずるおそれがある提議を審議するに先立ち、これに関する追加の経費の見積りを行わなければならない。

9 主管庁会議又は諮問委員会の総会のいかなる決定も、管理理事会が1から5までに定める条件により又は7に定める条件に従って使用することができる金額をこえて経費の直接又は間接の増加をもたらす場合には、実施されない。

通常経費の限度に関する議定書(千九百六十年の連合の通常予算)

1 管理理事会は、千九百六十年の通常会期中に、次の機関の経費をまかなう千九百六十年の連合の予算を最終的に、かつ、総額九百万

2.1 管理理事会がその報告書の第八附属書において全権委員会に提議した経費の総額(技術援助に關するものを除く)七、四八三、〇〇〇スイス・フランから次の諸経費を差し引いた金額(スイス・フラン)

(a) 第二の事務総局長について計上した金額: 九〇、〇〇〇
(b) 承認された八十六人の定員のほかに「F」が要請した職員の補充について計上した金額: 一五四、〇〇〇
(c) 出版物の予算に計上すべきI.F.R.B.の回章に要する現在の経費: 一一五、〇〇〇
計: 三三九、〇〇〇
2.2 事務総局長代理が全権委員会議の文書第三三九号の附属書(第七頁)に掲げる雑費として提議した金額: 一〇一、〇〇〇
2.3 管理理事会及びロシア語の使用のための経費の増加(五週間の会期について): 一一七、〇〇〇
2.4 計算書についての外部監査の強化: 五、〇〇〇
2.5 専門家による連合の事務局の運営に関する調査: 一五、〇〇〇
2.6 退職職員の生活手当の増加: 一七、〇〇〇
2.7 オフセット関係の臨時職員を常任職員への組入れ: 四八、〇〇〇
2.8 連合の職員に対する国際連合の共通制度の条件の千九百六十年一月一日からの適用(純額): 五〇〇、〇〇〇

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件 八六三

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件

八六四

- 2.9 全権委員會議及び通常無線通信主管庁會議の決定に従い、F.R.B.が行なうべき追加の任務に關する経費…………… 八〇〇,〇〇〇
- 2.10 2.9から生ずる事務総局の追加の経費…………… 四四,〇〇〇
- 2.11 事務総局長及び事務総局次長の任命並びに、F.R.B.の構成の変更に伴う移転費その他の費用…………… 一七九,〇〇〇
- 2.12 電子計算機の使用…………… 五〇,〇〇〇
- 合計…………… 九,〇〇〇,〇〇〇

IV 経過的取極に關する議定書

千九百五十九年のジュネーヴの國際電気通信連合全権委員會議は、國際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)が効力を生ずるまでの間暫定的に適用される次の規定を承認した。

1 (1) この會議が条約第九条に定める条件で選舉し、かつ、この議定書の署名前にジュネーヴでその第一回會期を開催した管理理事會は、条約により与られた職務を引き続き遂行する。

(2) 管理理事會が前記の會期中に選舉した議長及び副議長は、千九百六十一年の年次會期の開催の際に行なわれるそれらの後任者の選舉の時まで、その職にとどまる。

2 千九百五十九年のジュネーヴの通常無線通信主管庁會議が条約第一六〇号から第一六九号までに定める条件で選舉した國際周波數登録委員會の十一人の委員は、同會議が定めた日にその職につく。

3 全権委員會議が条約第六條に定める条件で選舉した事務総局長及び事務総局次長は、千九百六十年一月一日にその職につく。

- 以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこれらの追加議定書に署名した。これらの議定書は、國際電気通信連合の記録に寄託保存する。國際電気通信連合は、その謄本一通を各署名国に交付する。
- 千九百五十九年十二月二十一日にジュネーヴで作成した。
- アフガニスタンのために
 - M. A. グラン
 - M. M. アスガール
 - アルバニア人民共和国のために
 - D. ラマニ
 - サウディ・アラビア王国のために
 - A. ザイダン
 - M. ミルダド
 - アルゼンティン共和国のために
 - M. R. ピコ
 - O. N. カルリ
 - J. A. アウテリ
 - P. E. コミノ
 - A. J. セネストラーリ
 - M. E. イトリオーズ
 - オーストラリア連邦のために
 - J. L. スカールワット
 - オーストリアのために
 - N. ヴェニンガー
 - M. クラツァー
 - ベルギーのために
 - R. ヴァンデンホーヴ
 - J. エティエンヌ
 - 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國のために
 - P. V. アファナシエフ
 - ビルマ連邦のために
 - チウ・ウイン
 - ミン・ルイン

- ポルヴィアのために
 - J. クワドロス・キローガ
- ブラジルのために
 - L. O. デ・ミランダ
- ブルガリア人民共和国のために
 - I. M. トリフォノフ
- カナダのために
 - M. H. ワーシヨフ
- セイロンのために
 - D. P. ジャヤセカラ
- C. A. R. アンケテル
- 中華民國のために
 - 于煥吉
 - 柳克述
 - 陳樹人
 - 繆超鳳
- ヴァチカン市国のために
 - A. ステファニツィ
- J. ド・リドマッテン
- コロンビア共和国のために
 - S. キハノ・C.
- R. アルシニエガス
- L. ラミレス・アラーナ
- M. G. ヴェガ
- V. アルボルノス・プラタ
- S. ヒメネス・スワレス
- ベルギー領コンゴ及びビルアンダ・ウルンディ地域のために
 - S. セガル
- J. エティエンヌ
- 大韓民國のために
 - 金溶植
 - 林南秀
 - 林照長
- コスタリカのために
 - A. P. ドンナイエウ
- キューバのために
 - M. R. ボフィール・アギラール
- C. エストラダ・カストロ
- M. ゴンサレス・ロンゴリ

- デンマークのために
 - G. ベデルセン
- B. ニールセン
- C. B. ニールセン
- ドミニカ共和国のために
 - S. E. パラダス
- エル・サルヴァドル共和国のために
 - A. アミ
- スペインのために
 - L. G. リエラ
- J. ガリド
- フランス共同体の海外諸国及びフランスの海外領土のために
 - H. フアラ
 - J. メイエ
 - E. スキナズイ
 - M. エヌツイバ
 - J. アゴ
 - C. ラマニトラ
 - M. プーカン
- アメリカ合衆国のために
 - F. コルト・ディ・ウルフ
 - R. H. ハイド
- エチオピアのために
 - G. テドロス
- B. アドマンシェ
- フィンランドのために
 - S. J. アホラ
- U. A. タルヴィティエ
- E. ヘイノ
- フランスのために
 - A. ドルヴェ
- G. テラス
- L. A. ラモワティエ
- J. P. ガスケル
- ガイナのために
 - E. M. コラム
- ギリシャのために
 - A. レラキス
- A. マラングーダキス

ハンガリー人民共和国のために

J・イヴァニ

インド共和国のために

M・B・サルワテ

M・K・バスター

インドネシア共和国のために

A・スバルジョ・ジョヨア

ザイシリ

イランのために

H・サミー

イラク共和国のために

M・A・バグダーディ

I・エルワリ

アイルランドのために

J・A・スキヤネル

G・E・エンライト

アイスランドのために

T・P・シヨイ

G・プリエム

S・トルケルソン

イスラエルのために

M・E・ベルマン

D・ハレヴェン

M・カハニ

イタリアのために

A・ペリーオ

F・ニコテラ

日本国のために

奥村勝蔵

松田英一

八藤東祐

ジョルダン・ハシニミット王国のために

A・M・モルタダー

クウェートのために

K・A・ラザイク

F・ゲイト

M・A・アブウ・アル・アイ

ナイン

ラオス王国のために

T・チャンタランシイ

G・H・サンジェ

レバノンのために

H・オセイラト

リビア連合王国のために

K・エル・アトラシエ

ルクセンブルグのために

E・ラウス

マラヤ連邦のために

B・H・ジュビートル・サルド

W・スタップス

C・W・リー

モロッコ王国のために

M・アウアド

M・H・ナッサール

A・ベラーダ

A・ベンキラーン

メキシコのために

C・ヌニェス・A・

モナコのために

C・ソラミト

R・ピツケール

ネパールのために

J・N・シンハ

ニカラグアのために

A・A・ムリヤアウプト

ノールウェーのために

S・リニング・トンネセン

L・ラルセン

A・ストランド

ニュー・ジブラントのために

J・B・ダーネル

E・S・ドウク

パキスタンのために

M・N・ミルザ

パラグアイのために

S・グワネス

B・グワネス

W・ガルシア

オランダ王国のために

J・D・H・ファン・デル

トールン

A・J・エインズル

H・J・スヒッペルス

ベルーのために

M・デ・ラ・フエンテ・ロフ

ケル

フィリピン共和国のために

J・S・アルフォンソ

G・カノン

F・トリニダード

A・P・B・フラゴ

ポーランド人民共和国のために

H・パチコ

K・コズロフスキー

ポルトガルのために

H・M・ペレイラ

M・A・ヴェイラ

F・エロイ

A・デ・ソウザ

A・オリヴェイラ・パプティ

スタ

L・ゴイス・フィゲイラ

ポルトガルの海外諸州のために

A・J・マゴロ

J・A・ロガード・キンティ

アラブ連合共和国のために

M・M・リアード

G・M・メフレズ

A・バルダイ

A・S・サフト

ドイツ連邦共和国のために

R・テイルフェルダ

O・キルヒナー

ユーゴスラヴィア連邦人民共和

国のために

V・シエンク

ウクライナ・ソヴィエト社会主義

共和国のために

L・P・リクソ

ルーマニア人民共和国のために

M・グリゴール

B・イオニタ

P・ポステルニク

グレート・ブリテン及び北アイル

ランド連合王国(英仏海峡諸島

及びマン島を含む)のために

T・C・ラップ

W・A・ウルヴァソン

H・A・ダニエルズ

エリザベス・M・ペリー

स्टダン共和国のために

S・フセイン

H・I・ベシール

スウェーデンのために

H・ステルキイ

B・オルテルス

S・フルターレ

スイス連邦のために

E・ウエーバー

A・ヴェットシュタイン

A・ランゲンベルガー

F・ロシエ

C・シャビエ

チェコスロヴァキアのために

J・マナク

G・ウォドナニスキ

グレート・ブリテン及び北アイル

ランド連合王国政府が国際関係を

を処理する海外領土のために

A・H・シエフィールド

J・バーン

L・W・ダドリ

タイのために

M・チンラケート

M・L・O・シリウオング

テュニジアのために

M・ミリ

トルコのために

G・イエナル

I・ビルグチ

A・リザ・フザル

南アフリカ連邦及び南西アフリカ

地域のために

J・E・メロン

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

ために

I・クロコフ

ウルグアイ東方共和国のために

V・ボメス

A・ガリンベルティ

B・バレイロ

ヴェネズエラ共和国のために

J・A・ロベス

ワイエトナム共和国のために

グエン・カク・タム

グエン・クワン・ツァン

英領東アフリカのために

英領東アフリカに関して

グレート・ブリテン及び北アイル

ランド連合王国政府のた

めに

M・W・マンソン

R・ポルトン

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 ただいま議題となりました三件につきまして御報告申し上げます。

委員会におきましては、政府当局から提案理由の説明を聴取いたしました後、詳細なる補足説明を聴取し、さらに熱心なる質疑を重ねました。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと思ひます。

昨日質疑を終局いたしました探決の結果、全会一致をもつて三件とも承認すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)、

日程第五、愛知用水公団法の一部を改正する法律案、

日程第六、魚価安定基金法案、

日程第七、漁業生産調整組合法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君。

審査報告書

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月二日

農林水産 藤野 繁雄
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十七年三月三十一日失効することになつてゐる急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田単作地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法、畑地農業改良促進法の有効期限を、昭和四十一年三月三十一日まで四ヶ年延長しようとするものであつて、妥当と認められる。

二、費用

この法律施行に要する経費は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴ふ経費を含むものであつて、急傾斜地帯その他各地

帯ごとの農業振興計画の内容によつて定まり、昭和三十七年度において、当初振興計画等の残事業量の二割程度の事業を実施するものとすれば、その額は、約五十億円程度と見込まれ、これが予算的措置は今後に残されている。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。昭和三十六年五月十九日

参議院議長 清瀬 一郎

急傾斜地帯農業振興臨時措置法

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第三条 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)

第四条 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴ふ経費を含むものであつて、急傾斜地帯その他各地帯ごとの農業振興計画の内容によつて定まる。昭和三十

七年度において当初振興計画等の残事業量の二割程度の事業を実施する

ものとすれば、その所要額は、約五十億円程度の見込みである。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月二日

農林水産 藤野 繁雄
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、愛知用水公団に、豊川水系の区域内における大規模なかんがい排水施設の新設及び管理、開田、開畑等の事業を行なわせることとする。公団の役員の数減じ、その任期を短縮し、公団は公団債を発行できること等を規定したものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和三十年度において、十一億三千八百八十万円が一般会計予算に計上され、また、愛知用水公団が行なう豊川用水事業について資金運用部特別会計から十億五千二百一十万円の借入が予定されている。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野 鶴平殿

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

愛知用水公団法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「木曾川水系の水資源を」と「木曾川水系及び豊川水系の水資源をそれぞれ」に改める。

第七条を次のように改める。
(役員)

第七条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第八条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項及び第三項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第九条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第十条第一項中「五年」を「三年」に改める。

第十二条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十四条及び第十五条中「総裁」を「理事長」に、「副総裁」を「副理事長」に改める。

第十六条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十八条第一項第一号中「岐阜県」の下に、「静岡県」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ 埋立て又は干拓

第十八条第一項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第一号ハの事業(以下「埋立干拓事業」という。)の施行によつて造成されるべき埋立地又は干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

第十八条の次に次の一条を加える。
(国営土地改良事業等の承継)

第十八条の二 愛知用水公団法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の際現に国が前条第一項第一号の区域のうち豊川水系に係る区域(以下「豊川事業区域」という。)内において

工事を施行している土地改良事業は、当該区域に係る事業実施計画

につき第二十一条第一項の規定による告示があつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

2 愛知用水公団法の一部を改正する法律の施行の際現に県が豊川事業区域内において工事を施行している土地改良事業であつて、当該区域に係る第二十条第一項の事業基本計画が定められる前に当該県から農林大臣に当該土地改良事業を公団において実施すべき旨の申し出があり、かつ、農林大臣が当該事業を公団において実施することが適当であると認められたものは、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第一項の規定による告示のあつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従ひ」の下に、「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域ごとく」を加え、

同条第二項第三号中「所在及び面積」の下に、「(埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の所在及び面積)」を加え、同項第四号中「現況」の下に、「(埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の現況)」を加え、同項第五号中「開発計画」の下に、「(埋立干拓事業にあつては、埋立予定地の開発計

画)」を加え、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第十八条第一項第三号」に改める。

第二十条第一項中「事業につき」の下に、「木曾川事業区域及び豊川事業区域ごとく」を加え、同条第二項第二号中「開発計画に関する事項」の下に、「(埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の区域及び現況並びに埋立予定地の開発計画に関する事項)」を加える。

第二十一条第十三項中「第二十一条第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。
(埋立予定地の処分)

第二十三条の二 公団は、埋立予定地の処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、その事業の完了前、農林大臣の認可を受けて土地配分計画を定め、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分日数及び予定配分面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林省令で定める手

続により、配分申込書を公団に提出しなければならない。

3 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で農業に精通する見込みのあるもののうちから適当と認められる者を選定し、その者に次の事項を記載した配分通知書を交付する。

一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所
二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積
三 配分の条件
四 その他農林省令で定める事項

4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

5 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條の竣功認可のあつた日とする。

第二十四条第一項中「第三号まで

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

の事業」の下に「(埋立干拓事業を除く。)」を、「その事業に要する費用」の下に「(第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業にあつては、公団の事業となる日までに当該事業につき国が要した費用を含む。以下第二十七条において同じ。)」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「組合員である場合」の下に「又は前項に規定する者が当該事業の施行によつて造成される土地の全部又は一部をその地区を含む土地改良区の組合員である場合」を加え、「同項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公団は、政令で定めるところにより、前条第四項の規定により埋立干拓事業の施行によつて造成される土地の所有権を取得した者に對し、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

第二十五条第一項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十六条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二十八条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(区分經理)

第三十三条の二 公団は、木曾川事業区域の事業に係る經理及び豊川事業区域の事業に係る經理を区分して整理しなければならない。

第三十四条の見出しを「借入金及び愛知用水公団債券」に改め、同条に次の六項を加える。

5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券(以下「債券」といふ)を発行することができる。

6 債券の債権者及び公団に對して資金の貸付けをしている國際復興開發銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一

条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条の見出しを削る。

第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることができ、」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ、」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができ、

第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。

第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を、「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。

第五十条の次に次の二条を加える。

(権利及び義務の承継)

第五十条の二 第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合において

は、当該事業に關し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務(当該事業に關する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含み、農地法第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六十一条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買取したものとみなされる土地等に係る権利を除く。は、その時において公団が承継する。

2 第十八条の二第二項の規定により原營土地改良事業が公団の事業となる場合においては、当該事業に關し、公団の事業となる時において当該原が有する権利及び義務の公団への承継については、当該原と公団とが協議して定めるものとする。

(国庫納付金)

第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日までに当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。ただし、第二章に係る改正規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員任期の特例)

2 前項ただし書の政令で定める日の前日において現に在任する愛知用水公団の役員任期は、その日に満了したものとみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

魚飼安定基金法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月三十日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

魚飼安定基金法案
魚飼安定基金法

目次

第一章 總則(第一条―第十六条)

第二章 役員等(第十七条―第二十八条)

第三章 業務(第二十九条―第三十條)

第四章 財務及び會計(第三十一条―第三十八条)

第五章 監督(第三十九条・第四十條)

第六章 雑則(第四十一条-第四十四条)

第七章 附則(第四十五条-第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 魚価安定基金は、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が多獲性の水産動物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 魚価安定基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分(第十一條に規定する出資者に通知しなければならない。)

(資本金)

第五条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び第七條に規定する者が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第六条 政府は、八千円を基金に出資する。

2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

第七条 次の各号の一に該当する者は、基金に出資することができる。

- 一 漁業生産調整組合
- 二 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。以下同じ。)
- 三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十条第一項(定義)に規定する水産

加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

第八条 都道府県及び前条に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第九条 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第十条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第十一条 政府以外の出資者(第四十二条第二項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十二条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 都道府県及び第七條に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡を受けられない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の共有の禁止)

第十三条 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十五条 基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十七条 基金に、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第十八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員任命)

第十九条 役員は、農林大臣が任命する。

(役員任期)

第二十条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員は任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格条項)

第二十一条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十二条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるとき

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

は、その役員を解任することができる。

(役員)の兼職禁止

第二十三条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権)の制限

第二十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人)の選任

第二十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第二十六条 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員)の設置

第二十七条 基金に評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に依り、基金の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以上で組織する。

(評議員)

第二十八条 評議員は、出資者たる法人の代表者及び基金の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。

3 第二十条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二條第二項の規定は、評議員について準用する。

第三章 業務

(業務)

第二十九条 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 出資者たる漁業生産調整組合が、漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第 号)第十條

第一項第二号に掲げる事業に附帯する事業として、同号の事業にあわせ、その事業による漁業生産活動の規制の程度を勘案してその組合員に調整金を支給する場合に、その漁業生産調整組合に対し、その支給に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付すること。

二 出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多量性の水産動物を加工し又はこれを原料として製造した製品で政令で定めるものの保管及び販売を、その加工し又は製造した者からの委託を受けて行なつた

場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合に対し、その保管に要する経費の全部又は一部に充てるため、これに相当する金額を交付すること。

三 前二號の業務に附帯する業務(業務方法書)

第三十條 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書において定めらるべき事項は、農林省令で定める。

3 基金は、第一項の業務方法書を作成し、又は變更したときは、遅滞なく、これを(變更の場合にあつては、變更に係る部分)出資者に通知しなければならない。

第四章 財務及び會計

(事業年度)

第三十一條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第三十二條 基金は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画(これらの變更の認可を受けた場合にあつては、その變更に係る部分)を出資者に通知しなければならない。

(決算)

第三十三條 基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで

に完結しなければならない。

(財務諸表等の作成及び送付)

第三十四條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をらめ、なお残余があるとき

は、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十六條 基金は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(資産の管理等)

第三十七條 基金は、資本金に相当する額を下らない額の資産を次の方法によつて管理しなければならない。ただし、資産の額は、基金の業務の運営上必要があると認め

る場合において、農林大臣の承認を受け、基金の業務の運営に要する経費に充てるためにその資産を処分するときに限り、その承認に

係る額に相当する額だけ下ることを妨げない。

一 銀行、農林中央金庫又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

基金は、前項各号の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(農林省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)
第三十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第四十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所に入り、業

務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者に対する通知又は催告)

第四十一条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第四十二条 基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)
第四十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者の分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 第二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条第二項、第三十条第一項、第三十二条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
二 第三十四条第一項又は第三十七条第一項又は第三十一条第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第二十九条第二号、第三十条第二項又は第三十八条の農林省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第四十五条 基金の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができなるときは、その価額を追徴する。

第四十六条 前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 基金が、第四十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第三十条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第十條第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は買權の目的としてこれを受けたとき。

五 第十四條第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第二十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。
八 第三十七条第一項の規定に違反して資産を管理し、又は同条

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第三十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第四十二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第四十九条 第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 農林大臣は、第十九条の例により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとす。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び第七条に規定する者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終了したときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び第七条に規定する者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第六条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び第七条に規定する者は第六条第二項又は第七条の規定により引き受けた出資金の全額を、それぞれ、払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第四十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしよとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 基金の成立の当初における資本金は、一億六千万円を下るものであつてはならない。

(経過規定) 第八条 この法律の施行の際現に魚種安定基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条 基金の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十七年三月三十一日に終るものとする。

に資金計画については、第三十二条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正) 第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「魚種安定基金」を加える。

(印紙税法の一部改正) 第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ九の次に次の一号を加える。 五ノ十 魚種安定基金ノ発スル 出資証券

(所得税法の一部改正) 第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「魚種安定基金」を加える。(法人税法の一部改正) 第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「魚種安定基金」を加える。

(水産庁設置法の一部改正) 第十五条 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「漁業信用基金協会」の下に、「魚種安定基金」を加える。

第四条第二号中「処理すること」の下に「次条第三号の三に掲げる事務を除く。」を加える。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。 三の三 魚種安定基金の指導監督に関する事務を処理すること。

(地方税法の一部改正) 第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「魚種安定基金」を加える。 「審査報告書は都合により追録に掲載」 漁業生産調整組合法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

漁業生産調整組合法案

漁業生産調整組合法

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 漁業生産調整組合

第一節 総則(第三条、第九条)

第二節 事業(第十条、第二十一条)

第三節 組合員(第二十二、二十三、二十九条)

第四節 設立(第三十条、第三十一条)

第五節 管理(第三十七、三十八、三十九条)

第六節 解散及び清算(第六十条、第六十一条)

第七節 監督(第六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十条)

第三章 漁業生産活動の規制に関する命令(第六十九、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五条)

第四章 雑則(第七十九、八十一、八十二、八十三、八十四条)

第五章 罰則(第八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、特定の漁業

(目的)

第一条 この法律は、特定の漁業

(目的)

第一条 この法律は、特定の漁業

第一条 この法律は、特定の漁業

で、その漁業を営む者のうちに占める中小漁業者の数の割合がきわめて高く、かつ、その漁業の性質上その価格の変動が著しい多獲性の水産動物を目的とするものについて、その漁業を営む中小漁業者等が自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようにすることと、その自主的な調整だけでは十分でない認められる場合に国がこれを補充する措置を講ずることができるようになることにより、その中小漁業者等の経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定漁業」とは、一定の海域において多獲性の水産動物の採捕を目的とする漁業で、次の各号の要件のすべてを備え、かつ、定期的に過度の漁獲が行なわれることによりしほればその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがあるものとして、政令で指定するものをいう。

一 その漁業を営む者の総数の三分の二以上が中小漁業者であること。

二 その漁業に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者により行なわれていること。

三 この法律において「中小漁業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く。)で、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が千トン以下であるもの。

第二章 漁業生産調整組合

第一節 総則

(法人格及び住所)

第三条 漁業生産調整組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(原則)

第四条 組合は、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第五条 組合は、その名称中に漁業生産調整組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に漁業生産調整組合という文字を用いてはならない。

(設立)

第六条 組合は、指定漁業ごとに、指定漁業を営む者が設立することができるものとする。

2 組合は、指定漁業ごとに一個とする。

第七条 組合は、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となるときに、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小漁業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小漁業者であるものでなければ、設立することができない。

(組合員たる資格)

第八条 組合員たる資格を有する者は、定款で定める漁船を使用して行なう指定漁業(以下「資格漁業」という。)を営む者とする。

(登記)

第九条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行なうものとする。

第一節 事業

一 組合員が行なう資格漁業に係る水産動物の採捕若しくはその採捕に係る水産動物の運搬に関する制限又はその採捕に係る水産動物の陸揚げに関する制限(次号の農林省令で定める事項を内容とするものを除く。)

二 前号に掲げる制限を実施した後においても、その資格漁業に係る指定漁業につき第二条第一項の規定による指定をする根拠となつた同項の事象(定期的に過度の漁獲が行なわれることによりしほればその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事象をいう。以下「第二条第一項の事象」という。)を克服することが著しく困難な場合におけるその組合員の採捕に係る水産動物の陸揚げに関する制限で、農林省令で定める事項を内容とするもの。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

なれば、これをもつて第三者に對抗することができない。

八七三

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

<p>三 前二号に掲げる制限に附帯する事業</p> <p>2 組合は、前項の事業のほか、組合員に対し資格漁業に関する情報を提供する事業を行なうことができる。</p> <p>3 組合は、組合員のために、第二十条第一項の事態を克服するためにする組合協約を締結することができる。</p> <p>(調整規程の認可)</p> <p>第十一条 組合は、その実施しようとする前条第一項の事業(以下「調整事業」という。)に関し次の事項を定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 前条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間</p> <p>二 前号の制限を実施するための検査の方法</p> <p>三 手数料又は過怠金に関する事項</p> <p>第十二条 農林大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしない。</p>	<p>一 第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。</p> <p>二 不当に差別的でないこと。</p> <p>三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。</p> <p>(調整規程の変更命令及び認可の取消し)</p> <p>第十三条 農林大臣は、調整規程の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。</p> <p>(調整規程の廃止の届出)</p> <p>第十四条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。</p> <p>(調整規程の設定等の議決)</p> <p>第十五条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。</p> <p>3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。</p> <p>第十六条 組合は、調整規程で定め</p>	<p>るところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。</p> <p>(検査員)</p> <p>第十七条 組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を調査するため、検査員を置くことができる。</p> <p>(従業者に対する配慮)</p> <p>第十八条 組合の組合員は、調整規程に従いその漁業生産活動を制限するに当たつては、その従業者に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。</p> <p>(組合協約の交渉及び締結)</p> <p>第十九条 次の各号の一に該当する者は、組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し第十條第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。</p> <p>一 組合の組合員と資格漁業に関し取引関係がある陸揚地水産物市場の卸売業者</p> <p>二 組合の組合員と資格漁業に関し取引関係がある漁獲物運搬業者</p> <p>三 組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないもの</p>	<p>2 前項に規定する場合のほか、組合の組合員と資格漁業に関し取引関係がある事業者は、その取引条件について組合の代表者が政令で定めるところにより第十條第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。</p> <p>3 組合の代表者は、調整規程が設定され又は変更される前にその案に係る調整事業に関し第一項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。</p> <p>4 農林大臣は、第一項の規定による申出が行なわれた場合において、その組合の組合員たる漁業者が営む資格漁業の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に関し必要な勧告をすることができる。</p> <p>(組合協約の効力)</p> <p>第二十条 第十條第三項の組合協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の組合協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>2 第十條第三項の組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。</p>	<p>3 組合の組合員が締結する契約で、その内容が第十條第三項の組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。</p> <p>(組合協約の認可等)</p> <p>第二十一条 組合が、その行なり調整事業に関し第十九條第一項第三号に掲げる者と締結する第十條第三項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 農林大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。</p> <p>一 第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。</p> <p>二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。</p> <p>三 その組合協約又はその変更後の組合協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。</p> <p>3 第一項の組合協約については、第十三條及び第十四條の規定を準</p>
---	--	---	--	--

用する。この場合において、第十二条中「前条各号」とあるのは「第二十一条第二項各号」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(議決権及び選挙権)

第二十二條 組合員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、六人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第二十三條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(負担金)

第二十四條 組合は、定款で定めるところにより、魚佃安定基金に対する出資の財源にあつては、組合員から負担金を徴収することができる。

(手数料)

第二十五條 組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(加入)

第二十六條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十七條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第二十八條 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

第二十九條 組合員は、次の原因によつて脱退する。
一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならぬ。

一 調整規程に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員
二 経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める事項に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第三十條 組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の中小漁業者が発起人となることを要する。

(創立総会)

第三十一條 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの二分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第二十二條並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。

この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、漁業生産調整組合法第三十一條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要

セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一條第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第三十二條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第六條第一項の要件を備えており、かつ、当該指定漁業につき組合が設立されていないこと。
二 第七條の要件を備えていること。

三 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
四 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適當であること。

(理事への事務の引継ぎ)
第三十三條 発起人は、前條第一項の認可を受けた後遅滞なく、その

事務を理事に引き継がなければならぬ。

(成立の時期)

第三十四条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十五条 組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第三十六条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社)の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第三十七条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 組合員たる資格に関する規定
- 五 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 経費の分担に関する規定
- 七 役員の数及びその選挙に関する規定
- 八 事業年度
- 九 公告の方法

2 組合の定款には、事項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又

は原因を記載しなければならない。

(規約)

第三十八条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

第三十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者(法人を除き、組合員にならうとする法人の業務を執行する役員を含む。)でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けた

ときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選任することができる。

(役員の変更の届出)

第四十条 組合は、役員の名氏又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員任期)

第四十一条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第四十二条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十三条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職禁止)

第四十四条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第四十五条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第十九号)第八十八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第四十六条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告したときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第四十七条 理事は、定款、規約、

調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第四十八条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正

当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員解任)

第五十条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとす。その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その

請求に係る役員に前項の書面の写を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第五十条第二項及び第五十四条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第五十一条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用

する。この場合において、同法第二百五十八條第二項(同法第二百六十一条第三項において準用する場合を含む)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「漁業生産調整組合法第四十八條第二項」と読み替えるものとする。

(総会の招集)

第五十二条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第五十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が総会の招集の承諾を得ないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組

合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会の招集の手続)

第五十五条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十六条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第五十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 第二十四条の負担金の負担及び徴収の方法
六 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
3 前項の認可については、第三十二条第二項の規定を準用する。

(総会の議事)

第五十八条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

2 議長は、総会において選任する。
3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第五十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十九条 次の事項は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更
二 組合の解散
三 組合員の除名
(商法の準用)

第六十条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(総会の延期又は執行の決議)、第二百四十四條(総会の議事録)、第二百

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十九条」と読み替えるものとする。

(総代会)

第六十一条 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、資格漁業に係る規模等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては、百人)を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第三十九条第六項及び第七項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合にお

いて、第二十二条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「六人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は組合の解散の議決をすることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の原因)

第六十二条 組合は、次の原因によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の破産

三 定款で定める存立時期の満了

又は解散の原因の発生

四 第六十七条第一項の規定による解散の命令

五 組合の資格漁業に係る指定漁業についての第二条第一項の規定による指定の廃止又は変更

(政令で定める軽微な変更を除く。)

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 組合は、第一項第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第六十三条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第六十四条 組合の解散及び清算については、商法第十六条、第二百四十二条、第二百五十二条、第二百九条第二項及び第三項、第三百一十一条、第四百七条第二項、第四百八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十六条、第三十七条ノ二、第三百二十五条ノ二、第二百五十二条第三項、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第四十二条から第四十九条まで、第五十三条第二項及び第五十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百五十八条から第二百五十九条ノ三まで(欠員の場合の処置及び

取締役会の招集)、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項において準用する場合を含む。)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「漁業生産調整組合法第六十四条ニ於て準用スル同法第四十八条第二項」と、同法第四百七条第二項中「前項」とあるのは「漁業生産調整組合法第六十三条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 監督

(検査の請求)

第六十五条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令、定款、規約又は調整規程に違反する疑いがあることを理由として、農

林大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(必要措置命令)

第六十六条 農林大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(解散命令)

第六十七条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一 第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二 前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2 農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、そ

の組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

(決算関係書類の提出)

第六十八条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

第三章 漁業生産活動の規制
に関する命令

(漁業生産活動の規制に関する命令)

第六十九条 農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつている組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又はその組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る漁業生産活動を自主的に調整することによつてはその資格漁業に係る第二条第一項の事態を克服すること

ることは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある

と認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参照して、当該資格漁業に係る第十条第一項第一号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

(命令の決定及び形式)

第七十条 前条の規定による命令は、当該組合が総会の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、前条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第十条第二項の規定を準用する。

4 前条の規定による命令は、農林省令をもつてするものとする。

(聴聞)

第七十一条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

(調整規程の変更命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後に

おいて、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(命令の変更又は取消)

第七十三条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をした後において、同条の規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(事務の処理)

第七十四条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第七十五条 第六十九条の規定による命令に基づく割当て、検査その他の処分を受ける者は、農林省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において農林

省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(役員等の解任命令)

第七十六条 農林大臣は、第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(秘密保持義務)

第七十七条 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員でその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(不服の申立て)

第七十八条 第六十九条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立てをすることができる。

2 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に

不服の申立てをすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立てをすることができない。

第四章 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第七十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十一条の認可を受けた調整規程又は第二十一条第一項の認可を受けた組合協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の規定による請求に応じ、農林大臣が第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

2 次条第三項の規定による請求が調整規程又は組合協約の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

昭和三十六年六月七日 参議院会議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

規程又は組合協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第八十条 農林大臣は、第十一條若しくは第二十一條第一項の認可をしようとするとき、又は第六十九條の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十三條(第二十一條第三項)において準用する場合を含む。又は第七十二條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、組合が第十一條の認可を受けた調整規程の内容が第十二條各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十一條第一項の認可を受けた組合協約の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三條(第二十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第八十一条 農林大臣は、第二條第一項の政令の制定若しくは改廢の立案をしようとするとき、又は第六十九條の規定による命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見をきくことができる。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第八十二条 農林大臣は、第十一條若しくは第二十一條第一項の認可、第十三條(第二十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定による処分又は第六十九條の規定による命令をしようとする場合において、その認可若しくは処分に係る調整規程若しくは組合協約又はその命令の実施が関係都道府県における水産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、その都道府県知事の意見をきかなければならない。

(報告の徴収)

第八十三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合の組合員たる資格を有する者又は第十九條第一項第一号若しくは第二号に掲げる者で同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は会計の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の組合員たる資格を有する者の漁船、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は漁具、漁ろう装置その他の設備、漁船若しくは漁獲物を検査させることができる。

第五章 罰則

第八十六条 第七十四条の規定により第六十九條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に関し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相當の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第八十七条 前条に規定する役員又は職員にならうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束をしたときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

2 前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたことに関し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第八十八条 前二條の場合において、收受したわいろは、没収することができる。その全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴する。

第八十九条 第八十六条又は第八十七条に規定するわいろを供与し、

又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第九十条 第七十七條の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第六十九條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第十一條の認可を受けないうで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項の規定に違反した者
二 第十四條(第二十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第六十五條第二項又は第八十四条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第九十条 第七十七條の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第六十九條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第十一條の認可を受けないうで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項の規定に違反した者
二 第十四條(第二十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第六十五條第二項又は第八十四条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十四条 第六十六条又は第七十二条の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十一条又は第九十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第九十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。
- 二 第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 三 第二十六条の規定に違反したとき。

四 第二十九条第二項後段又は第五十条第四項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第六項若しくは第六十条において準用する商法第二百四十四条、第五十一条若しくは第六十四条において準用す

る商法第二百六十条ノ三又は第六十四条において準用する商法第四百九十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条、第四十条又は第六十二条第三項の規定に違反したとき。

七 第三十九条第五項の規定に違反したとき。

八 第四十四条(第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

九 第四十七条又は第四十八条(これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第四十九条(第六十四条において準用する場合を含む。)又は第五十一条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第五十一条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十四条において準用する商法第四百九十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第五十二条の規定に違反したとき。

十三 第六十四条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第六十四条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七 第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に漁業生産調整組合という名称を使用している者は、この法律の施行後六月

以内にその名称を変更しなければならぬ。

3 第五条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

「第十二条に改め、同条に次の四項を加える。

5 中央漁業調整審議会に、部会を置くことができる。

6 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてこれに充てる。

7 部会に置すべき委員は、会長が指名する。

8 中央漁業調整審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて中央漁業調整審議会の決議とすることが出来る。

5 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十一 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第 号)

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「水産業協同組合共済会」の下に、漁業生産調

整組合」を、「水産業協同組合」の下に、「漁業生産調整組合法」を加える。

7 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合、国家公務員共済組合」に改める。

8 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合、国家公務員共済組合」に改める。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合、国家公務員共済組合」に改める。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 たいだいま議題となりました農林水産関係の四つの法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案は、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田単作

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法及び畑地農業改良促進法の四つの法律の有効期限を昭和四十一年三月三十一日まで四カ年延長しようとするものでありまして、委員会におきましては、各特殊地帯の事業進捗状況、急傾斜地帯の振興対策、特殊土壌地帯対策等が問題となり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、愛知用水公団法の一部を改正する法律案は、従来開墾土地改良事業として行なっておりました豊川総合水利開発事業とその関連事業を愛知用水公団に行なわせるため、必要な規定を改正整備することがそのおもな内容でありまして、委員会におきましては、事業計画及び実施状況並びに経過措置、愛知用水公団と水資源開発公団等との関係などが問題になり、討論、採決の結果、本法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁業関係の二つの法律案は、多獲性の水産物の価格の安定をはかり、これらの漁業を営む中小漁業者及び関連産業の経営の安定をはかるため提案されたものであります。魚備安定基金法案は、政府、都道府県、漁業生産調整組合、水産業協同組合及び水産加工業者による中小企業等

協同組合の出資により基金を設けて、出資者たる組合が価格の安定をはかるため行なう生産及び流通の調整等の事業を助成し、政府は八千万円を出資することとされており、その他、基金の機構、運営、財務会計及び監督等について規定しております。

次に、漁業生産調整組合法案は、一定の海域における多獲性水産物の指定漁業ごとに一定の要件によつて組合を設立することができるものとし、組合の事業は、生産活動の制限等の調整事業、情報の提供及び組合協約の締結であります。さらに農林大臣は一定の要件のもとに漁業生産活動の規制命令を出すことができることになっております。その他必要な諸手続並びに組合の運営管理等がその内容であります。

委員会におきましては、これら両法案を一括して質疑に入り、前提的問題及びその内容に関する諸般の事項が問題となり、質疑を終わり、討論、採決の結果、両法案はいずれも多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、愛知用水公団法の一部を改正する法律案、魚備安定基金法案及び漁業生産調整組合法案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

本日はこれにて延会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後八時十七分散会

出席者は左の通り。

- | | |
|--------|--------|
| 議員 | 松野 鶴平君 |
| 杉山 昌作君 | 石田 次男君 |
| 牛田 寛君 | 村山 道雄君 |
| 谷口 慶吉君 | 柏原 ヤス君 |
| 小平 芳平君 | 田中 清一君 |
| 櫻井 志郎君 | 加賀山之雄君 |
| 原島 宏治君 | 稲浦 鹿蔵君 |
| 大泉 寛三君 | 大竹平八郎君 |
| 白木義一郎君 | 鈴木 恭一君 |
| 佐藤 芳男君 | 吉江 勝保君 |
| 奥 心めお君 | 常岡 一郎君 |
| 辻 武壽君 | 竹中 恒夫君 |

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 三木興吉郎君 | 苦米地英俊君 | 堀本 宜実君 | 松村 秀逸君 |
| 山本 米治君 | 佐藤 尚武君 | 松野 孝一君 | 井川 伊平君 |
| 市川 房枝君 | 近藤 鶴代君 | 堀見 俊二君 | 上林 忠次君 |
| 村松 久義君 | 堀 未治君 | 梶原 茂嘉君 | 高橋 衛君 |
| 藤野 繁雄君 | 村上 義一君 | 河野 謙三君 | 横山 フク君 |
| 北條 簡八君 | 千田 正君 | 平島 敏夫君 | 館 哲二君 |
| 笹森 順造君 | 野上 進君 | 松平 勇雄君 | 大谷 賢雄君 |
| 山本 杉君 | 谷村 貞治君 | 青柳 秀夫君 | 井上 清一君 |
| 米田 正文君 | 鳥島徳次郎君 | 加藤 武徳君 | 高橋進太郎君 |
| 岸田 幸雄君 | 北島 教真君 | 小沢久太郎君 | 古池 信三君 |
| 金丸 富夫君 | 川上 為治君 | 秋山俊一郎君 | 安井 謙君 |
| 徳永 正利君 | 仲原 善一君 | 木暮武太夫君 | 重宗 雄三君 |
| 鈴木 万平君 | 手島 榮君 | 堀木 謙三君 | 那 祐一君 |
| 大谷藤之助君 | 鍋島 直紹君 | 草葉 隆圓君 | 一松 定吉君 |
| 石谷 憲男君 | 増原 恵吉君 | 青木 一男君 | 木村篤太郎君 |
| 山本 利壽君 | 小橋 治和君 | 津島 壽一君 | 野田 俊作君 |
| 佐野 廣君 | 後藤 義隆君 | 大森 創造君 | 野上 元君 |
| 中野 文門君 | 前田佳都男君 | 豊瀬 禎一君 | 千葉千代世君 |
| 上原 正吉君 | 岩沢 忠恭君 | 山本伊三郎君 | 武内 五郎君 |
| 武藤 常介君 | 野本 品吉君 | 小柳 勇君 | 鶴園 哲夫君 |
| 小柳 牧衛君 | 宮澤 喜一君 | 横川 正市君 | 鈴木 強君 |
| 谷口弥三郎君 | 杉浦 武雄君 | 坂本 昭君 | 阿部 竹松君 |
| 新谷寅三郎君 | 西郷吉之助君 | 中村 順造君 | 大川 光三君 |
| 紅藤 みつ君 | 木内 四郎君 | 松永 忠二君 | 占部 秀男君 |
| 石原幹市郎君 | 斎藤 昇君 | 森 元治郎君 | 鈴木 壽君 |
| 吉武 恵市君 | 林屋亀次郎君 | 大河原 次君 | 伊藤 顕道君 |
| 寺尾 豊君 | 野村吉三郎君 | 鯛木 亨弘君 | 藤田 進君 |
| 田中 茂穂君 | 柴田 栄君 | 亀田 得治君 | 加瀬 完君 |
| 江藤 智君 | 西田 信一君 | 阿具根 登君 | 大和 与一君 |
| 林田 正治君 | 木島 義夫君 | 中田 精一君 | 下村 定君 |
| 村上 春蔵君 | 鹿島 俊雄君 | 高田なほ子君 | 小酒井義男君 |
| 植垣弥一郎君 | 赤間 文三君 | 湯澤三千男君 | 光村 甚助君 |
| 青田源太郎君 | 安部 清美君 | | 井野 碩哉君 |

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号

- 植竹 春彦君 加藤シツエ君
- 清澤 俊英君 吉田 法晴君
- 木村 福八郎君 小林 孝平君
- 松澤 兼人君 岩間 正男君
- 野坂 参三君 須藤 五郎君
- 米田 勲君 大矢 正君
- 森中 守義君 北村 暢君
- 永末 英一君 基 政七君
- 安田 敏雄君 藤田藤太郎君
- 相澤 重明君 田上 松衛君
- 田畑 金光君 木下 友敬君
- 平林 剛君 秋山 長造君
- 久保 等君 永岡 光治君
- 片岡 文重君 向井 長年君
- 戸叶 武君 椿 繁夫君
- 矢嶋 三義君 成瀬 幡治君
- 天田 勝正君 東 隆君
- 松浦 清一君 岡 三郎君
- 佐多 忠隆君 田中 一君
- 重盛 壽治君 藤原 道子君
- 中村 正雄君 千葉 信君
- 近藤 信一君 羽生 三七君
- 内村 清次君 江田 三郎君
- 野濤 勝君 松本治一郎君
- 山田 節男君 赤松 常子君
- 棚橋 小虎君
- 國務大臣
- 外務大臣 小坂善太郎君
- 文部大臣 荒木萬壽夫君
- 農林大臣 周東 英雄君
- 建設大臣 中村 梅吉君

林野特産物(林野雑産物を含む)補償の未払い状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十六年五月三十一日

山本伊三郎

参議院議長松野鶴平殿

林野特産物(林野雑産物を含む)補償の未払い状況に関する質問主意書

質問主意書

昭和二十七年七月四日閣議了、解

調達規程第二号「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」に基づく「林野特産物損失補償額算定基準」(昭和二十八年八月十九日調達規程第十六号)により、国が補償金を支払うべきものと確定しているものうち、当該予定補償金の未払い状況を、年度別、地区別ならびに当事者別に明示されたい。

内閣参賀三八第二号

昭和三十六年六月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員山本伊三郎君提出林野特産物(林野雑産物を含む)補償の未払い状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本伊三郎君提出林野特産物(林野雑産物を含む)補償の未払い状況に関する質問に対する答弁書

林野特産物(林野雑産物を含む)以下同じ。補償は、林野特産物の生産または採取の阻害状況等を、次年度以降において、申請に基づき調査確認し、その結果損失が認められれば、これに対して補償金を支払うものであつて、現在補償金を支払うべきものと確定しているもので未払いとなつていないものはない。

参考までに補償申請書を受理しているものについての処理状況を示せば次表のとおりで、これらについては、調査確認の結果、損失が認められれば、本年度内に補償金を支払う予定である。

林野特産物補償申請書を受理し現在処理中の事案一覽表

(昭、三六、六、一現在)

関係諸達局名	地区名	申請人	種目	被害発生年度
東京	水戸対地射撃場	勝田市長(黒沢友一等四〇一名) 那珂湊市長(黒沢忠三等三三七名) 東海村長(小池弥吉等一五五名) 新屋入会組合長(堀内芳蔵等一五五名) 富士吉田市長(田辺一等一九四名) 東富士演習場地域農民再建連盟 (高杉正年等二、三五〇名)	松葉、野草	三〇、三一、三二、三三、三四
横浜	北富士演習場	今津町長(浅田孫一等三二〇名) 新旭町長(豊庭武男等二七三名) 安曇川町長(楠本九郎等二〇一名)	野草、柴	三〇、三一、三二、三三、三四
横浜	東富士演習場	日出生台演習場関係補償工事期成会会長 (河野進等八一六名)	野草、柴	三〇、三一、三二、三三、三四
大阪	養庭野演習場	別府市長(石田健一等二〇三名) 日出町長(吉野千吾等七九名) 東彼杵町長(中尾寅一等一六八名) 嬉野町長(峰一字等八〇名) 矢部町長(中村精彦等五八〇名)	野草	三〇、三一、三二、三三、三四
福岡	日出生台演習場		野草	三〇、三一、三二、三三、三四
福岡	十文字訓練場		野草	三〇、三一、三二、三三、三四
福岡	大野原演習場		野草	三〇、三一、三二、三三、三四
福岡	大矢野原演習場		野草	二七、三一、三二、三三、三四
福岡	大矢野原演習場	計 十五件		

以上

昭和三十六年六月七日 参議院會議録第三十六号

八八四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し原簿紙は二十円)
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一號